

第五十八回 参議院大蔵、社会労働委員会連合審査会会議録第一号

昭和四十三年四月二十六日(金曜日)
午前十時三十六分開会

委員氏名

大蔵委員
青柳 秀夫君
植木 光教君
北島 教真君
小林 章君
柴谷 要君
中尾 辰義君
青木 一男君
伊藤 五郎君
大竹平八郎君
大谷 賛雄君
西郷吉之助君
塩見 俊二君
田中 茂穂君
竹中 恒夫君
徳永 正利君
林屋亀次郎君
藤田 正明君
木村禧八郎君
田中寿美子君
戸田 菊雄君
野上 元君
野溝 勝君
二宮 文造君
瓜生 清君
須藤 五郎君

社会労働委員

委員長
山本伊三郎君
理事
鹿島 俊雄君
黒木 利克君
理事
大橋 和孝君

理事

藤田 藤太郎君
植木 光教君
川野 三曉君
紅露 みつ君
佐田 一郎君
玉置 和郎君
林 塩君
丸茂 重貞君
山本 杉君
横山 フク君
沢田 政治君
藤原 道子君
森 勝治君
森中 守義君
小平 芳平君
中沢伊登子君

出席者は左のとおり。

大蔵委員
青柳 秀夫君
植木 光教君
北島 教真君
小林 章君
柴谷 要君
中尾 辰義君

委員

青木 一男君
伊藤 五郎君
内田 芳郎君
大谷 賛雄君
西郷吉之助君
田中 茂穂君
徳永 正利君
藤田 正明君

社会労働委員

委員長
山本伊三郎君
理事
鹿島 俊雄君
黒木 利克君
大橋 和孝君

委員

國務大臣

大蔵 大臣
厚生 大臣
大蔵 大臣
水田三喜男君
園田 直君

政府委員

人事院総裁
人事院事務総局
給与局長
人事院事務総局
職員局長
行政管理庁行政
官
行政管理庁行政
監察局長
佐藤 達夫君
尾崎 朝夷君
島 四男雄君
森部 隆輔君
諸水 直君

説明員

行政管理庁行政
管理局審議官
文部省大学学術
局大学院課長
北山 恭治君
吉田 寿雄君

事務局側

常任委員会専門
員
坂入長太郎君
常任委員会専門
員
中原 武夫君

本日の会議に付した案件

○国立病院特別会計法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

〔大蔵委員長青柳秀夫君委員長席に着く〕

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵、社会
労働委員会連合審査会を開会いたします。

先例により、私が連合審査会の委員長の職をつとめます。

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○藤原道子君 すでに特別会計制が提案されましたが、衆議院において、あるいは参議院大蔵委員会においていろいろ御質問が続けられております。しかし、私は、さらに納得のいかない点が多々ございますので、若干御質問してみたいと思っております。

まず、第一に、厚生大臣にお伺いいたしますが、厚生大臣は各都道府県の衛生部長会議を開きになりまして、その席上で園田大臣が、戦後処理が大体終わった現在、新しい国づくり、人づくりを考える時代である。憲法に規定してある福祉国家の建設であり、予算的に裏づける必要がある。衛生行政は人命につながるから、十分に意を払い、努力をしてもいい。特に結核対策は、特会制になるから、国の任務が終ったというのでなく、むしろ激しい追撃戦をこれからするつもりであると言われております。激しい追撃戦ということは具体的にはどのようなことが考えられているのか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(園田直吉) 国立療養所のたゞいままでのおもなる任務としてまいりました結核対策は、あらわれた数字の上から見ますと、ベッドがあいておりました、あたかも患者が減少して、一応終えんしたかのごとき感じがござりますが、それは必ずしもそうではないと私は判断をいたします。あるいは生活の問題、あるいは施設の不備の問題等在宅で治療される方がある。また、もう一つは、患者の動向が変わっております。年齢の方の患者であるとか、あるいは地域的な方々がいろいろござりますので、一応戦後、結核に対する政府の政策は功を奏して終えんの方にきたものではあるが、確実に終えんではない。したがって、本年度御審議願いました予算には、結核対策としては三十二億増の予算を組んでおります。

す。なお、今後は、たゞいままでのところは施設その他が非常に不十分でありまして、極端に言うると、策でこれに対抗してきたかのごとき感があります。特会と同時に、近代化施設の整備等を急速に急ぎ、その他の施設と相まって、結核に対する施策は今後ともいままです以上にやりたいと考えております。なお、それに伴って、事務当局の持つております将来のベッドの増減の計画等もこれは修正をいたしまして、減らすところ、ふやすところ、あるいは準備すべきところ、この点は検討してみたいと考えております。

○藤原道子君 次に、さつき大臣が言われたように、私も、結核の追撃戦で国立療養所の果たした役割りは非常に大きなものがあつたと思っております。で、厚生省では結核患者が減つたと宣伝をしている。ところが、いま大臣は必らずしもそうではないと言われましたことも私ははつきり覚えておりますので、ぜひその方向でやってほしいと思つた。ところが、特会制で厚生省が配布いたしました「国民の期待にこたえる国立療養所」というものの中に、特別会計制に移行することによって「医療内容が飛躍的に向上いたします」と、こういうふうな宣伝しておいでになる。国立療養所が特別会計制に移行して、そうして飛躍的に医療内容が向上する、こういうことでござりますが、この点につきまして私は若干お伺いしたいと思つた。まず大臣に最初に聞いておきたいのですが、飛躍的に内容が向上するというのは、どういふふうに向上するのか。特別会計制になつたら医療内容が飛躍的に向上する、こういうことを宣伝しておいでになりますか、どのように向上するのか、具体的に伺いたい。

○国務大臣(園田直吉) 特別会計に移行することによって国立療養所の財政に弾力性を持たして、その利点を利用して施設近代化を急速にやりたい。なお、予算の増額に伴って、患者へのサービス向上等も考えていきたいと考えております。

○藤原道子君 そんなことは特会制になつたつてできるんです。それではお伺いいたします。

具体的にいま療養所ではお医者さんが非常に不足してゐる。結局三十年と四十年の対比を見ましても、総数において三十年末が九万四千五百六十人、四十年が十万二千五百人、ところが、七千四百五十二人しかふえていない。ところが、患者のほうは約三倍になつてゐる。これで十分な医療ができるか。しかも、そのお医者さんの定員にいたしましては非常に不足してゐる。厚生省はお医者さんを充足するためにどのような対策と展望を持つておられるか、これをまずお伺いしたい。

○政府委員(若松栄一君) 国立病院療養所等で医師が不足しているというお話でございますが、国立病院におきましては、昭和四十二年十二月一日現在におきまして、医師の充足率は九四・三%、国立療養所におきましては九三%でございます。若千の不足がござりますのはたいへん残念でございますが、われわれもできるだけこの充足に努力をいたしております。

○藤原道子君 それではお伺いいたします。衆議院の大蔵委員会では、医師の充足率は、国立療養所では九三%とお答えしておりました。ところが、そのうちの常勤の医師と非常勤の医師はどのようになつてゐるか、これを伺いたい。

○政府委員(若松栄一君) 九三%といふのは定員内の職員でございまして、非常勤職員はこれのほかにあるわけでございまして、

○藤原道子君 それではお伺いいたします。国立高知療養所では市立病院から二名の医師が非常勤で応援に来ております。五名で運営してゐるといふ答弁でございましたが、十日の衆議院の大蔵委員会ではなされてゐる答弁では、この二名の医師は定員の中に入つてゐるのかどうか、この点を伺います。九三%の充足の中に含まれてゐるか、身分と給与はどうなつてゐるか、どういふ患者をどのように担当して診療してゐるか、はつきりお答え願ひたいと思ひます。

が三名しかおりません。それも、最近その中のま一人が病気で休んでおりました、現在二名の非常勤の応援の職員を入れてようやくしのいでゐるという状況でございます。

○藤原道子君 それでは充足していると言つたつてだめじゃないか。厚生省の東北地方医務局では、昭和三十六年四月一日から四十年三月三十一日まで国立青森療養所に勤務してゐることにして、三浦洋一という架空の名義で弘前医大石川外科に俸給を毎月払つておりました。昭和三十一年十二月まではときどき石川外科から青森療養所にお医者さんが来ておりましたが、三十九年一月以降は全然来ていないけれども、勤務してゐることにして俸給は払い、四十年三月末まで一人分の俸給を弘前医大に送つてゐたのだ。医科大学との間にこのような架空な医師を持ち、俸給を支払つてゐる例は何か件くらいございませうか。具体的に調べてゐるのかはかにもあるはずでございます。

○政府委員(若松栄一君) 御指摘のように、現在結核を専門にやうとする医師がだんだん少なくなつてまいりましたために、大学等の職員について、ぜひ療養所の仕事をしたいといふことでお願ひをし、まあそのかわりといひますか、完全に療養所全日勤務ということに、大学にある程度通つて勉強もさせるというふうな便宜的な手段をとらざるを得ないという状態があることは確かでございます。ただし、ただいまの御指摘のように、全く勤務しないで俸給だけ払つてゐるというふうなことがもしありますと、これは全く適当でございせんので、これらについては、調査の上、十分指導してまいりたいと思ひます。

○藤原道子君 ほかにありませんか。

○政府委員(若松栄一君) 現在のところ、承知しておりません。

○藤原道子君 昭和四十一年にも国立賀茂療養所で医師の委嘱の発令がございました。ところが、そんな名前のお医者さんは聞いたことがないといふので、療養所の患者さんたちが騒いだことがあ

ります。すると、その医師は国立賀茂療養所の医師

となつていながら、実際は国立病院に勤務して
いることがわかった。国立療養所の医師の充足率
は九三%、いまあなたは九四%と言いましたけれ
ども、実はこのようないふ人を含めていふのではな
いかと私は考へる。医師の調査定員があることを
認めますか、この点をお伺いいたします。

○政府委員(若松栄一君) 療養所におきまして
は、そういう全日勤務の形態でなしに、大学その他
の施設とある程度かけ持ちを黙認している例が
かなりあることは事実でございます。

○藤原道子君 充足率九四%は常勤で充足してい
るとさつきおっしゃつたでしょう。こういう例の
を次々調べれば幾らでもあるけれども、時間の
関係で、私は二、三の例だけを申し上げたわけで
す。これで充足といふことにならぬと思つたわけ
です。そこで、国立療養所の医師の定員の算定基礎
を私は示してほしい。非常勤医師は定数の中にど
のように計算されておるのか、はつきりお答えを
願ひたい。

○政府委員(若松栄一君) 医師の定数につきまし
ては、常勤医師につきましては医療法の基準に
よつて算定するものをたてまゝとしております。
非常勤は、その他たとえば眼科とか耳鼻科とか、
特殊な医療分野につきましては、必要に応じて非
常勤でまかなつております。

○藤原道子君 この場だけを逃げればよいといふ
わけではございません。常勤で九四%充足してい
るといふながら、内容はこれとおなりなんです。こ
れで特会制へいっただけ飛躍的に医療が向上する、
とんでもないことです。そこで、全体の医療需要
に見合つて医師を増員するための政策をお持ちで
ございませうか。特会制にして医師を確保でき
るか。できるというこゝにあれば特別な計画がお
ありだろうと思ふ。この点を明らかにしてほし
い。全額国の責任で医療制度を改善充実にして、医
師の身分と待遇を抜本的に改善することなしに医
師の確保はとうてい不可能だと思ひます。何かお
考え、対策をお持ちかどうか、この点をお伺い

いたします。

○政府委員(若松栄一君) 国立療養所が国立病院
に比べまして非常に医師の充足率が悪いことは
御指摘のとおりでございます。私もどうもできるだ
けこの充足率をあげるための多角的な方策を考え
たい。その一つとしていたしまして、やはりこのたびの
特別会計制度の移行等によりまして施設を十分に
よくする。現在の施設があまりにもみじめでござ
いまして、医師にとつてあまりに魅力がなさ過ぎ
るという点もございまして、施設の整備をや
る。また、治療機械その他の充実をやる。また、
薬品その他の充実をやつて、医療内容の向上がで
きるような環境をつくつて、医師に対する興味、
あるいは魅力といふものを増していききたい。そ
れらに当然給与の問題もございまして、これは国立
療養所だけの問題でございせんので、一般的に
問題として、できるだけ医師の給与の改善をはか
りたい。また、全体に充足率をよくするためには
医師の絶対数の増加をはからなければなりません
ので、その方面からの努力もあわせてやるとい
う、多角的、多方面の対策によつてこの解決をは
かりたいと存じます。

○藤原道子君 あなた方は、国立療養所が魅力が
ないから医師の来手がなく、あるいは老朽化した
施設に魅力がない、こういうことをいつも言う。
けれども、命を預かつているのです。入院患者は
命を預けている。ところが、そこに医師が足りない
い、ろくな診療も受けられない、特会制にすれば
施設も機械も充足するから医師が来るだろう、そ
んな無責任なことはいふと思ひます。終戦後、
軍から引き継いだ施設が、そのまま何人入るも
しないのでございまして、放置したといふところに厚生
省の責任があるのじやございせんか。事ここに
至つてそういう逃げ口上は私たちが納得できない
のでございまして。医師の充足も、実はいろいろ資
料がございましてけれども、広島療養所でも、やは
り二十一名の定員中、十四名しかいない。宇多野
療養所でも、十四名中、五名は不足している、ある

いは秋田療養所でも、九名中、四名不足してい
る。これで医療がスムーズに行なわれていると言
えますか。まさか俊敏な若松さんでもそういうこ
とは言へない。こういう実情は、全国をたずね
れば数限りなくあるのです。それをただ施設が悪い
から、やれあれだから、こういうことで逃げてい
くことは許さないと。國田厚生大臣はどうお
考えですか、この実情に對して。

○國務大臣(國田直君) 医師の不足、国立療養所
の職員不足等は、医師のほうは全般的な問題が
ございまして、全般的な問題についても後刻相
談をして、十分充足したいと思つておりますが、こ
れは、一つには医師に対する待遇の問題がある
と思ひますので、これは待遇の問題では、いままで
の給与体系の中であるように、一般公務員よりも
やや上回るようなことではなかなかお医者さんは
集まらないのだと思つております。特にいま御指
摘の国立療養所については、そのほかのいろいろ
な経営、あるいは施設等の面もありまして、なか
なか不足のようではございまして。御指摘の点は、
さつそく全国の療養所を嚴重に調査をいたしまし
て、これが処置をしたいと思つております。

○藤原道子君 大臣のおこたをばしかと私は受け
とめておきます。
そこで、お伺いしますが、国立療養所の医師の
給与と民間医療機関に勤務する医師の給与はどの
くらいの差がございませうか。

○政府委員(若松栄一君) 四十二年の人事院の給
与勧告がありまして、その資料を比較いたします
と、民間との給与差は一五二%、民間のほうが国
立医療機関に比べて五二%高いという事実が
出ております。

○藤原道子君 こういう点を放置しておいて、た
だ施設が老朽だから医師が来ない、魅力がないか
ら来ないのだ、そんなばかなことはございませ
ん。東京の国立療養所東京病院の診療部長の要職
にある植村敏彦という方が東京の多摩中央病院の
医師も兼務しているそうです。国立療養所の勤務
員のアルバイトの実態はどうなつてゐるか、公務

員のアルバイトが医師にのみ許されているのはど
ういうわけか、医師にアルバイトをさせなければ
ならない何かがあると思ふ。この点につ
てお考えを伺ひます。

○政府委員(若松栄一君) 結核対策におきまして
は、公衆衛生面と医療面と大きなパイプで結んで
いくということがぜひ必要でございまして、保健
所が結核患者の検診をやり、管理をやる、それを
医療に結びつける。そのためには、保健所におけ
る結核検査協議会等に出て行つて適切な指導を
し、要入院といふようなものに対する適切な指導
をするといふことが必要でございまして、療養
所の医師については、できるだけ公衆衛生活動に
援助参画するようになつていくことを指導してい
ます。そういう意味で援助をしておられたといふこ
とは事実と思ひます。決してアルバイトとか、そ
ういふような意味ではないわけではございませ
ん。

○藤原道子君 それは逃げ口上だ。現にお医者さ
んのアルバイトを認めているじやありませんか。
アルバイトしなければやつていけない。低い給
与、そして人間を集めようとしておる。低医療
政策のごまかしでございまして。お医者さんだけが
アルバイトをしていいといふことになつてゐる
のはどういふわけかを私は聞いてゐる。ひとり植
村さんだけの問題じゃございせんか。

○政府委員(若松栄一君) お医者さんだけがアル
バイトをしてゐるという趣旨ではございませ
ん。私も、公衆衛生活動その他に参画する
といふために、保健所の審査協議会、あるいは集団
検診等にも協力をするといふたてまをとおつて
ゐるわけではございませぬ。

○藤原道子君 これは逃げたつてだめですよ。そ
んなら、協力していると言ひけれども、やはりそ
こから収入を得ているじやありませんか。それは
どうなんですか。

○政府委員(若松栄一君) 公務員でございまして
で、他に時間外その他でなければ他から給与、手
当等を受けることはできません。おそろく実費支

弁という程度の補償が出ていたものと思ひます。

○藤原道子君 実費支弁だったらいのですね。これはアルバイトにはならないのですか。

○政府委員(若松栄一君) 交通費その他の実費弁償のものは、これは当然受けて差しつかえないと思ひます。

○藤原道子君 とんでもないことです。交通費支弁くらいなことではやっているとをそう信じているのですか。ごまかしているのです。明らかにアルバイトしてはいます。私は名前をあげてやれというなら出しますよ。ただ、きょうは時間の制約がございまして、私はこの程度にしようと思つてはいるのですが、はつきり言つてください。

○政府委員(若松栄一君) 私どもとしては、公務員でございまして、医師にだけアルバイトを公認するというわけにはまいりませんので、実費支弁等の形でそれぞれの補償を受けるというところは容認しておりますが、お説のように、実態としては、医師が少ないために、これを社会的な資源として大いに活用しなければならぬという状況から、あるいはこれが過ぎた実態があるかもしれません。

○藤原道子君 どうも納得はまいりません。人事院の方が見えておりますか。実際には公務員のアルバイトは禁じられてはいるはずですが、ところが、実際においてはやっているとあるわけなんです。お医者さんの場合、一人の医者が両方の病院に勤務して両方から収入を取っているという例もある。こういうことがはたして許されているかどうか、これを人事院のほうからお伺いしたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 公務員法上の問題といひましたは、いわゆるアルバイト的なものをする場合には、所屬長の許可を得なければならぬ。言いかえれば、許可を受けなければいけないという法律のたまえになっております。したがひまして、夜間大学の講義に行くような例は、これはございします。したがひまして、個々のまた具体的な事情に応じて、これはひど過ぎるからいけま

せんというよりなことは所屬長の判断にまかされておるといふふうに考へております。

○藤原道子君 それはお医者さんがアルバイトを現実にしているのはどうなんですか。医務局長にお伺ひしたいのですが、許可を得た場合には差しつかえないと人事院で言うのですが、許可をした件数がありますか。

○政府委員(若松栄一君) 現実に療養所の職員等が大学の非常勤講師等を兼任する場合は正式に許可をいたしてあります。

○藤原道子君 私が聞いているのはそうじゃないのです。両方の病院で働いたり、アルバイトを働いたり、現実にそういう場合に許可を得たのがありますかと聞いています。

○政府委員(若松栄一君) 実態がよくわかりませんが、内容のものであれば許可はいたしてあります。

○藤原道子君 中には、公務員として勤務しながら、かたわら自分で病院を経営している、こういう人がございしますが、それはどういふことになるか。

○政府委員(若松栄一君) 公務員でございしますと、当然他に正式の職務を持って俸給をもらうことは許されませんが、夜間等に他の医療機関に応援に行くという程度のことには、これはやむを得ないものとして認めております。

○藤原道子君 私は、自分で病院を経営している、一方では公務員である、こういう場合が現実にあるでしょう。あなた知らないとは言ひませんが、知つていらつしやうとほけないでください。そういうことは許されるのですかと聞いています。

○政府委員(若松栄一君) つとめながらみずから開業するということは適当でございしません。そのような例につきまして、先年、例がはつきりわかりました場合に退職をしていただいた例がございします。そういう意味で、著しく不当なものがあるば、これは当然処置をしなければならぬと思つて

おります。

○藤原道子君 私はお医者さんのアルバイトを責めてはいるのじゃないです。問題は、アルバイトしなければいけないような待遇をそのまゝ放置しているというところに医者が集まらないとか、あるいは治療の密度が低下するとか、そういうことになるから、処遇の問題を中心として、私は厚生省に反省を求めたい。

それから、国立療養所の眼科とか歯科とか耳鼻咽喉科など、結核患者の併発病の治療を受けるお医者さんの格はどのようになっていますか。

○政府委員(若松栄一君) 国立療養所は結核、精神等専門でございまして、常勤を主として、そのような専門の職員により、そうして眼科、耳鼻科、あるいはその他のいわゆる併発病については非常勤職員で臨時的な治療をするか、あるいは他病院に紹介する等の方法をとっております。

○藤原道子君 これが結核患者の併発病とか、あるいは他の医者に委嘱しているといつたてなかなからよくいっていないやうでございします。こういう点、患者の不安といふものを絶えず耳にいたしておりますので、特別に考慮していただかなければなりません。

文部省の方が御出席だそうでございしますので、お伺ひいたします。

いま御案内のように、非常に国立関係の療養所、病院の医師が不足をいたしております。定員が充足されておられません。非常勤を定員としたり、まあ定数に数えたり、いろいろ無理が行なわれておりますが、このままではますます医療が不安でたまたまないのでございしますが、文部省はどのような医育計画を立てておいでになりますか。さらに、各地におきまして、まあ療養所には医者の来手がなく、こういうことの答弁が厚生省からはしきりに言われておるのでございしますが、いまの教育のあり方、さらに今後の医育計画等につきまして文部省のお考えを承らせてほしいと思ひます。

○説明員(吉田壽雄君) お答えいたします。

まず最初に、現在の医育計画はどういうふうになつていかという御質問でございします。これにつきましてはは国公立大学合弁をしまして、入学定員は現在約三千八百名余りでございします。これにつきまして、現在医師がやはり相当に不足しているといふことは承知いたしておるわけでございしますが、医学部の設置なり、あるいは学生増募といふことは必ずしも容易なことではございしません。たとへば経費の問題にせよ、あるいは、また、指導スタッフの整備にしろ、相当な負担が現状にありまして、これにつきましては厚生省とも十分相談いたしまして、計画的に整備していかうといふことで進んでいくわけでございします。

それから、地方におきまして医師が相当不足しているという実態がございします。これにつきまして、国立大学に例をとりますと、相当に現在いわゆる無給医局員と称する者が多いわけでございします。こういうような方々がございまして、地方の病院等に就職していただければ非常に医師の不足の解消に役立つわけでございしますが、これにつきましては非常にむづかしい複雑な問題がございまして、なかなか簡単に地方の病院に行つていただけないという実態もあるわけでございします。これにつきましては、私ども、全国医学部長、病院長会議、こういう会議体がございしますが、そういう会議が開かれるたびにいろいろとお願いしておるわけでございします。できるだけ大学病院のほうから地方の不足している病院のほうに出ていただきたい、あるいは派遣していただきたいといふことでいろいろとお願ひしているわけでございしますが、これまたなかなかむづかしい事情によりまして、必ずしも御期待に沿えない、そういうような残念な状況にあることは事実でございします。今後この医師の養成をどうするかといふことでございしますけれども、これにつきましては厚生省ともいろいろと相談しておりますけれども、やはり何とか申しまして、事は、単に文部行政だけではなかなか解決しがたいという複雑な問題でございしますので、こ

れにつきましては厚生省、あるいは関係省庁、その他また大学の専門家の先生等とも十分相談いたしまして、できるだけ医師の不足解消に文部行政としても協力しなければならぬ、こういうふう

に考えているものでございます。

○藤原道子君 事は命にかかわることでございますので、非常に急を要しておりますので、それぞれ機関と十分御連絡をいたしまして、複雑な事情というふうなこともわからないではございませ

んけれども、いつまでもお医者さんの社会に封建的なものがつきまといと、結局人命を守る

という点が非常に重要なこととござい

ますので、十分にひとつ御考慮願いたい。私は医者

のほうはあまり専門でございませんで、この点を特に要望いたしておきます。

そこで、厚生大臣、無給医局員とか助手とか、

こういうことではなかなかお医者さんは長い間苦勞

をなさり、そこへもってまいりまして、普通の大学

よりも二年もよけに勉強して、さらにいろいろ

な制度があるわけでございます。そして出て

きて、就職なさいます場合に給与が悪い、

これでは集まらないのはあたりまえでございます

す。園田厚生大臣のときに抜本的なこれに改正を

していただきまして、喜んでお医者さんが公的

医療機関に集まるように御努力をしていただき

たい、こう考えますが、お覚悟のほどをお聞かせ願

いたいと思ひます。

○国務大臣(園田直吉) ただいまの先生の御質疑

応答の中で私が推察できますことは、国立療養所

のほうの医師の定足は、いろいろ二カ所その他重

複しているものもございします。それを九四%の定

足数の中に入れておるのではなからうか、あるいは

は、また、それが医師のアルバイト的なものを助

長するのではなからうか、そういうような推察は

できますので、そういう点も含めて、先ほど御

指摘によりお約束いたしました調査をいたしまし

て、しかしながら、まず私は、医師の充足につい

ては文部省その他とも相談しなければなりません

が、何といつても、ただいまの公務員の給与体系

の中で、医師の待遇が一般の公務員よりも上回る程度にされているところに問題がありますので、

学校教育も長いし、その上いろいろの研修も積ま

なければいけないということもございしますので、よ

その国々のことも考えまして、給与体系の中の医

師の待遇をどうするかということが先決問題であ

ると考えております。なお、過渡期におきまして

は、調査の結果、それぞれ制度、法律等に抵触し

ないように、しかも、その任務に抵触しないよう

に十分留意しつつそういう方向に進めていきたい

と考えております。

○藤原道子君 とにかく厚生大臣も医師をあずか

ることだから、特にそういうことを発言され、文

書でも出しておいでになるのをごさいますから、

園田さんに期待いたしまして、私は次の質問に進

みたいと思ひます。

病院で一番困っておりますのは医者が足りない

こと、さらに看護婦さんの不足でございます。こ

の看護婦の充足と看護内容の改善について若干お

伺いをしたいと思います。

今度法改正になりますと、一類看護四対一、二

類看護が五対一、三類看護が六対一、こういうふ

うなことになるのでありますけれども、この理論的

な根拠はどこにあるのか。看護婦を患者四人に対

して一人とか、六人に対して一人ということをお

きめになりました理論的な根拠はどこに置いてお

いでになるか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(若松栄一君) 御承知のように、医療

法におきましては、病院におきましては患者四人

に対して看護婦一人ということと標準とするとい

う考え方を示しておりますが、したがって、その

標準はどこまでも標準で、その前後があり得ると

いうことを予想していただいております。しか

し、健康保険その他の医療保険で看護の程度の薄

い厚いによりまして経費が違いますので、それに

応じて支払いの額に差等をつけるという実態がご

ざいまして、それが一類看護、二類看護、三類看

護というふうな形になっておるわけでございます

が、これも理論的にどうとはじき出した計算では

ございせん、むしろ実態にあわせて費用の支

払い方法をきめたのが現実でございます。そうい

う意味で、この数といふものの算定方法それ自体

は基準もございせんし、あるいは理論的な相当

の積み上げといふものはございせん。この点は

世界各国あるいは共通の問題ではないかと私は考

えております。

○藤原道子君 それで、この四対一なり六対一が

正しい数だといまでも考えていますか。

○政府委員(若松栄一君) 正しいといひますか、

決してこれで十分というふうには考えておりませ

ん。

○藤原道子君 実は、こうしたことが決定されま

したときに私はいろいろ質問をいたしておいま

す。そのときに厚生省側では、四対一が十分とは

思わない、ほんとうからいいますと二・五対一、

このくらいに持つていきたいと思ひます。しかし

病床数と看護婦の数を割っていくとこれ以上は

できないのです、したがって、将来看護婦の

養成を急ぎまして、できるだけ正しい看護ができ

るようにしたい、こういう御意見をしばしば伺っ

ています。それから、衆議院における委員会の答

言も、五対一ぐらいが適当と思ひますと、こう

言っている。ところが、相変わらずこの四対一、

六対一で通してきています。それもよろしい。結

局看護資格のある人で四対一ということにきめた

と思ひます。ところが、いまでは五、三、一に

なり四、四、二になり、だんだん看護婦さんの資

格を持つ人の数が減ってきているということにな

れば、国立療養所の看護婦は六対一といふけれ

ども、ほんとうはもっと低い、つまり七・五対一ぐ

らいになるんじゃないでしょうか。これをこのま

ま今後も強行しておいでになるつもりですか。看

護に必要な数に改訂されるお考えがあるか、あり

とすれば、看護婦の養成はどのように考えておい

でになるか、お伺いします。

○政府委員(若松栄一君) 看護婦の数が四対一で

決して満足するものとは思っておりません。お話

にも出ましたように、看護専門団体であります

看護協会は二・五に対して一ということが適当で

あらうという意見を出されております。しかし、

残念ながら、現実には看護婦の数が非常に足りな

いために、そのようにしも基準を変えたとい

たしまして、現実に実行が不可能であるというこ

とから、私も現実には、いまのところ、これを動

かしてまでも実効があらうという趣旨から、

現状のままでしばらく経過させざるを得ないとい

う考えを持つておるわけでありまして、将来看

護婦が大いに充足いたしてまいりまして、基準を

変えてもそれが実施可能という段階になれば、こ

の基準を適切なものに変更するということを検討

することが必要であらうと考えております。

○藤原道子君 手をつかねておいて、それで看護

婦がふえませんかというのじゃ私はただけな

い、これをきめてそういう答弁が出たから計算し

てみますと十七、八年たつ。その間にどれだけ看

護婦養成に力をかけてこれだけか、これが問題で

す。数を減らしても、看護婦がなければい

ない、意味がない、まさにそのとおり。けれども、

なりてがないのじゃございせん。ここ二、三年

来は看護婦志望者はふえております。ふえてお

りませんが、あなた方がこの養成機関をふやそうと

しなさい。安がが医療で、ふえておりますのは准

看護婦がふえておる。しかも、准看護婦で働く人

の進学コースで看護婦に上がる道は非常にきび

しい。これでは看護婦がふえるわけがないじゃあ

りませんか。そこで、二・五に一人が好ましい姿

だといわれておるながら、承知しながらこのままに

しておくといいことは、非常に看護婦が重労働に

なる。せっかく重度の心身障害児の施設ができて

から、入りたい人がわんさと控えているけれど

も、これが一〇〇%収容ができない。島田療育園

にしても、約百幾つかの病床で六十も開いてない

じゃありませんか。看護婦が足りないからこうい

うむだをしていらつしやる。これに対してどのよ

うな計画で今後看護婦の養成をなさるおつもりで

あるか。いまのような重労働では、働いている人

だつてやめたくりますよ。からだが続かない、

こういうことをどう医務局長としてお考えになつておるか、これをお聞かせ願いたい。

○政府委員(若松栄一君) 看護婦の著しい不足が出てまいりましたことはまことに申しわけないと思っております。先生も御承知のように、この問題は、特に三十六年以降の特殊な状態もからみまして著しい不足が出たわけですが、これを解消するために、現在私どもも養成施設の拡充をはかつておるわけですが、三十八年には、各種の養成施設、一応全部総数で申しますと、保健婦、看護婦、准看護婦全部の施設で、三十八年には八百七十四施設、定数で五万五千程度でございましたが、四十二年にはこれが千百三十七施設、八万九千七百八十七名というぐあいに、養成定数に至りましては六割程度増をいたしておりまして、年々この養成の強化をはかってきたわけでございます。その結果、現在では年間約一万五千程度の就業看護婦の実人員増が行なわれている状況になりまして、三十六年以来著しく不足いたしました状況も、徐々にございますが、緩和の道をたどっております。一応四十六年ごろには、理論的な計算をいたしました場合に、何とか勘定が合うという目算がつけ得るまでになつていく状況でございます。

○藤原道子君　たいへん施設もふえたし、生徒数もふえた。この内容は、高等看護学院と准看の施設と、その比率はどうなっていますか。

○政府委員(若松栄一君) 看護婦の養成の施設は三十八年に二百四十二施設、一万八千六百四十二名、一、二、三年全部の定員でございましたが、四十二年にこれが三百十一施設、二万六千七百三十一名定員にふえております。准看護婦の養成施設につきましては、三十八年に五百七十施設、三万四千七百六十三名の定員でございましたが、四十二年には七百五十二施設、六万一千七百七十一名というぐあい、これも八割程度の増加をいたしております。

○藤原道子君　看護婦は将来一本化しなければなりません。こういうことは看護制度の当時から固

題になっている。ところが、これをいま何うと、
准看が非常にたくさんふえて、高等看護学院と、
うのが少ない。これでは一体どうなるんですか。

しかも、准看の進学コースはきわめてきびしい。法律では看護婦の仕事と准看の仕事とはおのづから区別がある。看護婦の指導のもとにというところがある。ところが、指導する人が少なく、そうしていまでは准看だけに夜勤をさせている。准看に点滴注射までやらしておる、こういうところがざらにございませぬか。これで、はたして医務局長としてのつとめを果たしているとお考えでございますか。安あがり医療はあらゆる面に出ておりますけれども、看護婦さんが特にしわ寄せを受けておる。しかも、その勤務状況たるや、非常にきびしいものがあるということはあなたも御承知だろうと思う。だから、この間もいみじくも衆議院の委員会であなただは答弁しておられるけれども、看護婦は卒業時期になるとふえます。ところが、十二月から三月まで、これは何といひますか、看護婦の端境期だなんといふことばを使っておる。入る人も入るけれども、やめる人が多いのです。だから十二月から三月までは非常に看護婦は不足いたしますと、ぬけぬけと答弁しておる。なぜ就職しないのか。高等学校を出て三年勉強して国家試験を受けて、中学校を出て二年勉強して、そうしてまた試験を受けて看護婦を指向してなられた人たちがどんどんやめていくのはどこに原因があるとお考えでございますか。これを直さずして堂々めぐり、いつになつた看護婦の充足は私はむずかしいと思う。これに対してどう考えておられますか。

○政府委員(若松栄一君) 御質問の第一段の、看護婦と准看護婦の比率の問題でございますが、おっしゃいますように、現在の養成のスピードは、准看護婦が非常に大きくて、看護婦が少ないわけでございます。現在就業している看護婦さんの比率を見ますと、看護婦のほうが若干多く、准看護婦のほうが若干少ないという状態でございます。しかし、これは数年ならずして逆転することは明

らかでございます。したがって、私どもも何とかなして看護婦の数をふやさなければならぬということについては、准看護婦から看護婦への昇格の道を考えなければならぬということで、現在准看護婦から看護婦への進学のコースを非常に強く拡充いたしてございまして、おかげで最近は見ごましい増加をいたしております。進学課程だけで見ますと、三十八年に五十一施設でございましたものが、四十三年、ことしの春には百二十一施設と、倍増いたすことになるわけでございます。さらにこれに拍車をかけ、また、その他の方法があるかどうかについても現在検討中でございます。

なお、准看護婦さんに看護婦さんの勤務をさせざるを得ないという実態にあるということは、私どもも非常に残念に思っております。できるだけ准看護婦が夜勤をするような場合は、夜勤婦長等の指示を受けて、間違いないようにやらせたいと考えております。

端境期ということばを私は使ひまして、これは非常にわかりやすいかと思ひましてをいうことばを使つたわけでございますが、現実十二月のポナス時期以後になりますと退職する人が非常に多い。これはある意味でやむを得ない点もありかと思ひます。しかし、最近におきましては、結婚してなお就職を続けるという数が非常にふえてきていることも事実でございます。そういう意味で、国立医療機関におきましては、四割を越す者が結婚している看護婦でございます。そういう意味で、それらの者が家庭生活とできるだけ両立できるようにすることを勤務環境の上でできるだけ配慮して、そして退職その他できるだけ防止したいというふうに考えております。

○藤原道子君 私は、准看護婦の進学コースをふやしてきたと、なるほど教はふえております。けれども、三交代制ですね、看護婦さんは、僻地にいる看護婦さんたちは夜間はとも通えない。三交代制であるから、十分に通り状態に置かれていない。こういうことを考えて、山間僻地にいる看

護婦さんたちはいやになってやめていくのです。看護婦と同じ仕事をさせられる、それでいて准看という目で見ておられる。これではいや気がさすのはあたりまえであって、それで、准看はやむなく夜勤するときには夜勤婦長の指示を受ける。あなたは夜勤婦長がどういう状態であるか御存じでございいますか。はるかかなたに休んでいらつしやる。看護婦さんは絶えずブザーで呼ばれれば監視しなければならぬ。夜勤婦長のところまで一々お伺いを立てに行くひまはないのでございます。それを十分承知でおりながら、准看が一人で夜勤することは、これは違反になりますから不当でございいますから、それをのされるために夜勤婦長の

指示を得ている。一人の夜勤ではございませんと
こう言っている。そんなことでごまかされるほど
私たちが勉強ではございませぬ。こういうことは
どうなんですか。ですから、私が申し上げたいの
は、この間法案を提案いたしましたけれども、新
しく教育を受けて六カ年看護婦で働いた人にも、
これに講習なり、あるいは通信教育で可能なもの
は通信で勉強する、単位を取る、それで国家試験
を受ける、そして資格を与えたらどうか、こうい
うことを提案しておりますが、あなた方はこれに
反対している。看護協会でも、これは看護婦の
レベルが下がる、レベルダウンになるから反対
だ。私は国家試験をやさしくしろとは少しも言っ
ていない。六年間実務を経験して、さらに通信教
育なり講習を経て単位を取って、その上に立つて
国家試験を受ける資格を与えなさい。准看護婦さ
んたちは非常にこれを念願しているのです。これ
に対して、ただ進学コースをつくる、やれどろだ、
一人の夜勤婦長の監督でやっているのだと言つて
も、そんなことではごまかされませぬ。現実にと
うじゃありませんか。明らかに看護婦が足りない
ために、非常な不測の事態が起こっていることは
あなた方も御承知だろうと思ひます。この点、看
護婦充足対策をいま一度聞かしてほしい。
○政府委員(若松栄一君) いろいろ具体的な御指
摘がありましたように、現在のわが国の全般的な

看護婦の状況というものは決して望ましい姿ではないし、望ましいどころか、相当不満の多い状態でございます。こういう状態を何とかして改善していくためには、非常にいろいろな方面の問題を解きほぐしていかなければならぬわけでございます。現実には看護婦の絶対数の問題、あるいはその絶対数の不足というものが待遇の問題に基因し、あるいは勤務形態に基因し、あるいは労働条件に基因しておりますので、それらの問題の解決ははからなければならぬ。いわゆる看護制度そのものにも、御指摘のように、看護婦、准看護婦等は多年の懸案問題でございます。そういうような点もあらゆる面から多角的に検討し、この問題は医療制度全般の中でこれを検討していかなければならぬと思っておりますので、私どももできるだけ早急にこういう問題を詰めて検討してまいる所存でございます。

○藤原道子君 私はさらに続いております。いたしなと思っております。いまあなたは結婚してもつとめる人がふえている、四〇％ぐらいは既婚者である、こういうことをおっしゃいました。私もそれを認めます。ところが、それが長く続かない。無理がありますので、結局医療に従事する看護婦さんたちは非常に異常産が多い。これは夜勤が多過ぎること、通勤が非常に困難であること、子供の保育に心が奪われる、こういうことで、せっかくつとめようと勇気を出してみても、やむを得ずやめざるを得ない。あるいは人がいないために夜勤をかわつてもええない、こういうことで、心ならずも妊娠中絶をしたと泣きながら話している看護婦さんがある。こういう状態では長続きはいたしません。

そこで、保育対策については一体どういふふうに考えていられるか、あるいは通勤対策は、三交代制でございますから、準夜、深夜などというところになると、これは通うのはたいへんです。これに対してどういふふうなことを考えているか。これなら看護婦さんが辞職する大きな原因になる。したがって、病院に二十四時間制の保育所を設け

なさい。そうすると二十四時間母から離れることは好ましくないとおなた方は言っております。母の勤務中です。準夜、深夜の人たちのために、絶えずいつでも預けることのできる二十四時間制の保育所、これが必要です。それから、通勤の人たちの夜中の通勤はたいへんでございますから、夜勤仮眠の場所、こういう所をもっと整備する必要がありますのではないかと、こう考えますが、これらの対策はどうですか。

○政府委員(若松栄一君) 産前産後の休暇、あるいは勤務形態の緩和ということについては、従来から相当意を用いております。休暇はもちろんです。夜勤等のないような勤務場所に配置転換をする等の方法によりまして、できるだけそのような策を講じておるわけでございますが、先生御指摘のような看護婦の異常産等が多かったということもあるいは事実かと思えます。そういう意味ではなお策が足りないかと思えますので、今後十分気を付けてまいりたいと思えます。また、これらの問題の解決の一助としての勤務環境の改善、特に保育施設、あるいは仮眠施設の改善等が指摘されましたけれども、保育問題につきましては、これも従来から多年の懸案でございますが、きわめて大規模の施設でございますとある程度のことが可能になってまいりますが、規模が小さくなりますと、現実には保育する子供の数が非常に少なくなると、そういうことも、場合によっては一人の子供のために一人の保育がつかなければならぬというふうな状態にもなりかねないわけでございます。現実の問題としてなかなか困難がございます。そういう意味で、私どもも現場の御意見等を聞きながら検討をし、できるだけそういう趣旨には沿いたいと思っておりますけれども、まだ決して十分なところまではいっておりません。ただ、仮眠室、その他夜勤の勤務環境の改善ということにつきましては、ここ二、三年相当経費もいたしてきました改善をはかってまいっております。

○藤原道子君 熱意がなさ過ぎるのですよ。保育

所は厚生省が運営しているのじゃないやありませんか。ほとんど組合が運営している。部屋を貸してくださいというところらしい願しないじゃないですか。ほとんど組合がお互いのけなしの金を出し合って保育所を運営しているのです。国がやっている施設、保育所がどのくらいありますか、数を示してください。私はいまの答弁では納得いきません。ほとんど組合の運営だと私は承知いたしております。

○政府委員(若松栄一君) 御指摘のように、国が直接やっております。共済組合等がやりまして、組合から若干の助成をしているというのが実情でございます。

○藤原道子君 お聞きのとおりでございます。大臣。組合が運営しているのです。それをいかに施設がやっております。そのまかせしてほし。しかも、保育所をやるために部屋を貸してほし。こういうことにもなかなか強くて、いい返事が出ないのです。大臣、看護婦の不足等の緩和のために保育所に対して私は無理な要求をしていない、部屋はあるのです。わずかなことでございまして、ございまして、大切な看護婦さんが足りないために人命事故が随所で起こっているのです。これに対して、園田厚生大臣、私は保育所をぜひ考えてもらいたい。あなたはどうお考えですか。

○園田厚生大臣(園田直君) 結核病院でいろいろな事故が起っておりますが、そこら辺の原因は看護婦が少くないことの原因のようでございます。そこで、看護婦さんの充足につきましては、根本は、やはり看護婦さんの待遇そのものを考えなければならぬと思っておりますが、そのほかに、いま御指摘になりましたような保育とか、その他結婚し、家庭を持たれてもお勤務できる施設をつくらなければ長く続かない。実際看護婦さんとしては経験の積まれ、子供を産み、家庭を持たれた看護婦さんのはうが一番患者にとつてはありがたい看護婦さんでございますが、御指摘のとおり、結婚されるとやめられる、つとめられてもすぐやめられると

いうケースが非常に多い。それで、いまのつとめられておる方は、共済組合の中で、組合が保育所をつくるか、そういう施設をしているところは、つとめておられるようでございますが、それも費用その他について全然自分の俸給から支払っている、自分の分担金を。それについての陳情もよく承っております。二十四時間、保育所のことについては、これは一般の保育所のことでございます。病院の看護婦さんのおつとめになるような施設は特別な保育所として別ワケを考へるか、あるいは看護婦養成のために助成金を出してありますと同様に、各病院に対しても、とりあえず病院の施設の一部をさき、三者でそういう施設をつくり、早急にやります。将来はやはり国家のほうでそういうものを考へて早急にやらなければならぬ。そうすれば看護婦さんの減るのも減るし、なお、また、御指摘のとおり、志望者は幾らでもあるわけでございますから、養成所の助成等もさらに考へなければならぬと考へております。

○藤原道子君 私はしかと承っております。とにかく看護婦さんが貴重な存在であるにもかかわらずやめていく、それから、いまこんなに看護婦不足で困っているのに、またまた優秀看護婦が二十万近く眠っているのじゃないか。これらの人の待遇が考へられ、あるいは保育所とか夜勤緩和がございしたら働く人があるのです。それを厚生省が手をこまねいて、ただ足りない足らないで働く人の過重労働を強要している、これはそのとおりだと思いますので、ぜひその点は早急に実現していただくように強く要望いたしまして、さらにこういう状態でございますから、この上に夜勤が非常に多くて、平均いたしまして十日間、多いところは十五日間、二十日間も夜勤しているところがございます。これに対して、四十年の五月二十四日に、看護婦の夜勤制限に関する人事院の判定が出されておる。これには、夜勤する看護婦等に、夜勤に従事する者の月間平均夜勤日数を八日とすることが適当と考へられる。一人夜勤の廃止に向

かつて努力すること、産後六カ月程度の夜勤免除の措置を講ずること、看護婦の休憩時間を明示すること、この判定が出されております。ところが、一向にそれが進まないで、いまなお平均十日間の夜勤をしており、一人夜勤がまだございすために休憩時間がほとんど取れない、こういう状態でございす。人事院の判定をどう生かして、いつごろ実現されるお考えであるか、私どもは夜勤はせいぜい六日間だと思ひます。ところが、人事院ではいろいろ考慮されたと思ひますけれども、八日というこの判定が出されております。四十年に出されておる。ところが、いまなおそれが行なわれない、人事院判定は無視してもよろしいのでございすか。労働基準法に違反したことを厚生省は平気でやりなつてよろしいのでございすか。この点について大臣のお考え方を伺ひたいと思ひます。それから、看護婦の休憩時間を明示することとございす。ところが、こういうことをはつきりやつてゐるところはほとんどございせん。これらについてもお聞かせを願ひたいと存じます。

○國務大臣(園田直君) 人事院の判定を無視してはならぬと考へておられますが、いま申し上げましたように、実情で相当無理があるということも承知しておりますので、早急に人事院の判定に沿うように、諸施設並びに勤務時間等の改善をいまたにかく努力したいと考へております。

○藤原道子君 人事院にお伺ひいたしますが、あなたのほうから判定を出されたのは四十年五月二十四日。ところが、厚生省は、お聞きのとおり、何もしてない、いまなお一人夜勤がままとおる、それから、平均十日間以上の夜勤がままとおる、それとすると、あなたのほうではせつかく判定は出していただけたけれども、その後の注意とか何とかいうことは人事院ではないのですか。私、不勉強でわからないのですけれども、聞かしてください。

○政府委員(佐藤達夫君) 何もしてやらぬじやないかと仰せられますとまことに悲しいことなんです。

ございまして、あの判定を出しますときも、私どもの職員が病院に泊り込んでつづきに実情を拝見した上で、せめてこのくらいのところはというところでお出した判定なんでありまして。したがって、努力によつてはこれは実現していただけたという確信のもとに出した判定なんでありまして、私どもとしては、これは生みつばなしであつてはこれはないので、その後どのようにこれが実現されているかというところは、これは厚生省にお聞きになればわかりますけれども、しつこいくらいにお尋ねし、報告を求め、そうして国会での御追及もありまして、厚生省も努力をされておるといふことはわかります。それで、ことしの二月も、局長以下おまなブロックに出向きまして、関係の国立の病院の方、あるいは関係の方々に集まつていただいて、さらにまた現実をよくお調べしておるといふような努力もしておるわけとございまして、まず私どもの見るところでは、なるほど努力はしていらつしやる、これはわかりますけれども、まだまだ理想まではほど遠いというのが私どもの見たところとございす。

○藤原道子君 人事院総裁、遠慮しちゃう困るので、努力はされてゐるけれどもと言つけれども、してないですよ、努力を。やる意思があれば、政令だ、やれ何だ、すぐ厚生省は都合のいいことはやる。けれども、働く者の立場に立つての改善策はまことに冷淡なんです。同時に、人事院でももっと強くひとつ要求してもらいたい。厚生大臣、人事院判定が出てもう三年たつたのですが、それが改善できていない。大臣はやつてくれますか。

○國務大臣(園田直君) 判定の線に従つて改善をいたすよう努力いたします。

○森勝治君 閣連。

大臣からいまそういう答弁をいただいたのです。が、厚生省が何とこれを陳弁これつとめようと、怠慢であることはもうはつきりしてゐるわけですね。しかも、あなたは、就任早々、厚生行政

は私にまかしてくださいと、議会の内外を通じて多くの国民の皆さん方にお約束をされておるはずであります。これは大臣、ごく最近のことですから御記憶が新たであります。ところが、いまの答弁は何です。努力する、ただそれだけで済みますか。あなたが就任のときの国民の期待にこたへるという、厚生行政の全きを期すという初心があるならば、三年かかってもなおかつこれができないという、具体化されない問題は、直ちに私の責任において具体化します、人事院の勧告どおりお約束します、かくお答え願へるのが大臣就任のときの国民に約束されたあなたのおこぼれを具体的に実行に移すということじゃないですか。したがって、それではわれわれはそろそろしつこいお答えとしか受け取れません。したがって、閣連です。それから、これ以上私は申し上げませんが、もう少し明快に、あなたが——これは三回繰り返します、いいですか。就任のときに国民と約束された初心がまだ消えないでしよう。その心と同じ心を持つて、もつともつと前向きな姿勢で積極的な解決のお約束をいただきたい。

○國務大臣(園田直君) ただいまの御意見は十分拝聴いたしました。おこぼれを返すわけではありませんが、私は、厚生行政を私にまかしてくれというふうな口幅つたいことを申し上げておりません。精魂を傾けていたし決意は表明いたしました。しかし、趣旨はそれとおりでございす。傲慢でないことだけ御了解いただければけっこうでございす。

ただいまの問題につきましては、私、就任いたしましたして五カ月でございまして、そういう点は、逐次、正直に言つて勉強の最中でございまして、不十分であることはまことに申しわけないと率直におわびを申し上げます。いまの問題につきましても、定員、予算等の問題もございす。が、全力をあげてこの改善をお約束を申し上げます。

○藤原道子君 私は、どうも厚生当局は答弁をうまくやればいいと、その場のがれのことを答弁しておられるように思へて、腹が立つてたまらないのです。私は真剣に考へてほしいと思ひます。私は、この点につきまして、時間の関係もございすので、次に進みたいと思ひますが、一月二十九日の全国国立療養所所長会議で、厚生省は、基準看護を実施しても、一類看護が三十七施設、二類看護が七十七施設、三類看護が二十六施設、実施できないのが十二施設と説明してゐるのですが、それぞれの施設名と理由を明示していただきたい。

○政府委員(若松栄一君) ただいまお話のありました点は、私どもがこの準備のために、昨年の十月の第三水曜日の時点で患者数と看護婦数の実態を調べまして、そのときの時点で一応判定したわけとございすので、これをやりやすうするためには、年間の動き等を正確に把握した上できめなければなりませんので、現在詳細な調査をいたしております。

○藤原道子君 必ずしも詳細に調査してなんと言ふ。はつきりそれを指示したのでしょ。そう言つてゐるじゃありませんか。それで、いまここで言えないというはずは、あなた、ないと思ふ。基準看護をやる、基準看護料を取るといふようなことは特会制で明らかになつてゐる。それだから、両方とも自信がなければこういふことは言えないはずで。ですから、あるの、でせう、腹案が。はつきり言つてゐるのだから、一類看護が三十七、二類看護が七十七、三類看護が二十六で、実施できない施設が十二ある。それをちよつと聞かしてくださいと私は言つてゐる。

○政府委員(若松栄一君) ただいま申しました昨年の十月の時点の資料はございすので、それは後刻先生のお手元まで差し上げたいと思ひます。しかし、現実に基準看護を実施できるかどうかという問題は、これはいま申し上げましたように、年間の患者、看護婦の動き等を見まして、そうして社会保険事務所に申請をして認可を得なければなりませんので、現実に実施できるものとその時

点で想定したものに狂いのくることは、これはやむを得ないことと存じております。

○藤原道子君 不満足ですけども、時間がございませんで。

そこで、伺いますが、基準看護というものは、入院したら一切の看護は病院が責任を持つものである、これは厚生省告示の第七十八号、昭和三十三年六月三十日に通達を出している。これはそうですね。基準看護というものは、入院したら一切の看護は病院で責任を持つものである、間違いないですね。それから、付き添い看護が行なわれているのであってはならない、こういうことも通達が出されておるわけです。このように解釈してよろしゅうございませうね。

○政府委員(若松栄一君) そのとおりでございませう。

○藤原道子君 それでは伺いをいたします。すでに基準看護が行なわれております特別会計を実施した国立病院で、基準看護を取りながら、重症の患者には付き添いをつけさせておる例がたふさんございませう。国立甲府病院でも、結核で入院中の坪川敏子さんという方、十年以上入院している重症患者ですけども、病状が悪化したから酸素吸入を始めた翌日、婦長が電話で家族を呼び出し、妹さんに二カ月以上も付き添いをさせております。そのほか、例をあげればきりなくあるのでございませうが、これは一体どういうわけでございますか。基準看護を取りながら、病院から電話をかけて、そうして付き添いと呼んでいる。そうしてその人の妹さんは、患者に配膳された食事の残りを食べて、夜はベッドの下に褥を敷いて寝ている。こういうことが随所に行なわれていることを医務局長は御承知でございませうか。これは、もしお認めになるならば、この告示に反するということであって行なわれている、こういうことになるとはありますが、どうですか。

○政府委員(若松栄一君) ただいま御指摘ありました甲府病院の例は、私どもの承知している範囲内では相当重症な患者でございまして、すでに肺

のほうに相当ひどく、心臓が悪くなっております。六月の半ばごろから病状が悪化して危篤状態になっております。そのために主治医が患者を個室に移した上で家族の来院を認めたものでございまして、結局はこの患者も死亡されたものでございまして、死亡の時点まで結局家族が付き添ったという事実がございませう。これはもちろん原則的に死亡に至るまで、たとえ危篤状態であろうと、看護してあげなければならぬのが本来でございませうけれども、やはり人情をいまして、危篤状態等の場合に家族に来ていただくというよりな例が往々あることは、これまた事実でございまして、それが事実上看護の一部の代替をするという事実もまた現実であろうと思ひます。まあこら辺のところは人情、風俗、習慣の問題もございませうので、一律に一切家族の付き添いを認めないというわけにはいかないかと思っております。

○藤原道子君 民族風習があるのと、うまくお逃げになる。私は、危篤に瀕すれば家族が行くのはあたりまえ、それは民族風習でしようけれども、その人がすべての看護をやられておるんじやありませんか。これはどういふことなんですか。看護婦さんが基準看護をした上に、肉親が心配で付き添っているというなら話はわかる。そうじゃございませう。手が回らないから妹さんにすべての身の回りの世話をさせている事実です。これはどうお考えですか。だまさないで、ごまかさないうで、特会制になったら医療が向上するからというので、私どもは心配して質問している。基準看護をすでに実施して基準料を取っているもそういう例が随所にある。例をお示しくださいますと、ばたきさんあつて、時間がありません。そうしていまのような看護婦の不足の状態ですらして特会制になって基準看護ができるんですか。私は、そういうごまかしをされちゃ患者さんがかわいそうです。私は、日本の医療を破壊されるものとして、こういうことを心配するがゆえに質問しているんです。看護婦さんは過労と労働密度が高いから休憩時間がないから、だからやめていくと、そ

れにあらわされてこういふことを訴えてきております。私たちは精神的な苦痛にたえられない。看護学院で教わったことがそのまま看護に生かされておられません。学校で教わったことの三分の一も実地では生かされておられません。手抜きでございませう。心配で心配で患者の苦痛を見ていられないけれども、そこに手をかしていただければいいかげん看護病を患えているというところは、私の良心が許しませんと、こういう訴えがずいぶんきています。看護婦になろうと、私も看護婦でございませうけれども、看護婦になろうと、看病したい、そういうつもりで飛び込んで教育を受けたのです。試験を通ったんです。ところが、実際に飛びこんでみれば良心的にどうしてもたえられない、だから私はやめたんです。こういう看護婦さんが訴えてきておるんです。私は、やかましいことばかりおっしゃるけれども、教育を受けたことも実地に生かされない、手抜きが横行している。その結果、皆さん御存じだと思ひますけれども、私きょう二、三写真を持ってきた、これを回してちょうだい。三組ある。重症患者がみずから酸素吸入をしている、ごはんを食べるのにひどいところで、重症患者がやせ衰えながら酸素吸入も自分でやる、点滴注射もやりっぱなし、重症患者が身動きもできないのに、こういう姿でごはんを食べているのです。こういうことを御承知でございませうか。

特に沖縄から来た患者が、昨年十一月七日にカリエスの手術をした、ギブスを乾燥させる電圧を上げて、看護婦が不足で点検を忘れた、やけど事故を起こした、寧丸二つとも摘出したという例がある。そのときに見舞い金幾ら出しましたか、まことにたつた五千円の見舞い金、こんなひどいやけどをいたしました。寧丸摘出をして取られてしまつて、その苦痛に対するお見舞い金はたつた五千円ですよ。どこから割り出したのでしやう。こういうことが現実に行なわれていることを、私はよくあなた方は知らぬ顔でいられると思う。この女の患者さんは寝たきりでしやう。だけれども、食

事の介護もなく、一人で食べている。また、ある人は急に苦しくなつて酸素吸入さしたけれども、酸素の機械が故障があつた、どうやらやつと三番目に持ってきたときにはもう息が切れていた、こういうこともあるじやありませんか。重症患者は、はしが持たないで手づかみで食べている、こういう状態にしながら結核の問題は解決してきた。もう五、六年たつたら二万人ぐらいに減るだらう、こんなのんきなことをいわれていたのでは、私は心から怒りを覚えるを得ないので、す。こういうことはどうなんですか、点滴注射も無人でやっております。これではいつかは薬がなくなつて空気が入る。看護婦さんがいなかったために点滴注射していた患者が死んだ例だつたんですよ。医務局長からどういふ御報告がいつていますか。知りませんけれども、実際を見てください。それで医者は給料が安過ぎる、看護婦は待遇が悪い、つとめきれない、一番不幸をみるのは患者でございませう。こういうことに対して私はお考えをいいただかなきゃならない。それから、先ほどの笑いごとじゃないです、若松さん。こんなひどいやけどをして、寧丸まで摘出されて、それでたつた五千円の見舞いというものは、これはどういふわけですか。厚生省から見舞い金五千円、同情金というものが三万円出ている。同情金というのはどういふわけですか。ちょっとお聞かせください。

○政府委員(若松栄一君) 同情金ということでございますが、これは患者のお見舞い金がいりいろ集まりまして、省側で三万円を調達してお見舞いをしたという事です。

○藤原道子君 五千円はどうかということなんです。厚生省が出した五千円は。

○政府委員(若松栄一君) 最初の五千円は、所長が自分のポケットマネーでさしたたつてお見舞いをしたという事でございませう。

○藤原道子君 とにかくいまの療養所の実態は、数えきれない問題があるんです。それを特会制に

すれば医療内容が向上する、とんでもないことだと思ふ。基準看護だなんて、いまやっておる病院の姿はお話になりません。私は、そういう点でも、国の医療に対する考え方はまことに冷酷きまゝものであると言わなければなりません。さらにあなた方は、空床があるから結核定床を減らすのだ、こう言います。ところが、なぜ空床があるのをごさいますか。結局は菌排菌患者がたゞくさんいる。毎年毎年新しい患者さんが登録されておる。それで結核は感染するのです。それが入院したのだけれども、この在宅患者、医療なしの患者が多いのです。入院していない人はどうしてこれを放置しているのか、なぜ登録されなかったのか、なぜ入院しないか。ただあなた方は健康診断をしていと言ふけれども、それはどの程度に行なわれているか、はなはだ不十分だと思ひますが、その点についてのお考えを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(村中俊明君) お答えいたします。昭和四十一年の年末の集計によりますと、百四十万ほどの登録されている患者がございます。この中で、感染性の患者が二十二万九千人おりました、この二十二万九千人の中で、入院している者は十一万二千、少し低くなりまして、九万五千六百八十九人が在宅医療を受けている。先ほど御指摘の医療なしというのが一万九千名おりました、保健婦が家庭訪問いたしまして、いろいろ調べたけれども所在がわからないというのが千九百人ほどおりました。

それから、第二点のお尋ねの、一体どの程度の結核の健康診断を行なっているかという点についての御質問がございましたが、これは同じく昭和四十一年で大体四千二百万名の国民に健康診断を行なっております。

○藤原道子君 おっしゃるとおり、感染性の患者が二十二万九千五百六十六人と発表されている。入院しているのが十一万二千九百九十九人、在宅患者が九万五千六百四十四人。そうすると、医療を受けない者、さらに在宅患者が入院患者を上回っております。

いるじゃありませんか。これはなぜ入院ができないのか、入院のできない理由、患者がありながら空床がふえてくるという理由はどこにあるのか、これを伺ひたい。

○政府委員(村中俊明君) どういう事情で入院ができないのかという点についてのお尋ねでございますが、私も結核患者を扱う場合、化学療法、外科療法、あるいは全般的な療法というふうな形で処理をするわけでございまして、入院をして手術をしたり、あるいは安静をとりながら療養をするということが一番患者の治療にとって必要な場合、家庭的な事情もあつたり、生活環境の問題もあつたりして、医師の指導があれば自宅で療養してもいいだろうという患者もあるわけでございまして。自宅で医療を受けて、在宅の患者が入院されないでいるというところについての療養上の問題が困ると、一がいにそういうふうな判断は私はできないと考えております。最近の化学療法の非常な進歩によりまして、御承知のとおり、軽い勤務をしながら療養をしている場合もありまして、あるいは自宅生活を続けながら治療を続けている、いろいろ仕事をしながら治療を続けている場合もある。問題は、私は、特に先ほど御指摘のございました感染性の結核患者の中で、特に菌を排出をする、あるいは他に感染を及ぼすような肺臓のほうの病巣の所見があると、一例を申し上げますと広汎空洞型という、こういう患者の場合には、これは御承知のとおり、伝染病予防法に従ひまして命令入所の措置をとるというわけでございまして、この広汎空洞型の患者が現在まだ五五程度入所できないで外にいますというふうなのが、私は端的に申し上げまして、一つの問題点であろうと感じております。これにつきましては、保健所の機動力、あるいは保健婦、そういうたのものを動員いたしまして、できるだけ実態の把握と入所の勧奨をやっておりますが、残念ながら、この五五程度の広汎空洞型の在宅の患者というものは、ここ数年來横ばいの状態を続けているわけでございます。

○藤原道子君 私は、化学療法が進んできたといつても、感染性の患者でございますから、やはり相当考えなければならぬんじゃないか。ことに最近結核患者の問題点といたしましては、老人層なり貧困層、中小企業、無職などの階層が吹きだまりになっている、ここに問題があるんじゃないですか。さらに、また、一部の地域、西日本方面に偏在している、これは何を物語っているか、健康な管理が十分でない、生活は楽でない、自分が入院したあとの家族の生活がどうなるか、こういうことで入院に踏み切れない人もいろいろあるか、あるいは、また、国立療養所へ入院したい患者が、重症の場合は入院を拒否している例がある。五年も十年も病床をなおりもしない患者に占められてはかなわない、だから一年か二年でなおる患者を入れれば回転が早くなる、だから重症患者は入れないのだ、こういうことを言っているところがあるのでございまして。これは一体どういふわけでございまして。一つの例として、これは昭和四十年ごろから排菌している右肺上野に数個の空洞がある、そうしてガフキー二号というのですか、結核菌が排出している重症患者が出てくるにもかかわらず、国立療養所の春園園では、本人が両手、片足がないために手がかるからといって、二時間にあたりて説得して入院を拒否した事実がございまして。これに対して四月十日の衆議院の大蔵委員会若松議員局長は、医師が病状上入所の必要がないということで入所を断つたのだ、こう答えていらつしやる。ところが、国立療養所の入所を認める病状の基準は何でございまして。この人が病状上入所の基準に該当しなかつたというが、どのような診断によつて判定したのをごさいますか。この患者は尼ヶ崎の東保健所の指導を受けて入園を申し込んだところが、春園園が断つた、そこで、尼ヶ崎市内の私立の病院の診断を受けて、そうして武田病院から尼ヶ崎の東保健所に、こういう患者だからというところで、即刻入院を要する、こういう結核予防法第二十九条による命令入所を申請した、ところが断つた、どういふことになるのですか。だから療

養所に入院できる基準というのはどこにあるのか。こういう手のかかる患者は断つた、若松さんの答弁とは食い違つてゐるのです、私どもの調査では、こういう人は断つてよろしいのをごさいますか。結局、医務局、療養所課長會議ではいろいろ指示しておいでになるようでございますけれども、結局こういう入れなかならない感染性の強い患者、だが、かたわであるから入れない、これが厚生省の態度として許されるだろうかどうかということをおは御答弁が伺ひたいと思ひます。

○政府委員(若松栄一君) ただいま話題になりました事例につきましては、私も主治医が診察をいたしました結果、早急に入所する必要がないということで説得して帰したというふうに承知をいたしております。原則的な問題といたしまして、私どもは、国立医療機関の使命にかんがみまして、できるだけ重症患者も引き受けるようにといふことを指導しております。しかし、何ぶんにも、療養所といひましても、それぞれ看護定員がございまして、重症病棟といふものは看護婦をたくさん配置しておりますが、そこにはやはりそれぞれの数がございますし、軽症を入れておきます病棟は看護も手薄でございますので、そういうところに重症患者を入れるということも、医療上かえつて危険がございまして、そういう意味で、施設の事情等によりまして、残念ではございますが、収容できないといふことのないわけではないかと思ひます。まことに遺憾でございますので、これらの点は先ほどの療養所長會議にも十分注意いたしまして、そのようなことの絶無を期するように指導してまいつた次第でございます。

○藤原道子君 看護が手薄だから、入院してもかえつて悪い結果があるんじゃないかといふことは承れません。そういうことで国立療養所が入院を拒否した場合、一体その患者はどうなるのか、菌をばらまきながらのたうち回つて死んでいけといふことですか。民間で療養ができないような人こそ国立療養所ではこれを収容し、そして手厚い看護をする、これが国の行なう医療の姿でなければ

ばならないと思うのです。手薄で看護が十分でないなら、それに対する対策はなぜやらぬのか。緊急を要する患者を手薄だから断わった、これじゃ私断っているわけにまいらぬ。大臣、それでよろしいのでございませうか。

○国務大臣(岡田直吉) たいま御意見を承りましたが、特に就任以来国会のほうで、現地を視察する時間がないでございせんので、終了後、直ちに全国の現地を視察して、御指摘の数々を実地に調査して改善をいたします。

○藤原道子君 こういうことは随所にあるのです。大臣は先ほどの写真をごらんいただいたというふうにお考えになったか、これが実態です。

○国務大臣(岡田直吉) 写真を拝見いたしました。先生と同じように私も考えております。

○藤原道子君 先生と同じように悩む。大臣は対策をどのようにしたらよいと考えるのか。

○国務大臣(岡田直吉) 同じように考えれば、それぞれ議員の方と行政官の長としての責任は別個になってまいります。先生が考えて非常にわかりになっていると同様に、私も同様な気持ちを持ってこれに対処する考えでございます。

○藤原道子君 じゃ具体的にどうするの。私は、大臣が国民の命を救うていらつしやる、ですから、きょうは実地を視察していらつしやらないだろうと思うから写真を持参して御参考にお供したわけです。こういふところで看護婦さんもお医者さんもお働いておる、それが生活に値しないような安い給料で、しかも、過重労働で自分の健康さえ破壊されているというふうな実情を、大臣、真剣に考えていただきたいから御質問をされているのです。もっと適切な御答弁を私は承りたかったと思ひます。そこで、問題は、感染性の結核患者が入院ができない、これに対してどこに原因があるかというところについて御答弁がなかったと思ひます。これとあわせて、先進国の結核対策はどのように行なわれておるか、これをひとつ聞きたいと思ひます。

○政府委員(若松栄一君) 実態でございますが、感染性の患者が相当多数在宅しているというところ、これはなぜ入れないかということでございます。まず、先ほど答弁がございましたように、感染性の患者が全部入院しなければならぬ状態かどうかということも、必ずしも疑問がございませう。在宅で十分行き届く治療が行なわれる場合には、家族のめんどうを受けながら在宅療養するというのも一つの方法であらうと思ひます。そういう意味で、単に数字の上で全部が入院しなければならぬというふうには私どもは考えておりませう。しかし、現実に入院したほうがいい患者がお在宅療養している者も相当あるということも事実であらうと思ひます。そういうものにつきましても、これは現在のところ、公衆衛生活動を通じて、できるだけその促進をはかっておるわけでございまして、療養所といたしまして、保健所のそのような公衆衛生業務に協力して、それを援助するといふたてをまえておると思ひます。諸外国の実情といひましても、これとちよとど比較するようないま実情を私現在つまびらかにしておりませうが、いわゆる先進諸国におきましては、結核は日本の十分の一、あるいはそれ以下に減少しておりますので、現在日本の実情と直接に比べることはかなり困難があらうかと思ひます。

○藤原道子君 諸外国は日本の十分の一くらいに減つておると言いが、減るまでに至つた対策が問題だ。私はここにデンマークの結核対策の資料を持っておりますが、これなど見ますと、結核患者で、もし入院するためには家族の生活が困るならば、診察治療の費用が無料であると同時に、立法によつてその困難をやわらげ、結核で首になった公務員には、学校教師には特別年金が設けられておる。その他の国民のためには、つまり大部分ですが、療養期間中の本人とその家族の生活の保障が法律によつてきめられておる。この援助法は一九五〇年ごろからやられておる。そのためにたとえ一家の働き手が病氣になつたとしても、一家の社会的私生活のレベルは少しも下がることはな

い、金銭的援助がなされておる。いままでのアパートにずっと御主人がいなくても居住していかれる。もし患者に金銭上の負債があつた場合、借金や抵当物の形で、ある借金に対しては公費で弁済をしてやる、こゝまで徹底した結核対策が行なわれておる。こゝまでやれば、何も好んで結核でありながら入院もできない、働けば悪くなると知りながら泣きながら働く、そして結核菌をばらまいて感染が次から次に行なわれる、こういう悲劇はなくなると思ひます。私は、いま日本でそういうことを言へば夢物語りのようにお考えかも知れませう。だが、らい病患者は、生活保護が、家族には資産があるなしにかかわらず、与えられる。これも伝染病、結核も伝染病、それならば、せつかくこゝまで追跡してきた結核対策をも少し真剣になつてお考えになつてやるべきではないかと思ひます。私はこれに対しての答弁は要りませう。どうせ言ひわけだけでしょうから。

そこで、必要化学療法の間隔はどのくらいが適当だと考えていらつしやるか。まあ患者によつて違ふかも知れなからう。最短一年半から、多くの例は二年と考えたらよいのであるといわれておる。ところが、日本の現在の結核の化学療法期間は十分に実施されてない。三十六年度に結核予防法の公費負担が許可になつた全国の症例の統計から見ますと、六カ月単位の許可の中で、実際の治療はわずかに四・二カ月、そして菌が出なくなつたから退院をされておる。これで十分なのでございませう。いま入院患者が新しく入院する人と再入院の患者との比率はどうなつておるか、これもひとつ聞きたい。したがひまして、前々からわれわれが主張しておりますところのアフターケアの施設、こういうものはいま現在どのくらいあるんですか。せつかく金をかけてある程度まで直つたら、医師の看護のもとに職業訓練をする、そうして社会復帰にふさわしい状態になつて初めて退院させたならば、私は、再発することなく、無理をしないからそのまま健康が回復できるん

じやないか、こう思つておりますが、それに対しての医務局長のお考えを伺ひたいと思ひます。

○森中義君 ちよつと議事進行。

委員長理事打ち合わせの決定によつたかと思ひますが、厚生大臣が退席しました。あまりにも重大な問題で核心に入つておるのに、大臣が退席してこゝろの質問を続けられませう。だから、ちよつと十二時半でもあるから、いまの答弁は大臣がくるまで一応保留してもらひたい。休憩に入つて、大臣の出席したあとでやつたらどうですか。

○委員長(青柳秀夫君) それでは、暫時休憩いたします。午後一時三十分再開いたします。

午後一時三十分再開

午後一時三十分再開

○委員長代理(山本伊三郎君) ただいまから大蔵、社会労働委員会の連合審査会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いします。

○藤原道子君 私は、午前中の質問に対する答弁漏れがございまして、その点からまずお聞かせを願ひたい。大臣。

○国務大臣(岡田直吉) 先ほどの御質問は、アフターケアの問題と、それから、一ぺん退院をし、再入院する者の数という御質問だと聞いておりますが、アフターケアは、ただいま二十九カ所に施設をつくつておまして、千五百人やつておりますが、アフターケアは病気の治療の段階でありまして、場合によつてはアフターケアのほうに引きつめて大事でございまして、この点は十分御意見をもちまして今後とも充実をしていきたいと考えております。

再入院の率は、数字の問題でございまして、医務局長から答弁させます。

○政府委員(若松栄一君) 再入院率と申しますのは、全国の数というのはいさよといふ把握をいたしません、国立療養所で昨年の十一月に調査いたしましたところでは、少なくとも、どこかの施設で一応入院して、それから退院した者で再び国立療養所に入ってきた者というのが約四〇%、それから、当該施設で療養したことがあって、一たん退院した後、再びその施設で療養しているという者が約一〇%でございます。

○藤原道子君 ということになると、再入院と考えられる者が半分あるわけですね。方々の病院へ行つた者が入院した者が四〇%、その施設へまた再び入院した者が一〇%、こうおっしゃつたわけでしょう。ということば、それでよろしい。

○政府委員(若松栄一君) ちょっと言い方が間違いました、一〇%というのは四〇%のうちの細計でございます。

○藤原道子君 わかりました。それでは六対四ということですね。私はこれはむしろ国費のむだ使いになる。したがって、大臣がいま答弁になりましたアファーマーが非常に必要になってくる。ですから、これを至急にひとつ拡充をしていただきまして、社会復帰したときには健全なからだで働ける、そこまでめんどろをみていただかなければ使つた金が死んでしまふ、これを強く大臣に要望いたします。いまこれは進めてまいりますと言われたことを胸にとめて、さらに強く要望いたします。

それから、一つお伺いしたいと思いますのは、四十二年の二月に、荒川の人でございますが、これが入院を申し入れたところが入院を拒否された。そうしてほかの病院へ入院して、そして死んでおりますけれども、これに對して、そのなくなった患者のおとうさんが日患の諸君に泣いて訴えた。ところが、これが植村診療部長に面会をして、約三時間におわたつて交渉したけれども、そのとき植村診療部長は、「東京病院は、ホープレスケース(治る見込みのない、絶望的重症患者)は入院させない」のだ、「ホープレスケースの患者

でも、東京病院で治療すれば、十年ぐらひは生きられる。しかし、結局治らないで死んでいく」んだ、「治らない患者に十年もベッドをふさがせるより、重症でも一年ぐらひで中等症になる患者を入院させる」ことができない。これをやれば「ベッド回転が早くなり、多くの患者を助けることができる」から、重症だから拒否したのである。うことをはっきり言っている。ということになると、結核菌をばらまきながら国立の療養所でそういうことで入院拒否をされたとする、これは重大な問題だと思ひますが、しかも、それが基幹病院、十分な模範的な療養所の、しかも、診療部長のお話でございますから、厚生省はその方向であるのではないのでしょうか。しかも、この植村医師は十月十日の朝日新聞にも同様のことを堂々と言っている。基幹的な療養所として建設された療養所の診療部長の発言でございます。これは私は軽々しく聞くわけにはまいりません。したがって、厚生省として、今後はそういう重症患者、なおる見込みのない患者は入院を拒否する、こういう方針であられるのではないかと思ひますが、厚生大臣のお考えを伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(國田直君) ただいまその事実を承りましたが、決してそういう方針ではなくて、いかによくなる重症患者でも収容して、國家が責任を持つて治療するのが当然であると考えております。なお、その問題については当事者とも話をし、注意をしておきます。

○藤原道子君 話をしておきまして、おっしゃるんだけれども、すいぶん方々にございまして、入院を拒否された例は。そういうこともひとつぜひこのことにおきまされんように、國の医療機関でございまして、貧しい人、病重い人、こういう人こそ國が責任を持つてあつかうのが私は使命であらう、こう思ひますので、強くこの点を要望いたします。

次にお伺いしたいと思いますのは、国立療養所の差額徴収でございます。御改正になつてから国立療院では差額徴収がほとんどふえております。若松さんが衆議院の委員会の答弁で、わずかに〇・何%、こういうことの御答弁でございまして、私が、私どもはともそのようには思ひませんので、私どもは、国立療養所を整備するために特別会計制にするのだという八十四施設の特別整備が計画されているようでございますが、この中で、大阪の近畿中央病院とか刀根山病院とかなどのように、差額徴収をする施設は何施設ぐらい予定されておるのか、医療機関が差額徴収をする法的根拠はどこにあるのか、国立療養所で差額徴収をしている施設は何施設あるのか、施設名と施設数をそれぞれお知らせを願ひたいと思ひます。国立療養所の近畿中央病院では、特別室が一日に三千円、個室が一日に五百円、二人部屋で一日一人百円、こういうふうによられておるが、差額徴収施設の診療収入に対する差額徴収の額及びその比率をお示し願ひたいと思ひます。

時間がございせんので、私は続けて、国立療養所の差額徴収は今後拡大するのだから、これについても御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(若松栄一君) 国立療養所における差額ベッドの実態につきましては、いろいろごまかな点がございまして、それは後ほど資料として先生のお手元に差し上げたいと思ひますが、大まかな点を申し上げますと、現在差額ベッドを療養所で持つておりますものは七施設ございまして、七施設の医療法上のベッド数が五千九百六十六あります。中で、二百六十五病室、四百二十八床が差額ベッドになっております。したがって、大体〇・六%程度の率になるわけでございます。この料金等は、お話のありましたような比較的少ない料金でございます。将来はどうかということでございますが、これも、現在国立療養所に入りたという希望があつても、事実上あまりに設備の悪い病室に入れない患者の希望も相当ございまして、また、社会的に相当の地位もあり、社会生活が療養中にも持ち込まれるというふうな観点から、どうしてもそのような個室を必要とするという例も

ございますので、それらの点も考慮しまして、将来近代化等の行なわれる施設については、若干程度のいわゆる差額ベッドは設けるつもりでございますが、決してこれがために収入を得ようとかというふうな意思は毛頭ございせんので、どこまでも利用者の便宜という範囲内、しかも、低所得者を排除するといふような弊害の起こらないようにこの施設を設置してまいりたいと思つております。

○藤原道子君 収入を得るために差額を徴収するんじゃないと、じゃ何のために差額を徴収するのか、私はそういう答弁では納得がまいりません。ことに私がこの際お伺ひしたいことは、特別会計ということになりまして、利点と欠点がある、これは厚生省が発表しております。私はその欠点のほうが増大される危険があるからわれわれは熱心に質疑をしていくわけですね。収入をふやすのでなければなぜ差額が必要になってくるのか、懸念は百円高い、そんなばかげたことを言つております。まさか医務局長が知らないはずはないと思ひます。さらに、そういうふうにして患者の診療費からひねり出して、そうして療養費の國家支出を少なくしようとしておる。少なくとも、今度特別会計になれば、いま国立療養所は特別会計になつてから、本省の課長補佐二名を含めまして、計四十九名、地方医務局では、次長二名を含めて百八名、計百五十七名が、その人件費など、一切が国立療院のお世話になつてゐる。特別会計制でそれを払つてゐる。特別会計にならないときには、こうした人は本省の一般会計の人件費から出してははずです。特別会計になれば、なぜこういうお役人の月給まで病院の会計で払わなければならぬのか、なぜこれにおんぶしなれば人件費がまかなえないのか、私はこれがまことに納得がまいりません。そうして今度国立療養所が特別会計になると、その数は、本省で約百名、地方医務局で三百四十名、計四百四十名が診療収入特別会計で給与が支払われることに予定されておると私は承つております。これがいま消費者米価が問題になり、食糧が

ございまして、それらの点も考慮しまして、将来近代化等の行なわれる施設については、若干程度のいわゆる差額ベッドは設けるつもりでございますが、決してこれがために収入を得ようとかというふうな意思は毛頭ございせんので、どこまでも利用者の便宜という範囲内、しかも、低所得者を排除するといふような弊害の起こらないようにこの施設を設置してまいりたいと思つております。

制度がどういふ経済効果を生むのか、あるいは行政効果を生んでいくのか、ひいては社会保障の前進に寄与するのとかという問題をどのくらい掘り下げた結果ですか。数年前から検討していたというなら、それを具体的に示してください。

○国務大臣(園田直君) 年月日の経過でございすから、医務局長からお答えいたさせまして、あと必要なことは私からお答えいたします。

○政府委員(若松栄一君) 国立療養所の特別会計への移行の話が出ましたのは昭和三十三年ころだと聞いております。そのころからいろいろ話が出ましたが、率直に申しまして、大蔵省側から話を持ちかけられたことが最初が多かったわけでございます。最近に至りまして、少なくとも、この三年間私は医務局長をしておりますが、むしろ積極的に特別会計に移行すべきであるという考え方をかなり明確に持ちまして、逆に大蔵の財政当局に對して、特別会計に移行すべきではないかという話し合いをしたことがございます。といまうのは、やはり十年の間に相当の情勢の変化がございまして、十年前に話し合いが出た時代と最近の事態とは、かなり状況の変化があると思っております。といまうのは、最近のように、結核が減りまして、他の目的に向かつて療養所を再編整備しなければいけぬ、また、緊急整備が焦眉の急であるというふうな状態等を含めまして、かなり状況の変化があったと存じております。

○森中守義君 三十三年からだから、ちょうど十年ですね。いまお話をすれば、若松君が局長になられてからこれに取り組んだ、言いかえれば、以前の局長はこれは同意を与えてなかった、少なくとも、十年間の七年間の問題が留保されておいたということでは、特会制に移行していいのかわいのか、これに対する厚生当局の態度、あるいは一般会計がいいか特会制がいいかという答えが出なかつたということに私は通ずると思う。それは後ほどまた具体的にいろいろお尋ねしますから、その際の議論に譲るとして、二月六日に法案が閣議決定として出されている。一体この国会で予算上

の制度を変える、同時に法案を成立させるといふ、その辺の、私は、財政当局はもちろん、厚生省当局の見解が、多少国会に対する、ある意味で審議権の拘束、審議権の無視、そういうふうなものにも通ずるような気がしてしかたがないのです。どういふことかということならば、正規な場所です。こゝで意見を聞きますが、いろいろいわれていて、こういう人道上の問題であるにかかわらず、国会は法案の成立を急いでいない、国会の責任である、中でも野党の責任であるというふうな話が出れば私どもの耳に入る、厚生省当局の中からはそれがある。厚生大臣知っていますか。

○国務大臣(園田直君) 新聞であるいはごらんになったかと思いますが、私は大臣の談話として、本法案がおくれたことは国会の責任ではなくて、一に私の責任であるという談話を発表いたしました。

○森中守義君 公式にはまさにそのとおり。公式の談話の発表として、厚生大臣が、厚生省の役人が流布しているということを言われるなら、これは大問題、そういうことは常識としてもそれは言えません。だから私は、額面どおりに大臣の言われることを信用したい。しかし、そうじゃなく、いかにも国会が法案の審議をサポートしているかのように、しかも、人道上の問題であるにかかわらずなどというに至っては、まさに脅迫ですよ。私はそういうふうに受け取っている。一体、この法案がいつ通るといふ見通しはありません。何だか仄聞するところによれば、厚生省の内部には、あした打ち上げだ、長かった、こういう話があるといわれる。まことに不届き千万、おそろく大臣がそういうことで御存じであるかどうかわかりませんが、厚生省の中にはそういうものが充満しています。国会の審議権を何と心得ていますか。大臣、どうですか、直ちに事情を調査いたしますか。いやしくも国会としては、そういう不見識なまじりない話で省内の首脳部の中にとりうるならば、あなたも国会議員の一人だから、国会の権威を高からしめるために、直ちに調査し

てもらいたい。いかがでしょう。か。

○国務大臣(園田直君) そういうことはないとはいえませんが、御意見の内容はよく調査をしてみます。なお、私が言いましたのは、公式に言っただけではなくて、質問されて言っただけではなくて、みずから進んで言っただけではなく、私が国会に対する権威を冒瀆しないためにあえて行なった談話でございます。

○森中守義君 そこで、ほんとうは官房長官にお越しいただいていろいろお尋ねすればよかったんですが、その手配ができておりません。したがって、厚生大臣、そして、また、国務大臣という立場からもお尋ねしておきたいと思う。よく予算法案というものが通常国会に幾らか出てきます。しかしながら、この内容については、内閣においても慎重に検討の余地が私はある、常日ごろそう思っております。予算が通ったから、関係の法案は自動的にこれを成立せしめなければならないという、こういう言い方、あるいは事実上の拘束というものをしばしばわれわれは受けた経験がある。そうならば、両院を通じて、相当長期にわたる予算の審議はさることながら、はたして法案というものが十二分に審議が尽くされるかどうかということは、国会の自主的な能力と判断によるけれども、かなり客観的な情勢として、精神的な拘束を受け得ないというところは、私の若干の体験を通して、やっぱあります。だから、内閣一体として考慮してほしいのは、特に今回のように、会計制度を変えねばならぬというところになれば、これはもう財政法上きわめて重大な問題で、影響するところこれまた大きい。そこであれば、まず前年度あたりに法案の審議を求め、その成否によって財政の措置をとっていく。少なくとも私は、財政といふ、あるいは立法といふ、政策の具体的な実行ですから、場当たりで予算をつけたから法案をつくらねばならぬという、こういうその場その場のやり方は行政府にとつてどういふものであろうかという、こういう疑いを持つのであります。大臣が言われるように、

間違ひなく国会の審議権を行政府がおかしたり拘束する意思はない。そのことが正当にそうであるとするならば、具体的な実行の中でそれを示したかどうか。そういうかなり長期にわたる展望を持たないために、今回の特会、これが給料も払えない、厚生大臣が法案をおかしたかどによって告発を受ける、こういう不測な事態が発生するということは、これは民主的な議会の制度上、議会政治上前例がありません。その責任は私は大きいと思う。ですから、このことは、予算法案という関連においては、ひとり厚生省のみを責めるといふのはいささか酷であらうと思ひますが、これから先、予算関係の法案というものは、そういう一つの常識を持たなければならぬ私は困難じゃないか、そのことが立法府対行政府の正常な慣行になつてもいいんじゃないかと、こう思うのです。が、厚生大臣いかがですか。

○国務大臣(園田直君) 不測の事態等もございまして、私の見込み違ひでございまして結果になつたというところについては責任を感じておりました。今後は十分御意見を拝聴して、その趣旨に沿うように準備をしたいと、こう思ひます。

○森中守義君 非常に厚生大臣謙遜過ぎて、私の見込み違ひだと、こうおっしゃる以上、あまりいろいろ文句も言えませんが、私は、二月の六日に閣議決定して、しかも、参議院選挙、かてて加えて倉石発言などが飛び出した。予定の日に法案が成立するといふ見通しは、すでにそのときなかつたのじゃないかと、そういう判断をしてもいいと思ひます。ちょうど二月の六日といふ倉石事件が発生したその日か、あるいは前日に当たるようです。だから、そういう意味で見通しを誤つたと、こう言われるのかもわかりませんが、それならそれで、随時、予算の制度上、ある意味で手続的な措置がとられるわけですから、そういう措置でもなせたらなかつたのですか。指定されたその日に給料が払えないというところは、各省庁のために大臣が告発を受けたという話私も私には

して聞いたことがございません。これは大きな行政上の失態ですよ。醜態ですよ。しかも、何でもか、最近いろいろ聞いてみると、当初当事者間におきまして一括して書類の取りかわしをする、すなわち、個人には借用証は取らないと、こういう約束であったにもかかわらず、最近に至っては職員一人一人に借用証を取っているというではありませんか。一体職員が好んで金を貸してくれたいことになったのですか。政府、厚生省の失態によって給料が払われなくなったのに、支給した金額に証文を書けとは何です。もしこのことが私の事実認識が誤ってあれば訂正いたしますし、取り消しいたします。しかし、私はそう聞いています。その事実がありますか。

○国務大臣(園田直吉) 今度の場合、私の責任でございまして、私の責任で処理をしたわけで、職員の間々から借用証を取るといふことはしない方針でやっておりますが、いま聞いてみますと、場所によっては組合のほうで手続を間違っている所々でありますから、これは直ちに取り消しをさせて、私の全責任において処理をして、職員個人の借用証を取ったものはお返しすることいたします。

○森中守義君 失態に失態を重ねて、また、そういう失態をする。厚生大臣の威令が行なわれていないじゃないですか。責任者を処分しないといふ、そういうのは、あまり厚生大臣が寛大過ぎる。善人過ぎるからそういうことになる。厚生大臣であると同時に国務大臣ですよ。そういうあなた命令にそむいた官僚があるならば首にしない。何もそういうのを、大臣の意思に反して行政行為をやめるのを厚生大臣がほうっておく必要はありませんよ。要するにこういうことですね、厚生大臣はそういうことを指示されなかった、にもかかわらず、借用証を取っている事実はお認めになるわけですね。

○国務大臣(園田直吉) 私は私の責任において処置をするよう指示をしたのであります。各職員の方から借用証書は取らないように指示をしてござ

います。あとで調査をいたしますが、全国的にそういうことではなくて、一部そういう間違いがあったと聞いております。

○森中守義君 しかも、もっと問題にしなければなりませんのは、私の手元にこういう資料があるのですよ。いま大臣の言われるように、全部ではない、なるほどある部分のようです。しかし、ある部分でありながら、正規な貸金支給、こういう手続をとったところがあります。調べておりますか。青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、東京、神奈川、栃木、茨城、群馬、長野、新潟、富山、岐阜、愛知、三重、京都、岡山、島根、鳥取、山口、広島、香川、愛媛、徳島、福岡、長崎、佐賀、熊本、宮崎、北海道、これらの都道府県内にある各施設から成規な貸金を支給したということで措置がとられている。人事院総裁お帰りになりましたか。成規な貸金の支給とは何ですか、これは。幾ら手続や、あるいは指示等が間違っているといつても、こういう間違いはないですよ、これは、大臣どうです。

○国務大臣(園田直吉) 私のほうは、私の責任で全国の職員の方に貸金の支払いができなかったことを非常に痛感いたしました。何としても本月中旬に職員の方に給料同額の金が渡るようにやれという指示を強くいたしましたので、約半月の間でやつたこととございまして、そういう間違いがあつたと思ひますが、これまた私の責任でございまして、直ちにこれは改めまして、職員の諸君にもおわびをするようにいたします。

○森中守義君 先ほどの借用証を取った取らぬという問題は、これは一歩譲って、明らかに手続上そういう指令指示というものが行き届かなかった、それは私も承知いたしました。しかし、成規な貸金の支給というものは、これは許されない、これは明らかに法律違反だ。これはいかに大臣が手続が不十分であつたといふことでは言いのがれできませんよ、言いのがれできません。十七日に俸給の支給日が制度上指定されているにもかかわらず、その支給ができないがゆえにそういう異例の

非常の措置をとったわけですからね。にもかかわらず、成規な貸金の支給で受領されているという事は、これは明らかに大問題ですよ。これは私は簡単に大臣のおっしゃることをそうすかというわけにまいりません。いかがです。

○国務大臣(園田直吉) 直ちに実情を調査をして、それぞれ手続をいたします。

○森中守義君 大体、厚生大臣、こういう関係の責任者というのはだれですか、厚生省の場合。先ほど私が、公式な場所での発言でないから、本来ならば問題にすべきものじゃないですけども、あまりひんびんと、あしたは打ち上げだ、こういう話があつてみたり、人道上の問題であるにかかわらず、国会はいつまでも法律を制定してくれないという意見等が飛び出してみたり、かてて加えてこういうやり方をする、この指導をやっているのはだれですか。官房長ですか、医務局長ですか、だれですか責任者は。責任者を明らかにしてもらいたい。絶対にこういうことは許されない。

○国務大臣(園田直吉) 直接の指導をいたしておりますのは医務局長であり、最後の責任者は私でございまして。

○森中守義君 むろん行政の長官だから、大臣に変わりありませんね。医務局長ですか、責任者は。ちよつとこれをよく見てごらんない、成規な俸給の支給です。いつ予算の執行ができるようになったんですか。

○政府委員(若松栄一君) 直接の指導をいたしましたのは私でございますが、非常に急場のこととございまして、電話で全部指導しております。その電話も慎重を期しまして、私どももいたしましては、一人ではなかなか手が回りませんので、数名で手分けをいたしまして、しかも、文章に全部書きまして、そうして間違ひなく指導が徹底するように、また、この中間機関である地方医務局に対しましてそれを筆記させまして、そうしてまたそれを地方に、そのまま同じ文章で伝えるようにということで、間違ひの起こらないように念を尽くしたつもりでございましてけれども、遺憾ながらそのような間違ひができたことはまことに申しわけないと存じます。

○森中守義君 法律を侵犯しているという事は、申しわけないでは済まない。私は、厚生省の皆さんがおのおのすぐれた能力を持ち、事務的にたんのうな人が多いと思う。だから筆記をさせて指導したというならば間違ひのあるはずがありませんよ。そういうように、私は、厚生省の皆さんが行政能力、あるいは事務能力において劣っているとは思わない。優秀な人がおられるなら、なぜそういう事件が発生したか。言いかえるならば意図的だ、それは。何を意図したんですか。私は、事務上の手続を誤つたんだ、電話の聞き違い、話の行き違いでそうなんだとは思いたくありません。医務局長は、あなたの下僚に対して常日ごろ信頼しているでしょう。信頼している厚生省の職員が、上級局からおりてきた指令、指示ないしは通達等を、そう極端なあやまちをおかすなどというやうなことはあり得ませんよ、それは。あり得ないことだ、何か他意があつたんじゃないですか。むしろ私はそれを問題にしたい。

○政府委員(若松栄一君) 私どももいたしましては、非常に緊急でございまして、通常俸給日に支払うべき現金と相当金額が本人の手に渡るようにやれというふうに言ひまして、給与であるといふことは直接言つてはおりません。したがって、そこに事務的な操作の判断が誤つたものでできたといふふうに存じております。通知いたしました趣旨は、決して給与ではないといふことを文章の上でもわかり得るようになんと指導していたつもりでございまして、その点たいへん遺憾でございました。

○森中守義君 この問題は、また後日大蔵委員会に私おじゃまになるつもりですから、またそのときに少し財政法の問題と給与法の問題を中心にお尋ねすることにいたします。しかしながら、要するに正当な支給行為が行なわれていなかった、同時に、当事者間の協約、協定というのか、約束というものをあなた一方向的に破つた、このこ

長が議長か、だれですか、その責任を明らかにしなさい。だめですよ。そういうことで申しわけなかったで国会を——これは何と申したって国民の税金なんだから、そうですかというわけにはいかない。だれです、最高の責任者は。

○政府委員(若松一君) 当然これは、こういう事務を主宰しております私が目を通すべきであつたわけでございます。重々手落ちがありましたことを申しわけなく思います。

○森中守義君 だめだよ。それは何もあやまつてくれと言つておるんじゃない。国家行政というものは立法府に対して責任を持たねばならぬとなつておるんですよ。その責任を国会に持つてもらおうと、こう言つておるわけだから、こういうことで国家行政組織が国会に責任負えますか。おそろく四十二年度の予算を執行した中の一節だと思ふ。四十二年度の予算の審議にあつたつて、こういうことをやつてよろしいということに国会は厚生省の予算では承認をしていない。明らかにこれは行き過ぎとかやり過ぎとかいうものではないか。あまにも当然なことをなせしていい。そういうことをやつておいて、ただ悪かつた、手落ちがあつた、それでかんべんしてくれということに国会を通すわけにまいりませんよ。私は法案の中身よりも、あとでまたいろいろ申し上げるけれども、少なくとも、厚生省の行政姿勢それ自体が問題ですよ。大臣、時間もないようですが、どう思われますか、この一事に対して。

○国務大臣(岡田直君) 責任ある書類に名前と日付がなかったことは非常な問題でございまして、後刻研究の上、措置をいたします。

○森中守義君 私は、これは不用意に落ちたものとは思えないんですよ。二種類出して、二種類とも入っていない。むしろ内容が日付や出しものと明らかにし得ないようなところがある。もちろん名前が出してあるとなかろうと、内容について、これは国会においては問題にすべき点があるに多い。何となれば「四月一日から国立療養所が、らいを除いて特別会計に移ることになりま

す。」といつてゐる。だから、おそらく厚生当局の配慮としてはこういうことじゃないですか、法案が成立してはならないのだから、なりますというように言わなければPRにはならぬ。しかし、出した日付と出しものと明らかにすれば国会で問題になる。それで出しものと日付をことさらに避けたという推論は当たらないですか、どうですか。

○政府委員(若松一君) 私どもは、できるだけこの特会というもののあり方、特に予算の内容等も十分理解していただきたいという趣旨で出したものでございまして、決してそれ以外の他意はございせん。

○森中守義君 しかし、他意がなくとも、こういうことをやつたといへば、これはもう失態と言ふより。読む人にとつてどういふ印象を与えますか。何としても、こういう公の機関が出す文書、通達もあるでしょう、いろいろあるでしょう。しかし、日付や責任ある機関の名前等が出ていない文書は、おそらく近代国家になつて百年、わが国の行政機関の中にこれをおいて他に例がないのじゃないかと、私はそう思う。しかも、厚生省設置法によれば、広報活動というものは官房でやるのじゃないか。官房長の所管ですよ。総務課かどつかにある。これはおそらく厚生省の広報活動の一つでしよう。医務局でやること自体が間違つてゐるのじゃないですか。官房長いせんか。

○政府委員(戸澤政方君) 官房の総務課に厚生省の広報を担当した組織がございまして、これは国有一般を対象にする厚生行政の広報活動とか、それから、各局にまたがる総合的な広報活動、こういうものは官房で行なつておりますが、各局の所管行政に関する広報につきましても、それぞれの局におきまして広報活動をするというような行き方をとつておるわけでございます。

○森中守義君 いまの官房長官の答弁もちょっとおかしいな。他の部局に広報活動をやつてよろしいというのが設置法、組織令、組織規程のどこにあるんですか。広報活動というのは官房だけじゃないの、私はそういうふうに読める。私も、もちろん

ん厚生省のことは全く知らぬから、ひとつ懇切丁寧に、設置法、組織令、組織規程の何条によつてそれをやつてよろしいと許可しているか、その条項を教えてください。

○政府委員(戸澤政方君) 国民一般に対しては広報活動、啓蒙とか宣伝、そういったことは官房で扱つておりますが、各局の所管行政についての解説、行政上の必要から解説、啓蒙等を要する意味での広報的な仕事につきましては各局、その行政を要する局でも行なうということに従来もやつておるわけでございます。

○森中守義君 これは将来の問題でもありますが、やはり大臣官房というところでは、こういう広報活動については各局をもつて少し調整したほうがいいですよ。あなたは見たの、これを。

○政府委員(戸澤政方君) 内容については読んでおります。

○森中守義君 ちょっと最後がわからぬ。

○政府委員(戸澤政方君) 内容については見ております。

○森中守義君 見たということは、出す前に一応の了解を与えた、こういうことですか。もしそうだとすればあなたも同罪だ、これは。医務局長だけじゃないよ。

○政府委員(戸澤政方君) 私はでき上がったあとのものについて見ましたが、これはさつき局長の答弁にありましたとおり、施設の職員、患者、そういう者に対するものでございまして、事前に官房に協議をして出したというものではないと存じております。

○森中守義君 そうすると、厚生省の内部相互間、上級局と下級局でこういうもののやりとりの際には日付も名前も要らないということが厚生省の慣例になつてゐると、そういうふうに理解していいんですか。

○政府委員(戸澤政方君) そういうことはございせん。

○森中守義君 ないのがあたりまえ、これを見て私と同じように思ったでしょうが、おそらく内部

局相互間においても、発刊の日付、発刊番号、それと局名、あるいは大臣名、官房長名、そういうものは、たとえそれが広報文書であつても、文書には形式があります。公文書もあつて、行政指導の文書もあつて、広報文書もあつて。しかし、官公庁のみならず、一般家庭においても、何月何日、そしてたれの何兵衛というように、これだけはやっぱりいわゆる表現上の常識ですよ、そう思いませんか。それをたいへんくどいようだけれども、他意はない、しかし、刷つたあとでわかつた、わかつたから、わかつた分についてはゴム印をついて出した、そんなむちゃくちゃな話はないじゃないですか。むしろ私は、そういうことが発見できたならば、直ちにその時点において回収すべきですよ、これは。正當な手続に戻すべきだ。

○森中守義君 医務局長はあとでわかつたと言つた。わかつたとき、全国にそれぞれ機関を持つてゐるわけだから、日付と出しものと印刷が漏れてゐるから、その場において適当に処置をしてくれ。厚生省にもゴム印の一つづつ各施設につくらせたり、そのくらの金はあつたはずだ、なぜそういう応急の措置をとらなかつたんですか。わかつていながら、私がここで問題にしなければ黙つてゐるつもりなのか、そんなむちゃな話はありませんよ。いかがですか、その辺の経緯は。

○政府委員(若松一君) この資料は非常に急いでつくりました。それで、療養所長会議等にも間に合わせようと思つてやりました。間に合わせに、グラ刷りの、原稿的なものでこれを配付したわけでございます。さらに追いかけてこれを私の名前前で各施設に送つております。したがつて、この資料は職員に対する執務資料という趣旨が一番大きいもので、その職員が末端にまで周知させ、さらに所内の患者まで周知させるという趣旨で、これはどこまでも職員の手を通じて配付されておりますので、当然厚生省の責任でやられた広報資料であるというふうに解されるべきものでございまして、あらためてそれが所屬不明というか、怪文書というふうな形でとられる

というより意識を持ちませんでしたために、そこまでの手段は尽くしませんでした。

○森中守義君　そういう意識を持っていないというのでは官僚として無能だ、何年役人をやっているのか。そんなばかなことを言っているわけじゃない。執務資料だと聞かされた、これは岐阜県、東那市で町内会に配った、都下の清瀬町で町議会にこれを配っている、部内だけにどまっています。もうやめようと思つたけれども、そういう言い方をすればいい、こう言うんですか。部内だけならそれでいい、こう言うんですか。許されません、そんなことは。いっわんや、これはいま言うよりも、東那市や清瀬町で議会や町内会に配られておる。社会に対する責任はこれが負いますか。しかも、内容については、これはこのとおりいくかどうか、言うまでもなく、国会には法案の審議権、修正権がある。もしこの内容が厚生省の諸君が考えておるようにならなかつたらどうする、法案が国会で修正されたらどうしますか、あるいは否決をされたらどうだ、社会に対してどういう責任を負いますか。部内の執務資料だけならばその辺のことは言わないけれども、それぞれの機関の手を通じて一般社会に配布されておる。私は、だから冒頭に言ったように、厚生省の行政の姿勢それ自体が問題であるというの、この一事をもつて言える。厚生省は、法案が一字一句も修正されないで国会は議決すべきものであると、そういう認識を持っておられますか、どうです、その辺のことは、責任を負えますか、責任が。

○政府委員(若松栄一君)　私どもは、何とかして国会で慎重に審議の上成立していただけたらという非常な期待を込めておりましたので、このような事態になることを予測できなかったことはまことに不明でございました。

○森中守義君　これはずいぶんいろいろ聞きましても、私の納得するような答えが出ない。ついでに、厚生大臣もこのことは十分御承知でないようですね。一たん休憩にしてもらつて、事情をよく

確かめてください。それで責任ある大臣から、かくかくであったということ、そうして人のことだから間違ひもありましようけれども、これほど大失態を演じたことを、私は、厚生大臣が何らの処分をしないので済ましてよろしいということにはどう考えてもとれませんので、どういう処置をおとりになるのか、ひとつ大臣のまゝとつた御意見を承りたい。ちよつと休憩して協議してもらいたい。

○国務大臣(園田直君)　部外に対してはたいへんな問題であります、部内の書類にいたしましては、文書の責任者、月日があるのが当然であります。また、中に、四月一日から特別会計に移ることになりますなどという、国会に審議をお願いして、両院の議決が終わり、これが法律として公布されて初めてなるものであります、行政府としてはこのようなことがばかいかいしてはならぬことではあります。それを非常に重大な問題であるにかかわらず、「案」とも書かず、あるいは法律案が通ればという前提もなかつたことは御指摘のとおりでありまして、これについてはそれぞれ十分事情を徴して御報告いたしますが、少なくとも、間違ひがあつたものはそれぞれ償ひをしなければならぬ、本人ばかりでなく、省全体に關する問題でありますから、これは慎重にいたしたいと考えております、ここでどのような処分をするかということは、即答を御かんべん願ひたいと思ひます。

○森中守義君　大臣、けつこうですが、その処罰にもいろいろ内容があるし、極刑をもつて臨めながら、そういうことは私は言ひませんが、訓告とか戒告とか、いろいろあります。しかし、不問に付することはあります。少なくとも、国会に對する一つの冒瀆をやつておるわけですから、社会に對する責任がこれでは済まない。そういう意味で、何かの処分をするというように受け取つてよろしいですね。

○国務大臣(園田直君)　私は、厚生省の機関の長

として、他意があつてやつたこととは思ひませんが、それにしても、他意がなくとも、ことばづかいその他の中には、国会、あるいはその他に對する平素の心がまがえるものでありますから、不問にはいたしません。

○木村福八郎君　議事進行。ただいまの医務局長の御答弁を聞いておりますと、事実と相違するところをたいへん御答弁なさつておるのですね。これは今後気を付けていただきたいのです。それから、ほかの委員の質問に對してもそういう問題が起るといけませんから、いたずらに時間を食ひます。たとえば具体的に申しさし。先ほど部内の職員に對する研修用とか参考とか言ひましたが、庁内に配つておることも明らかになつたわけですね。そういうことをあまり事実を隠さないで、だんだん質問していくと、だんだん答弁によつて明らかになつてくるのですが、前の御答弁が事実と相違してゐたことがたいへんあつたわけですよ、聞いておりました。ですから、そういうことがないようには、やはり率直にほんとうのことをひとつ御答弁願ひたい。

○沢田政治君　先ほど森中委員もこの問題に触れたわけでありまして、後ほど私はたくさん質問をする關係上、事実行為だけはここで確認しておきたい、こういうふうに考えまして質問をいたすわけでありまして。国家公務員が正当な労働の対価を借用書と引きかへにお金を受け取るというのは前代未聞のことだと思ひます。これはあり得べきことではないと思ひます。しかも、このような変則的なこと、常識では考えられない事態が、いい悪いは別としても、惹起したわけですね、すでに。その場合、特に私は大臣に御聞きしたいわけでありまして、大臣は非常に私の責任が、あります、こういうことを言つておられますが、責任がありますという際には、法律が通らないのだから不可抗力で、これはやむを得ないということも、これはまあ言外にあるのじゃないかと私は憶測をするわけでありまして。そこで、私は、労働者が働いて対価を借用書と引きかへでなくちやもらえない、こういうばかなことがこれはあり得ないし、おそらく大臣も、働いておる職員の代表が労働組合に無断でこういうことをしたとは思ひないわけでありまして。何らかの交渉なり話し合いがあつたと思ひます。何らかの交渉なり話し合いがあつたと思ひますが、まあ十八日か十九日かわかりませんが、これに關連した団体交渉がありましたか。

○国務大臣(園田直君)　話し合いがございました。

○沢田政治君　その際に、これは私の聞いてゐる範圍では、大臣はまことにこういう事態になつて申しわけがない、悪く思うと、まあ表現は別としても、おわびをした、こういうことを聞いてゐるわけでありまして。したがつて、変則的ではあるけれども、一時しのぎのやり方として、俸給の相当額を全職員に十八日中に支給する、こういうお約束をしたように私は聞いておるわけでありまして。そこで、三項目の提案をあなたがなされておると、こういうふうには聞いてゐるわけでありまして。これは事実ですか。

○国務大臣(園田直君)　事実でございます。

○沢田政治君　ところが、その中に、話し合いの中で、特に借金とか委任とか、そういうような方法では困る、こういうことを労働者側のほうで申しておるわけでありまして。これはあたりまえのことだと思ひます。自分の労働の対価に借用書を入れて借りたりするということは、これは常識では考えられないですね。これは労働者としても当然だと思ひます、どこにいつてもですね。しかし、現実には、先ほど同僚委員が聞かれたように、借用書とか委任状とか、いろいろな形式をとつておるわけでありまして。したがつて、私は、労使の信義則からいつても、これは重大な問題だと思ひます。国立療養所が医療効果をあげるためには、やっぱり医療技術も必要で、高価な薬剤、発達した薬剤も必要で、同時に、私は、献身的な医療労働者の奉仕もなければならぬと思ひます。こ

それが三位一体になって医療効果があがることは、これは明らかであります。そういう場合、大臣が労働者、職員と約束したことが守られぬということになったならば、これは一体どういふことになりすか。あなたは責任を痛感しておるといふことを言っておられますけれども、その責任といふのは一体どうですか。ここで一片の答弁で、悪うございました、責任がありますというだけで責任のすべてが終わったというように考えておられますか。あなたは悪いということを確認しているのだから、これを回復するためにどういふ手段をとりますか、どういふ行動をとりますか、具体的にお願いしますと思うのです。

○国務大臣(岡田直吉) いま言われたことは事実でございます、私は、給料の立てかえについては、借りとか、あるいはどこから調達するといふことも言っておりません。それは俸給相当額の金額を調達することは私の責任でありますから、組合の諸君は一切そういうことをしないで、相当額の金額を十八日中に立てかえをします、こう言っているだけでありますが、全国でございまして、たから、そういう話をしましたが、何力所かは翌朝ぐらいになったようであります、その点、事務当局には、組合のほうによくわびて了解を得ておけ、こう言っておくは指示しております。あとの問題についてはまだ処置いたしておりますが、責任でございますというところは、決してここで答弁したらそれで終わりだとは考えておりません。そこで、組合の諸君とも時期を見て会って話をしたい、あるいはそのほかの問題もあれば、またそれぞれやりたい。私は個人の人格に関する事柄でございますから、答弁いたしましたけれども、答弁いたしましたものは必ず事務当局に整理をさせて、それぞれ質問された方々にはその成果について報告をし、できないものはできなかったという理由を付して次の時期に回していただくように、謝罪するなり連絡をとるよう十分注意をいたしておりました、その場のがれで断じてないことは御了解願いたいと思ひます。

○沢田政治君 私は、相当額を變則的な方法によつて渡したという額の問題を非難しているわけではないのです。批判しているわけではないのです。これもあります。財政法のためまえからいっても財政のやり方の問題からいっても、非常に大きな疑点があると思ひますが、他の同僚議員がこの問題についてはその視点からおそらく御発言があると思ひますので、私はその点には触れませんが、額を渡したという相当額の問題ではなく、その際に約束したところの借金とか、そういうような形で渡さない、一時の補償額といふですか、そういう形で頭を下げて証文を入れるというよりなやり方をしない、こういう約束に対してそれをどうして守られなかったのかという具体的な理由を聞いているわけです。その理由と、それから、契約違反になりましたから、これは実質上ですね、それに対してどういふ回復措置をとるかといふことですね、この二つ聞いているわけでありすから、きわめて簡単なことを聞いておるわけですから、簡単に御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(岡田直吉) 私がそのとき申しましたのは、組合の職員が借用するならば、これは私が立かえたわけではございません、各人が各人でくめんをただけでありますから、そのようなことをしていただいては、まあ責任の上に責任を追加するし、道徳的に私は相すまぬと思ひましたから、私の責任でお届けすることに、組合の個々の人には借用書を絶対に書いていただくなといふつもりであるし、その方針で処置をいたしてきまされたが、処置の過程においてこのような結果になったわけでありまして、これについては、後刻それぞれ組合の諸君や、あるいはその関係者等とも話し合ひ、そのあとでまた事後のことを考えたいと思ひております。

○沢田政治君 私、これから相当質問したいと思ひます、大臣が来てから。したがって、この質問で終わるわけでありすが、具体的な問題を提起をして大臣の見解をお聞きしておきたいと思ひわけでありす。

理由はともあれ、そういう借金形式にしない、これは労働賃金でありますから、借金なんといふことはあり得ないわけでありす。その約束したにもかかわらず、全部ではないにしても、現実には借金の証文を取られておる、これがこれは事実であります。どこどこと言ひましたら、私はその例もあげます。しかし、時間がありせんので、あまりそれを読み上げて時間をとりたくないと思ひます。現実なわけでありす。そこで、動機は別としても、経過は別としても、組合側との約束を裏切ったという事実は、私は消滅しないと思ひわけでありす。したがって、ここで責任を痛感しておりますと言ふことだけでは労使の信義性は確立しないと思ひわけでありす。したがって、事実なんだから、労働組合と、きょうというわけではありせん、あすでもあさってでもその問題で団交を開いて、動機は別としても、経過は別としても、お約束に違反したことはまことに申しわけなかつた、こゝろい私はおわびをするのは当然だと思ひます、弁解やらおわびを。そのお氣持あります。

○国務大臣(岡田直吉) まず、とりあえずやりましたことを取り消しをいたしまして、私が会った代表者の諸君に会つておわびをすることは当然であつて、これはあたりまえのことでございます。

○小平芳平君 もうすでにこの問題については、衆議院においても、また、参議院大蔵委員会においても、あるいは予算委員会においても社務委員会においても、各委員会でも議論を尽くしてきています。この特別会計へ移行するというこの件については、大臣は当初からこのような事態を予想されておられたかどうか。つまりこの特別会計に移行することによつて首が切られるではなからうか、従業員が首切られるではなからうか、患者負担が増大するではないか、あるいは長期療養者への圧迫、サービス低下、国民医療制度の後退、こゝろいようなおそれがあるといふことは当初から論議されてきておられたことと思ひます。とこ

が、その後の経過から考えますと、いま両委員からお話があつたように、従業員の給与の問題にしても、これだけの、厚生大臣はじめ、医務局長は間違ひだ間違ひだと、ほんとうに間違ひつた責任を感ずるといふような事態に今日立ち至つています。また、私はきのう、全部ではありませんが、ある療養所をたずねてみますと、薬がもうなくなつていて、あるいは患者の食費の切り詰めをやつていふような現状で、やはり厚生大臣はどきどきこの特別会計を成立させようといふお考えかどうか。また、いまあげていふような問題があるにもかかわらず、しいて特会制度をここで確立することによつて何が一体大臣のねらいなのか。もう非常に私も与えられた時間に制限がありますので、率直に御答弁願ひたいと思ひます。

○国務大臣(岡田直吉) こゝろい事態を予想してやつたわけではございません。なお、御意見の中に、薬がなくなつた、食費が切り詰められるといふようなお話がございましたが、調査をいたしますが、こゝろい点は絶対にないよう十分注意しておりますから、このために食費が切り詰められたり薬がなくなつたりしたことはないと思ひますが、念のためにまた調査はいたします。

なお、特別会計になった場合にいろいろ御指摘のような心配がありますので、私も慎重にかまえておりましたが、その後財政当局と、将来の予算問題、あるいは今年度の繰り入れの問題等について折衝した結果、これならばこゝろい不安に歯どめをしていけると感じたからでありまして、御承知のごとく、先ほどから各委員から国立療養所のいろいろな悲惨になつていふ御指摘がありすが、これは数年來続いたことであつて、このままやるならば、どうやりくりしても、この状態を早急に近代化をし、施設を新しく整備することには困難であると考えたから私は決意したわけでございます。ただいまでも、ぜひ慎重に御審議の上、早く御可決を願ひたいと念じております。

○小平芳平君 ですから、食費の切り詰めは、私も全療養所を当たつたわけではありせんけれども

も、少なくとも、私の聞いたところでは、去年の三月には予算があつたからウナドンなどを食べさせてもらえたけれども、ことははずいぶん切り詰めてみたら、やはり事務からそういうようなことがちよつとあつた、だからそういうふうによりくりしているのだと、こういうことを現に申し立てておりましたから申し上げただけであつて、それで、大臣が結局いま結論として、すみやかに成立を期待していると言われますが、そのねらいですね、ねらい、現にこの療養所の会計がたいへんな状態にあることはお認めになりますか。給与の問題はいまお話をあつたように、このほかの療養所の現状が非常にたいへんな状態にあるということ。そこで、大臣は、ただ財政当局と相談の結果、この特会制ができればその悲惨な状態が切り抜けていかれるのだと、それがねらいなんです、要するに。

○国務大臣(園田直君) ただいままでのような一般会計のほうで年々の支出では、予算を基準としてこれを早急に解決することは、私としてはきわめて困難ではないか。したがって、この際、思い切つて特別会計に移して、弾力性を持つてあれやこれやのことを考えながら早急に整備をしたい。だが、その際にはいろいろな不安な点がありますから、その点は財政当局と相談をして、そういう不安がないように十分歯どめをしながら折衝してきた、こういうつもりでございます。

○小平芳平君 財政当局と相談をしてそういう不安のない歯どめがあるならば、なぜこのように次から次へ深刻な事態におちいついていくか、その点いかがでしょう。あるいは財政当局はどのように歯どめをしたわけですか。

○国務大臣(園田直君) たとえば、第一は独立採算制にするという危険であります。これは国立病院と国立療養所はやや違ひます。国立療養所のほうは一般治療をやっております。国立療養所は、今後も長期慢性の、どちらかといえば診療報酬によつて経営していくというところは困難なものであつて、しかも、困難なばかりでなくて、国家の責任は一般の診療よりもさらに大きいわけでありまして、将来とも経営の収支は一般会計から繰り入れるという問題、これが一番大きな問題でありまして、その後の設備その他のことにつきましても、事務当局から申されますが、いろいろ財政当局とは話し合いが成立をいたしましたので、このまま国立療養所が一般会計のままで、いまのまゝの状態を進みますことは私としてはなかなかたえがたい。先ほど言われたような看護婦さんの問題、お医者さんの問題、施設の問題、いろいろこれは冬などは電気ストーブ一台でやっておられると聞きますが、それが五年も六年も七年もかかつて少しも解決されなかつたという現実から見れば、何か変つたことをやつて、ここで突破口をつくりたい、こういう考え方でやつてきたわけでありま

す。

○小平芳平君 事務当局から説明していただければ、それは独立採算制にはしない、それで赤字になつた分は一般会計から繰り入れると、そういうわけでしょう、結論は、ですから、それならば独立採算制にもしない、そして赤字があれば一般会計から補てんする。それならば、なぜ特別会計にしなければならぬのですか。そういうように一般会計から自由に繰り入れると、厚生省もその方針だ、財政当局もその方針だと言ふならば、その施設を改善していく突破口になぜなつかないことが納得できないのです。

○国務大臣(園田直君) ただいまの国家財政では、一般会計からだけではとうてい早急にやることは困難であると私は判断をいたします。特別会計にいたしますという問題はあります。特別会計にいたしますと、いろいろ問題はありますが、借り入れ金の導入であるとか、あるいは不用土地の処分であるとか、そのほか特別会計であれば弾力性があるわけでありまして、その弾力性の利点を利用して、一年でも半年でも早く整備を終了したいというのが私の念願でございます。

○小平芳平君 その土地の処分もいままでもやつてきたわけでしょう。すでにある療養所で土地を処分して、そして鉄筋コンクリート七階建ての病院を建てるといふような事例はもう毎年やつてきているわけでしょう。それから、借り入れ金の導入ができる、借り入れ金の導入をしても、結局元金はもとより、その利子も、赤字になつた場合に患者に負担させるわけじゃないでしょう。一般会計から入れるわけでしょう。なぜそこで制度を変えなくちやならないかということ。

○国務大臣(園田直君) いま御指摘されました土地の売却の問題にいたしましても、一般会計であれば公有財産、公共財産としての処置をして、それは国家会計に繰り入れられるのであつて、それからまたこちらが明年度の予算で配分を受けるといふことになりまして、特別会計であればそれはそのまゝこちらが使えるわけでありまして、また、年度内においていろいろ計画その他の修正があつた場合には、一般会計と違つて、非常に弾力があるわけでありまして、こういう点は非常に利用できると考えるわけでありまして。

○小平芳平君 土地を処分して来年度でなければ使えない、それは手続上、事務上のことであつて、そのために厚生省に熱意がありさすればこの行き詰まりを打開する道がないということはないと思ふんです。幾ら特別会計になつたからといって、要は、それをほんとうに打開していく熱意ですね、また、それを実行していく厚生省の力ですね、これが問題じゃないんですか。ただ会計が変つたからといって、それは手続の上で、事務の上で不便な点はありませんけれども、一般会計だといふ大臣が御指摘のようなことはあります。したがって、特別会計にしようとして起きているこの社会の不安、この医療関係従業員はじめ、患者をはじめ、これだけの不安を巻き起こしておきながら、どうしてここで急いでこれをつくらなくちやならないか。このような社会的なマイナスが起きて、それを無視してといふますか、とにかくつくる、強力で特別会計にしようといふ、そこには一体ことばで言っている裏に何かありはしないかというふうにしかとれないんです。

○国務大臣(園田直君) 理論的には、いま一般会計のまゝでもそういうことはできないことはないといふことでございまして、けれども、実際問題としては、財政上、予算の獲得その他につきましても、昨年の予算から何%上がったとか何%下がったとか、あるいは二%、一%の範囲内で予算が動いている現状で、その状態においては、このまゝでは、私は、国立療養所の整備といふものは財政的、事務的な面で縛られて、なかなか画期的なものではない、こう考えるわけでありまして。

○小平芳平君 それでは、国立療養所の整備について、過去何年か計画的にやつてきたわけでしょう、その過去の実績と今後の見通しを御答弁ください。

○国務大臣(園田直君) 医務局長から。

○政府委員(若松栄一君) 国立療養所の過去の整備の状況でございますが、昭和三十一年には整備に充てられた予算が五億二千九百万円でございます。その後、三十年から三十五年までは例年五億円台でございまして、ほとんど水平的な動きでございます。その後、三十六年から若干整備費は強化されて、三十六年に八億八千二百萬、四十年には二十四億三千五百萬といふぐあいに、最近数年に至りましては、かなり強化されてまいりました。しかし、なお現状におきまして国立療養所が非常に老朽化しております。しかも、結核以外に、新たな使命にたえて施設整備を急速にやつていくといふことのために整備費を導入するためには、この程度のふえ方では十年なり二十年なりかかる、そういうようなことではこの施設がしりつぽみ、あるいは衰微におちいつてしまふ、どうしても集中的に整備をしてしまわなければならぬ、そのために相当額の資金を調達するために、現在のこの一般会計で期待できる最高の伸び率をもつてしてもなおきわめて困難であらうといふことで、財政投融資等の活用ができる特別会計の道がより好ましいものであらうといふふうに考えて

おります。

○小平芳平君 ですから、四十年もいまま言われましたが、それ以後の分も言ってください。それから、今後の見通しと計画について。

○政府委員(若松栄一君) 四十年が二十四億三千五百萬、四十一年は二十八億五千萬、四十二年は三十三億三千万、四十三年が六十二億八千六百萬でございます。四十二年から四十三年にかけてはほとんど倍増いたしておるわけでございます。

なお、四十三年を初年度といたしまして、五カ年計画をもちまして第一次の整備をやつてまいりたい。このためにおよそ二百三十億の資金を考えております。

○小平芳平君 四十三年度六十二億を初年度として五カ年計画ですか、それで二百三十億ですか、そうするとだんだん減っていくわけじゃないですか、来年から。

○政府委員(若松栄一君) 実は、ただいまの四十三年度の六十二億八千六百萬円といふものは、中に、ただいま五カ年計画で整備をするに申し上げました特別整備というものと、特別整備に入らない一般整備というものがござります。両方の額を合わせたものが六十二億八千六百萬円でございます。そして、四月現在在養所は百五十三でございます。そのうち約半数をこの特別整備へ回し、その他の分はしばらく一般整備をやつていく。その特別整備分として、この六十二億八千六百萬円のうち、特別整備分が四十四億考えられておる。この四十四億を初年度として、二百三十億で五カ年の整備をするという計画であります。

したがって、五カ年ほど当初の四十四億以上の額を大体毎年計画しているということでございます。

○小平芳平君 結局大臣、いまの御説明から承つても、特別会計になった、じゃどれだけ整備が進むか。何か話だけ聞いていると、飛躍的に整備が進むようにお話し聞かれますけれども、現実問題として、じゃどのような計画で進められるか。特別会計になつていなくても四十二年度三十三億、

四十三年度六十二億、これだけの一般会計から繰り入れて整備をやつていくというのでしょ。ですから、これだけの不安を与えながらも、こういうふうによくなるんだというのがあるならばはつきりおっしゃつていただきたい。それがなければなぜ強引に通すかという理由が全くないと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(岡田直吉君) いま申し上げましたもののほかに一般整備の費用がつくわけでありまして、一般会計で執行するよりも予算はふえるわけでございます。

○小平芳平君 幾らふえるか。

○政府委員(若松栄一君) 特別整備の金額だけでございますと四十四億でございますが、一般整備を含めまして六十三億、先ほど申した金額になりますので、ほとんど倍額になっている。ちなみに、一般官庁管轄費用の本年度の一般会計内における伸びというものは数%程度であると聞いております。

○小平芳平君 ということは、四十三年度六十二億という、倍に伸びたということは、財政当局が特別会計というのを見越してつけてくれたんだ、そういうことですか。

○政府委員(若松栄一君) 一般会計からの繰り入れのほかに、借り入れ金を新たに十五億加えまして、土地処分による財源が十八億入つております。

○小平芳平君 何か大臣は抽象的に、飛躍的に整備が伸びるということだけで、どうも具体的にのめ込みないわけですが、要するに、先ほどから指摘したような社会不安を巻き起こした特別会計問題でありますけれども、それにもかかわらずこういうものがあるんだということがあれば、それを述べていただくと言つてはいるわけなんです。

それがいいのだ、結局。

次に、結核患者について午前中に質疑応答がありました。この結核患者は、約半数の人は入院できないでいる、感染性の患者でありながら入院できないでいる。こういう実情については、先ほ

ど御答弁がありました。が、じゃ結核の療養所へいけば現状はどうかといへば、すでに重症心身障害児の施設、あるいは一般の病人も収容されて、結核患者は片すみに押しやられていくような現状にある。それから、現在でも、これはある国立療養所ですが、医師が不足しているために、実際患者が脈をとつてももらうのはもう何カ月にも一ぺんもないくらいだ。その上なお特別会計にしたらサービスが向上するなんというところは考えられないと思ひますが、いかがですか。要するに、現状でも一方では患者がいるわけでしょう。午前中御答弁のように、他方ではその療養所が重症心身障害児その他に切りかえられている、その現状はどう把握されますか。

○政府委員(若松栄一君) 結核療養所に重症心身障害施設を併置したわけでございます。併置した分につきましては、これは施設を新たににつくつたつておるわけでございますので、そういう意味で、従来の結核その他の診療にいわ寄せをするというこのことのないように配慮をいたしております。

○小平芳平君 現にそういうことがあつたらどうですか。

○政府委員(若松栄一君) 私どもないよう十分に配慮しておるつもりでございますが、万一あれば、それらの点は是正してまいりたいと考えます。

○小平芳平君 それはありますから。

それから、国立療養所の中に、いま申し上げるような児童局関係の児童福祉施設ですね、その児童局関係の重症心身障害児、あるいはジストロフィーというような病状に対する施設を特別会計の中で設けるわけでしょう、そうじゃありませんか。

○政府委員(若松栄一君) 児童福祉施設を設けるわけではございませんで、療養所の中にそれに耐えるような病棟を整備いたしまして、そういう児童福祉法による措置患者の収容をやつておるわけ

でございます。児童福祉施設ということではないわけでございます。

○小平芳平君 ですから、児童福祉法でいうところの、あるいは厚生省児童局の関係のこうした異質のものが設けられるということになるわけでしょう。それに対して差しかえないのですか。

○政府委員(若松栄一君) この重症心身障害児を収容いたしましたも、単なる収容施設でなしに、相当な医療を行なわなければなりませんので、私どもとしては、医療法上の病院である国立療養所に児童福祉法で措置される重症心身障害児を入院させる、そして必要な治療並びに療養を行なうということにいたしておるわけでございます。

○小平芳平君 それでは、このリハビリテーションの点数はどうなつておりますか。

○政府委員(若松栄一君) 現在の重症心身施設では、リハビリテーションという形の診療報酬をほとんど請求してないと思ひます。現実にはいろいろな訓練は行なつておりますけれども、おそろくごくわずかであらうと思ひます。

○小平芳平君 そこで、その異質のものが入るところにそういう問題が起きるんじゃないですか。リハビリテーションが必要なんじゃないですか。こうした重症心身障害児に対しては、ところが、それは点数がないわけでしょう、実際には、そうすればこの療養所は赤字になりますね、明らかにその分が。そういう点をやはり考慮に入れての療養所の経理のあり方というものを立てなくちゃならないわけですが、いかがですか。

○政府委員(若松栄一君) リハビリテーションの点数は保険の点数の中にあるわけでございますが、それをきちんとちゃんと一般の医療機関のような形ではやつておりませんし、ある意味では収容施設に非常に近い形でございますので、あまり請求をしていないというのを申し上げたので、全然リハビリテーションをやつていないわけではございません。施設をこらんだとしますと、看護婦さん、保母さん、あるいは技術職員が相当な訓練等も行なつております。ただ、こういうものはリ

ハビリテーションの費用もなかなかこれは取れぬから赤字になるだろう、御指摘のとおり、これ自体を取り出して採算を合算してみたら相当経理の悪いものになると思います。しかし、私どもは、これを国立療養所の一つの使命と考えまして、療養所全般の運営の中でやっておりますので、これらによって生ずる赤字も含めまして、療養所全体のこの経営上の収支の差額は一般会計で負担していただくというたてまえにいたしておるわけでございます。

○小平芳平君 とにかく赤字になれば一般会計で負担していただくという、もう何事によらず、そう言われるわけでしょう。ですから、それならほんとうになぜこういふふうに特別会計にするかという意味が全くのふみ込みないわけですよ。で、こうしたりハビリテーションの関係のものは、もう主観の仕事じゃないわけですよ。それは国が責任を持って行なうことだと思ふのです。これはとても企業採算を合わせようなんていうわけにいくわけがないのです。しかし、まあ日本の現状からいへば非常にそれが立ちおくれしているということですよ。したがって、この国立療養所に併置をするということですが、そこで、いままで病院の食事、洗たく等を職員がやっていたのを、今度は業者に委託する、それが患者の負担増にならないか、この点についてはいかがですか。

○政府委員(若松栄一君) 従来やっておりますでした基準加算というものを実施いたす予定にいたしております。そういったと、看護、給食、あるいは寝具というのに対する加算が得られるわけでございます。保険の支払におきまして、しかし、この加算分につきましては患者が費用を払わなければならない、自己負担のある患者につきましては、従来どおり二割引きを存続させ、また、加算については補助を新たに付与しないというたてまえをとっておりますので、患者自体の費用の負担ということはなく、しかも、この寝具等は、新たに自分で家庭から持ってくるわけでも、病院で備えたものを利用できるということに

なるわけでございます。

○小平芳平君 基準加算をする、しかし、患者には負担させない、これもまあ何回もお聞きしましたからね。なるほど全然患者がお金を出さないでいいのかなと思ふざるを得ませんけれども、じゃ寝具等を業者に請負わせるわけですか。現にもう行なっているわけですか。

○政府委員(若松栄一君) 国立療養所はいままで基準寝具というものを実施しておりました。もうすでに他の大部分の病院というものは、もうすでに基準寝具を実施しておりました。したがって、非常におくれをとってしまったわけでございます。ここで一挙に百六十近い施設で基準寝具を実施するということになりますと、一時に膨大な費用もかかりますと同時に、また、相当数の職員を新たに増加しなければならぬこととなります。ほかの施設ですべて従来からやっておりましたために、新たに増員等のことがありませんが、国立療養所はそういう特殊な事態でございますので、現在一挙にこれを病院直営で実施するということもきわめて困難である、そういう意味で、寝具だけは委託で実施するというにいたしましたわけでございます。

○小平芳平君 じゃその委託は幾らで、実際の基準寝具料は幾らですか。

○政府委員(若松栄一君) 基準寝具を認可されますと、その診療報酬で払っていただくものは一日一人五十円でございます。私どもが寝具を委託するために組んである予算は一人一日当たり三十円でございます。しかし、もちろんこの差額がそのまま収入というわけじゃございませんで、いろいろ諸経費等もかかるわけでございますので、そのままだゆる差額がもうかるというよりな性質のものではないと存じております。

○小平芳平君 保険から五十円入りますね、それで、支出は三十円で支出しますね、差額の二十円はどこへ出てくるわけですか。

○政府委員(若松栄一君) これは基準寝具といひましても、委託で借り得るものはふとん、敷布、

まくら、あるいは掛けふとん、そのカバーというよりなものでございまして、そのほかにマットレス等の準備もいたさなければなりませんし、ベッドの更新その他もいたさなければなりませんし、あるいは寝具そのものを運営いたしますために人件費もございまして。したがって、もうその経費にこれらのものが配分されるものと考えております。

○小平芳平君 何かよくわかりませんが、五十円入るわけでしょう、払うのは三十円でしよう、あと二十円はどうするのですか、もうその人件費にかかるとですか。

○政府委員(若松栄一君) マットレスの更新もありまして、また、寝具その他の費用もございまして、また、これに要する人件費もあり、また、しいていへば全般的な病院管理の費用の一部にもなるということ、これはそれぞれの、たとえば基準寝具とか基準看護、基準給食という各区分ごとにそれぞれ必ずしも領域ごとの単位計算といひますか、あるいは部門ごとの収支を考えて設定されたものではございませんので、総体として病院の経費に対して入院料が幾ら、基準看護が幾ら、基準給食が幾らというよりなものが総体で積み重なって病院経営の費用をそれぞれまかなっておりますわけでございますから、この部門だけの単独に収支をどうというとは必ずしも適当でなからうかと思っております。

○小平芳平君 まあ少しよけいに取るということ、それじゃね。

それから、ラジオとかテレビとかガス代とか、こういうようなものはいままでは自己負担がなかったものが自己負担にされるのではないかと、いうような心配に対してはいかがですか。

○政府委員(若松栄一君) 患者の慰安のために備えておりますラジオ、テレビ等を患者の負担にするというよりなことはございません。いわゆる特別の有料個室等における場合は、これはある意味では個室料の中に入っておりますこともあり得るだろうと思ひます。その他ガス等を従来個人

の使用に便宜を与えるために、十円玉を入れるとガスが出るというような施設もやっておりますが、これらのものはできるだけ廃止してまいりたいというふうに考えております。

○小平芳平君 それから、ちょっともとへ戻って恐縮ですが、いまの寝具の業者と契約をしているということは、これは特別会計とは関係なくやっているんですか。それとも、特別会計が成立しないうちにそういう点を契約して一向差しかえないうわけですか。

○政府委員(若松栄一君) 基準寝具を始めましたのは昭和四十二年度からでございますので、これは特別会計移行と直接的な関係はございません。しかし、特別会計法が成立しない、したがって、特別会計予算が執行できない状態で基準寝具の契約をやるといふことはできないと思っております。

○小平芳平君 じゃ業者と契約しておるといふところはありますか、現在。

○政府委員(若松栄一君) 実は一部で契約をしているところがあるようでございます。これは私ども、できれば五月一日ごろから基準寝具を実施したいというふうに考えておりましたので、それを五月一日に実施するためには、ある準備期間を置いてやらなければならぬということ、一部が契約を行なったようでございます。また、一部は契約は行なわないで、入札だけはしたけれども、契約は行なっていないところもある。御指摘のように、若干の施設は、契約を行なうことができない状態であるにもかかわらず、契約を行なったところがあるようで、このようないへん異常な事態に遭遇しまして、たびたび申しわけないと思ふやまらなければならないような事態に至りましたことは、これもまたまことに申しわけないと思っております。

○小平芳平君 厚生省といい、また、国立病院、国立療養所といい、人の生命をあずかっておる一番重要な部門を持っていられしやわけですから、そうした大事な人間の生命をあずかってくだ

さる療養所や病院が、あれも間違つたこれも間違つた、あれも申しわけないこれも申しわけないじゃ、全く寒心にたえないというのが実情じゃないかと思ふのがね。ですから、そのことの起りには、これは特別会計の問題なんです。ですから、あれも申しわけない、これもやり違つた、いかにこの制度が無理かということじゃないですか。それは局長と大蔵省と御答弁願ひたい。

○政府委員(若松栄一君) 全く不測の非常事態でございまして、どうも予想もしていなかったこととございまして、事務的な点でいろいろミスが出まして、それもしかし、非常に現場の職員がそれぞれできるだけ仕事を円滑にやろう、また、基準費もできるだけ早く患者に喜んでいただくというところで、熱意のあまりという点もないわけではございませんので、そこら辺、なるほど業務的には、手続的には誤りがございましたけれども、事態として患者に迷惑をかけるというような点はないとございまして、御了承をいただきたいと思います。

○政府委員(船後正道君) 現在の状態は、療養にかかわる特別会計が成立いたしましたので、これを動かす特別会計が成立しないという状況でございまして、この契約の問題も、厳密に申し述べれば、これは違法でございまして、適法な措置ではございません。しかし、そのおやりになった気持ちは、先ほど医務局長から述べられているような事情もございまして、私も私もやむを得なかったのではないかと、このような気持ちを持つてゐる次第でございまして。

○小平芳平君 じゃ私はこれで終わりますけれども、局長、その不測の事態で何ですか、不測の事態。
○政府委員(若松栄一君) 私どもがこのような事態を予測できなかったという、私どもの不明がいたしました事態でございまして。
○小平芳平君 どんな事態です。

○政府委員(若松栄一君) 予算が成立しておりながら、特別会計法が成立していませんために、

ある予算も使えない、しかも、それが相当長期間にわたつた、あるいは俸給の支払いができないような事態になったというように、これを総合して予測しなかつた事態というふうに申し上げたわけでございます。

○小平芳平君 先ほどの質問にもありましたけれども、予算が成立したからといって、関係法律が一気に成立するものじゃないでしよう、これは。これはあなたがさっきから言われるように、行政を何十年とやっていらつしやるわけですから、予算が成立したとたんに会計法も、増税も、減税も一気に成立したと、まあそれはそういきたいところでしょうが、そういう場合と、もつともつと長く、まだまだ長くかかる場合もあるじゃないですか。それを不測の事態不測の事態といつて、結局先ほど御指摘があったように、こうしていかにも国会があるいは野党が引き延ばしでもやつてい

るみたい、そういう給料が払えない、薬や食費の心配をしなくちゃならない、そういう事態がいかにも不測の事態であつて、厚生省当局としては至れり尽くせりのことをやつてゐるのに、第三者、つまり国会ですね、のおかげで不測の事態になつて迷惑を及ぼしているみたい、そういう考え方や言ひ方は根本的にばくは間違つてゐると思ふのです。これは難なく通る法律なら、それはもつとスムーズに上がつてゐるでしようけれども、先ほど来、けさからでもそうでしょう。あれだけの各委員があらゆる点をあげて、こういう心配はないか、こういう不安があるではないか、こういう現状は相ならぬと、これだけ言つてゐるにもかかわらず、それに対して、いや、そういう不安もない、心配もない、これこれしかしかだと、いろいろの厚生省にあれば、まだわれわれとしても不測の事態と言われてもやむを得ないけれども、そういう説明や努力がなくて、ただ不測の事態不測の事態なんているのは、ばくは考え違ひだと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(若松栄一君) さような事態を予測できなかった、また、そのような対処もしていません

かつたということは全く不明でございまして、全く申しわけないと思ひます。
○委員長代理(山本伊三郎君) ちょっと速記をとめてください。
〔速記中止〕

○委員長代理(山本伊三郎君) 速記をつけて。
午後三時五十八分休憩
午後四時四十分開会

〔社会労働委員長山本伊三郎君委員長席に着く〕
○委員長代理(山本伊三郎君) ただいまから大蔵、社会労働委員会連合審査会を再開いたします。
休憩前に引き続き、質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言を願ひます。
○森中守義君 高知の療養所の中の重症心身障害児の施設に昨年の予算でついでにいますので、これは今日開設に至つておりますか。私の聞くところでは、四月の一日、すなわち、新年度より患者を収容する、こういうふうに聞いておるのですが、どうなつておりますか。

○政府委員(若松栄一君) 新年度から患者の収容に当たる予定でございまして。
○森中守義君 すでにもう新年度が始まつて二十数日たつていますが、入れておりますか。

○政府委員(若松栄一君) 高知の重症心身障害児施設につきましては、工事が完全に終了いたしましたのは大体五月になる予定でございまして。現在のところ、まだ患者は収容いたしていません。現在の期間は、少なくとも旧年度末、そこで引き渡しを行なう、こういう約束だつたでしよう。それでなければ新年度からというわけにいかぬわけだ。どうしてこんなに工事がおそくなつたんですか。

○政府委員(若松栄一君) 昨年度は御承知のような事情で、予算の執行がかなりおくれまゐりました。したがって、着工もおくれ、完工も若干お

くれてまいつたわけでございます。
○森中守義君 しかし、私の調査では、四十二年の六月にすでに着工している、だから工事契約の際には、年度内に完成をするということで契約が結ばれておつた。なるほど、昨年の予算の成立は衆議院の関係でおくれてゐるけれども、それならそのように契約がそういう特殊な事情を勘案して、五月なら五月にすべきじゃなかつたか、そういうことは考慮に全然入らなかつたんだね。初年度から収容者を入れるということは、ちよつと理屈に合わない。

○政府委員(若松栄一君) 重症心身障害児の収容等に関しましては、新年度から始めたいというふうに計画いたしておりましたので、当然新年度開始と同時に収容したかつたわけでございますが、若干の最終的な手直し等もありまして、五月上旬ごろに完全に収容できる状態になる見込みでございます。

○森中守義君 もし契約の工期内に工事が完成しない場合はどうするのですか。
○政府委員(若松栄一君) この工事も、もちろん三月三十一日竣工の契約をいたしております。当然大部分は竣工いたしまして、若干の手直し程度が残つて、そして竣工検査等がおくれておるわけでございます。

○森中守義君 竣工検査がおくれてゐるというものはおかしいじゃないですか。工期は三月の末日、それならばどうしてこれから竣工検査をやるのですか。
○政府委員(若松栄一君) 竣工検査の結果、若干の手直しをいたしてゐるわけでありまして。前言を取り消させていただきます。

○森中守義君 ということは、工事が適正でなかつたということにもなるだろう。しかし、私はそれを聞くのが目的じゃないのです。いま一つ収容にならない大きな問題がある。私はそれはあとで申し上げたいと思うのだが、何かほかに大きな原因がありやしないですか。

○政府委員(若松栄一君) 高知療養所は、先ほどの御質問にもありましたように、現在非常に医師その他の職員が不足しております。そういうような関係もありまして、急速に重症者を収容することとは困難であらうと存じております。

○森中守義君 衆議院の大蔵委員会では、このことが追及されたようだけれども、薬品納入の汚職事件があったでしょう。そのために事務局長及び会計主任が逮捕された。したがって、事務機能が完全に麻痺をしている。すでに開設の相当の用意はできているけれども、それができない。したがって、医師にしても看護婦にしてもレントゲンの技師にしても、いま開店休業という状態だというよりなことが新聞では報道されております。事実ですか。

○政府委員(若松栄一君) 事務局長が不祥事件を起こしまして、五月十八日に起訴になりましたので、休職の手続の上、後任を急速に募集し、運営の円滑を回復してまいりたいと思っております。

○森中守義君 すでに立件起訴されたという、こういう事実はそのとおりなのですが、汚職事件の内容をここでひとつ明らかにしていただきたい。

○政府委員(若松栄一君) 本年の三月五日に、国立高知療養所の事務局長四名が、当所の医薬品購入に際して不正があるとして高知警察署で取り調べを受けて不正の結果、薬業会社から、医薬品購入の便宜供与に対する謝礼並びに今後の買入れ方を依頼する趣きのもとに供与されたものであることを知りながら相当額の現金の供与を受けたというところで、収賄として高知地方裁判所に起訴されたものであります。

○森中守義君 金額は。

○政府委員(若松栄一君) 昭和四十年八月から四十二年十一月ごろまで約百五十万程度でございます。

○森中守義君 おそらく、当局の調査の結果そういう数字ですから、間違いないでしょう。まあ私はそれを信頼します。しかしながら、多少内容的

に問題がありますのは、むしろこれは新聞の報道ですが、四十万が収賄だった。他に百万りべートを受けている。その百万は裏帳簿をつくって裏会計をやっておいた。それを検察庁は、すでに書類その他物件を押収して、四十万の収賄、百万円の裏会計、裏帳簿ということでおそろく立件をして送致したのと思う。そこで、問題なのは、百万円は一体どこへ行ったのかというところが一つ。それと、被害者の自供によれば、四十万として受け取った収賄額のうちの三十万円は遊興並びに生活に使っている。ところが、他の十万円は、厚生本省から業務監査に向かいに行った者三名並びにこの療養所の入札に立ち会いに行った者二名に高知の料亭で供した。その十万円を監査に行った者、入札の立ち会いに行った者に飲ませ食わせた、こう言っている。おそろく新聞の報道にその極端な私は歪曲をされた内容のものではない、こう思っておりますが、当局の調査ではどうなっておりますか。

○政府委員(若松栄一君) 私どものほうでは、帳簿を押収されておりますために、詳細を知ることができませんが、起訴状等の内容から見まして、そのようなことは必ずしもよくわかりませんが、たぶん報道関係のことですから、大綱に誤りはないものと存じております。

○森中守義君 次のことは、これは医務局長の所管ではないようですね。官房長見えますか。四月の十九日、環境衛生局の係長はか二名が取り調べを受けておりますね、この事案を知っておりますか。内容は、松江の理容学校の設立汚職、こういうことです。学校の認可をめぐって現金四万円を受け取ったという汚職事件の一つです。

○政府委員(戸澤政方君) 事件の概略を簡単に申し上げますと、厚生省の環境衛生課の職員が、島根県石見の高等理容美容学校の認可に關しまして、その認可をする直前に現地へ参りまして調査に当たったそのときに、そういう現金の收受とか供応とかいうことがあったというふうに容疑が持たれたわけでございます。これは警察がその関係者を

参考人として調べました結果、事実が明らかになりました。厚生省の係官が参りましたのは、島根県の当局からその調査につきまして指導を要請されてまいったわけでございます。それで、県の要請で行きましたので、その旅費につきまして県の負担でもって参ったわけでございます。そういう事実が判明いたしましたので、厚生省の係官につきましてもって放免されております。県の職員とその業者との間におきましては汚職事件の容疑が持たれて事件になっておるようでございます。

○森中守義君 真実がそのとおりであればまたいふ変わってくるんですが、それならば、その担当の係長か、あるいは補佐という人は厚生省からはどういう資格で出張したんですか。公務出張ということでありながら、旅費は辞退をして行った。旅費は県が負担するということで出張させたんですか。もしそうだとするならば、なるほど旅費の二重取りということにならぬわけだからいいわけですが、どういう出張で出したんですか。

○政府委員(戸澤政方君) 厚生省からは旅費は出ておりません。県の負担でございます。これは講習会の講師として派遣を要請されるときか、あるいはそういう県のいろいろな仕事につきまして厚生省の指導なり調査の協力を依頼されるというような場合に、その地方公共団体の負担において行くというようなことはときたまあるわけでございます。

○森中守義君 それは証拠を出してもらいましゅう。出張命令簿があるはずですよ。それと復命書。だから、出張命令簿に、明らかに旅費は招請をした県が負担するというふうに表示してあるかどうか、それがはつきりすればこれは汚職というところにはならない。しかし、新聞にはそういう言い方をしているんだね、旅館を向こうが負担した、相当な供応をやった、こう言っておる。そして帰るときに現金四万円を握らせた、こう言っている。だから私はいまあくまでも新聞を基礎にし

てものを言っているわけだから、いま官房長の言われるようなことが事実であるとするならば出張命令簿を持つてきなさい、それと復命書、それによればもうはつきりしますからね。それはひとつすみやかに提出してもらいたい。

○政府委員(戸澤政方君) 警察の調査の結果、旅費等の二重取りはしていないということが明らかになったために放免になったわけでございます。ただ、向こうで県の職員らと食事をしたというところはあったようでございますが、その食事の負担の経費につきましては、もちろん本人としては県の招待であるというふうに受け取っておったようでございます。なお、その出張に関する書類等につきましては、調べまして、必要なものを提出をいたしたいと思っております。

○森中守義君 それから、問題なのは、その四万円を、県が正当な公金として旅費を負担したというならば警察も追及してはなかつたと思う。ところが、松江における事件では、いわゆる理容学校の業者が認可運動資金として四十万か五十万かを県の課長が補佐に渡してあります。その一部の金を厚生省の担当官に渡した、こういうのが問題の発端のようです。したがって、県が招請をしたならば、正規の県の旅費によってそれは支給されるべきものであろうし、それならば何ら問題はなない。ところが、肝心の県の役人が逮捕されて、四十万か五十万受け取って、その金の一部がその人に握られた、こういう疑惑が持たれているのが真相のようです。その点では官房長の言われる、旅費は厚生省が出していない、県の招請だから、県がこれを負担したというところにちよつと私も釈然としない点が残る。その辺、事実をどういうふうにつかんでいますか。

○政府委員(戸澤政方君) その係官が島根県のほうに呼ばれて取り調べを受けた結果、その厚生省の係官の出張旅費の出所については疑問がないということでもって帰されましたので、その県における負担の経費の内容がどういふものであつたかということとはこちらは知る由もございません。

が、一応それは疑問はないと、問題はないということでもって帰されましたので、その点は私どもは金の出所についてもそういう疑問はないものと信じております。

○森中守義君 その次に、ごく最近のことです、四月の十九日、今度は社会保険庁に例の電子計算機の汚職が発生をした。この真相はどういうことですか。

○政府委員(戸澤政方君) まことに重ね重ね汚職容疑事件が発生いたしました恐縮であります。この保険庁の汚職容疑事件につきましては、業務課の会計係の職員が収賄容疑でもって逮捕されて、いま取り調べを受けている最中でございまして、それで、私どもも新聞で知る程度のことしか存じ得ないわけでありまして、その内容によりまして、この業務課に出入りする二、三の業者から、パンチカードに関連する紙の会社とか建設会社から収賄をした容疑があるということでもって調べられておるようでございますが、まだ真相につきましても詳しく内容はわかりません。

○森中守義君 三月八日から四月のいまの保険庁事件まで日数を数えて約四十日、五十日という非常に短い期間に一つの省庁において、むろん松江のものはいま言われたことを信用したい。しかし、疑惑を持たれたことはよくない。しかし、そういうものも含めて三件に及ぶ汚職並みにこれに類似するものが発生をしたという事実について、私は、今日の国会における、そして、また、今日の政府は汚職の絶滅ということはまさに喫緊の急務です。そのために総理が何回も国会で答弁をされ、それを受けて官房長官が通達を出す、あるいは行管の長官が同様の趣旨を関係各省庁の責任者に指示を出しておる。こういうやさきに一つの省庁で三つの汚職が発生するということは、一体厚生省は何をやっているんです。何と云って社会に謝罪をする。むろんこの種の問題は法案の審議外のものであるかも知れませんが、私どもは、この機会に、特にこういう問題が厚生省の行政姿勢の問題として追及する必要がある、まあこ

ういうように痛感するがゆえにこの問題を提起したのであります。

そこで、この三つの問題発生と同時に、司直の手をわすれずまでもなく、本来、厚生省の中で犯罪の予防、犯罪の防止、これは設置法に監察制度というものが表現されておるわけだから、直ちにみずから進んで実情の調査に私は乗り出したのだとこういふように思っております。しかし、残念ながら、先ほど高知の問題にしても、医務局長からはみずから進んで厚生省自体が事件の究明に乗り出したという回答がない。官房長からも同じような答弁であつて、一体厚生省はこういう事件をどういふように認識しているんですか。そのことが一つ。同時に、また、大臣に対し、これら三つの問題はしさいに報告しておりますか。

○国務大臣(岡田直君) 三つの事件とも承知をいたしております。そこで、取り調べ中の者は、取り調べが終わつてから、他の釈放された者についてはそれぞれ実情を調査をし、行政処分につするよう、ただいま検討いたしておりますが、なお、御指摘のとおり、厚生省という特殊な役所でありながらこのような事件が起こることは、他の役所以上に非常に重大な問題であります。それから、省内で委員会をつくつて、ここでさらに綱紀の肅正、服務規律についての検討なり今後の問題を十分調査並びに検討をやっております。

○森中守義君 答弁が抜けている。独自の調査をやりましたか。

○国務大臣(岡田直君) やつております。ただいま取り調べ中のものは、本人がおりませんから、取り調べを終わつてからいたすつもりでおります。

○委員長代理(山本伊三郎君) この際、委員の異動について報告いたします。

本日、堀見俊二君が大蔵委員を辞任され、内田芳郎君がその補欠に選任されました。

○森中守義君 ちよつと大臣の答弁が早過ぎました。そこで、大臣の答弁もあつたことですから、重ねてお尋ねいたしますが、たとえば通産大臣が例のJISマーク、これで直ちに記者会見を行ない、世間に対して謝罪をしております。また、中曾根運輸大臣が日通問題及び官僚の饒別受領の問題等が露がれたときに、これまた記者会見をやつて社会に謝罪をしております。同時に、内部に對してはきつめて厳密な態度で臨むという指示、あるいは通達、そして大臣みずからが決意を表明をしたようです。私もかなり克明にこういう事件に関心を持つがゆえに、厚生大臣の記者会見の経過等をずいぶん丹念に見ておりますが、そういうこといまだありません。

○国務大臣(岡田直君) 記者クラブに遺憾の意を表明をして、委員会をつくつて自己の綱紀肅正及びその他について検討をするということで見えいたしました。

○森中守義君 内部に対してはいま委員会をつくつて綱紀肅正をはかると、こういうことですが、どの程度の効果を期待するのですか、具体的な事実問題として。

○国務大臣(岡田直君) 私は、このような事件が起こりますのは、本人の心がまざるることながら、やはり仕事の仕組み、機構なりに、あるいはいろいろなことの処理の過程等に問題があつてはならぬと、こう考えまして、そういう問題も検討して、今後こういうことを防止したいという考え方でやつております。

○森中守義君 厚生省内における内部監査はどうしておりますか。機構、人員の配置、これらの問題はどうかしてございますか。

○政府委員(戸澤政方君) 官房における、設置法では「考査」といっておりますが、職員に対する監察制度のほか、各局におきましてそれぞれの所管業務に關する監察制度、そういうものをとつてやつておるわけでございます。したがういまして、各局によつていろいろ内容は異なりますが、一例を医務局にとつてみますと、本省の中のいろ

いろ会計その他の業務監査は主として官房を中心に行つておりますが、医務局では、主として国立病院、療養所に対する監査を嚴重に行つておるわけでございます。そのための職員組織といたしまして、医務局管理課の中に、特に監察専門の職員を七名、それから、官房の会計課に十一名、地方医務局に二十九名、会計に關する監査要員を置いてやつております。それで、その実績の一例を申し上げますと、四十一年度には病院に對して二十二カ所、療養所に對して三十九カ所、計六十一カ所をういつたような監察をやつております。そういうふうな、その他社会保険庁、社会局、児童局がそれぞれの監察のための組織要員を備えて計画的に実施いたしております。

○森中守義君 行政省庁の監察制度としては、そういうものはやはり監察に入りません。非常に弱体だ。ことに高知の場合には、業務監査に行つた者、いま官房長官のお話からいけば、おそらく厚生省の監察担当者になるでしょう。何を監査に行つたか、何を監察に行つたか、収賄で受け取つた金で酒を飲んでいる、こんなのを監察と言へますか。医務局長、その該当者はどういふ地位の人ですか。いま官房長官が言つておる通りに、一般的に考える監察的な立場の者ですか。業務の監査に行つた者三名の者を収賄の金で飲ましたと言つておる、どういふ地位の者ですか。

○政府委員(若松栄一君) 会計課と地方局の職員が行つておる模様でございますが、現在その個別の氏名等をお尋ねしております。

○森中守義君 そういふ人のお名前までここで覚えて聞こうと思ひませんが、要するに業務監査に行つた、こゝろいつておるわけだから、いま官房長官が言つておる通りに、監察、監査というものが非常にまぎらわしい、厚生省の場合には、しかし、それをこゝろにして非違行為があるなら、これを指導するとか予防するといふのが趣旨だと、こゝろ官房長のお答えだから、だから私は、こゝろ非違行為等を予防に行つた人だと、こゝろ思つておる。その人が収賄で受け取つた金で、芸者をあげ

たのか抱いたのかどうか知らぬが、料亭でござりになることは、一体これはあきれた監察です。まことに不見識だ。そこで、行管の長官も出席を求めましたが、見えておりましたか。

○委員長代理(山本伊三郎君) 政務次官が……。

○森中守義君 行管という立場から、厚生省の監察の体制、これは非常に強力なものであつて、これらばあえて行管が行かなくても、まずまず内部監査としては一応認め得るという厚生省の監察の体制であるか、行管はそれをどういうように判断されておられますか。

○政府委員(森中守義君) 監察局長から。

○政府委員(諸永直君) 厚生省の内部審査の業務の実態につきまして直接監察をいたしたことはございせんので、監察の結果での意見を申し上げることはできませんが、形としては必ずしも強力でないような印象を受けております。

○森中守義君 監察局長、厚生省となれ合いじゃ困るよ。なれ合いでそういう答弁をしていると思わなければ、行管という立場から、もう少し厚生省の内部監察の体制が一人前であるのか半人前であるか、もう少し正確な監察をやってもらいたい。なぜ私はそんなことを言うかといへば、先ほど大臣からお話がありましたように、何といつても国民生活の基礎を持っています。厚生省は、非常に重要なところなんです。のみならず、補助金だけでも五千億近い金を持っている。こういう補助金行政をやるような機関の内部の監察体制が今日のような状態であるということは、私はどうしても理解できない。最近どの程度に行管が監察をされたのか、よく知りませんが、おそろしくこれをやってみれば存外な問題点というのが出てくるんじゃないですか。むしろ私は、不正だとか汚職だとか、そういうものばかりさしてあるわけじゃありません。機構上整備すべき点、あるいはもつと要員を配置すべき点、そういう幾つかの問題が出てくるんじゃないかというふうに思うのです。先ほど厚生省の官房長が答弁をされたようなあの監察、あるいは審査、監査というところは、私の概念としては、これは強力な社会政策を執行したり、ひいては補助金行政等を担当しているためには必ずしもふさわしい監察体制であるとは思いません。いま少しなんなん監察が私は厚生省に対しては必要ではないかというふうに思つておられます。予算書をだいたひ見ても、設置法も見てみました。ところが、さつき官房長が言っている監察、あるいは審査、監査というのはありません。組織的にもない、そういうものは組織にもない。管理官、参事官というのは置いてある。これが法令上参事官、管理官というこれらの諸君が内部の監察を執行するというならば、その行なわんとする者の地位、こういう点からいって、いざ厚生省内における専門的な立場というところでわかるけれども、いま言うような審査とか監査とか、こんなもので何が監査ができますか。ちなみに、官房長、それのために専従の職員として何名、予算が幾ら、むろん旅費等を含みますが、幾ら組んでおりますか、その辺のところをもう少し具体的に説明していただきたいです。

○政府委員(台澤政方君) 官房の人事課に、これは大体各省共通でございますが、そういう省内監察のための専門係官が参事官以下七名おります。それから、あとは各局、庁によつて事情は若干違いますが、先ほど申し上げました医務局の例をとつてみますと、会計その他の監査の旅費としまして、四十二年度に百九十八万円、四十三年度も同額でございますが、お話のとおり、もちろんこの程度の旅費並びに人員では十分な監査、監察はできないわけでございます。この点は、今後予算、人員も大いに強化する必要があるかと思つております。

○森中守義君 大臣、私少しこまかく入り過ぎた質問になつてゐるかわかりませんが、大体そうである見当の狂つたものではないかと私は思つてゐる。それで、どうなんですか、こういう一カ月余りの間に三つの汚職が顕発したということをお考へるならば、この際、直ちに省議でも開催して、いま少し監察体制の強化確立、こういったようなことを検討されませんか。

○国務大臣(國田直君) 先ほど申し上げましたのは、私も御指摘を受けるまでもなく、そういう体制が弱体であつて、それから、また、慣行上からいって思ひにくい慣行等もありますので、内部の監察及び行政機構、業務の実態等について、全般についてそういう点を確立をして体制を強化したいという考えから、省内で委員会を編成して、その原案をつくつて省議を開こうと考えておつたわけでございます。

○森中守義君 少なくとも、具体的に次の国会等にはその辺の体制を固めながら措置をとる、こういうふうに理解をしておいてよろしいですか。

○国務大臣(國田直君) けっこうでございます。

○森中守義君 これと一連の関連を持つのが例の補助金行政の問題ですが、いま厚生省で補助金の種目はどのくらい持つておられますか。それと金額、わかつておつたらお示しをいただきたい。

○政府委員(高木玄君) 四十三年度予算について申し上げますと、目で計算しまして、件数が七十四件、金額で五千四百四十二億二千六百四十七万六千円でございます。

○森中守義君 いまお示しの数字は、きのう私が資料を求めたので出ております。ちよつとその補助対象の件数を聞きたい。予算を全部一つにまとめて、どの目が幾らなのか、補助の対象は幾つなのか、約倍率ぐらゐになるわけですか。

○政府委員(高木玄君) ただいま七十四件と申し上げましたのは目の数で計算したものでございまして、これを交付決定の単位で計算いたしますと百三十三になります。

○森中守義君 四十二年から四十三年に少し削つたのですか。四十二年の大蔵省の財政調査会が発行した補助金便覧によれば、私の勘定では百四十八から百四十九になる。前年度から今年度、だいた削つたのですか。

○政府委員(高木玄君) 四十三年度予算で廃止になりました補助金が三件ございます。申し上げますと、インフルエンザ特別対策事業費補助金、それから、麻薬中毒者医療費公費負担事務費補助金、それから、工業標準規格原案作成委託費、この三件の補助金が廃止になっております。

○森中守義君 数は相当食い違つておりますが、いま会計課長のお話では百三十数件ということですが、農林省、あるいは文部省、これらの省庁が非常に多い。しかしながら、この補助対象の内容をずつと見ていけば、これはどうかかなというの、ずいぶんある。そこで、補助金適正化法によつてどういふ措置をとられてゐるか、一年度に全国からどのくらいの補助申請があるか、それを受理してどういふ審査の結果を経て採用して行くのか、その辺の手続を少し教えていただきたい。

○政府委員(高木玄君) 補助金の執行につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、つまり補助金適正化法に基づいてすべて執行しているわけでございます。まず法令、予算に基づきまして補助金の交付要綱というものを定めるわけでございます。それに基きまして府県市町村、その他補助事業者から補助の申請が来るわけでございます。その補助の申請の内容を審査して交付決定をいたすわけでございます。これは正確な件数は計算してみなければわかりませんが、おそらく年間補助申請件数は六万件くらいになつてゐるかと、かように考えます。

○森中守義君 毎年その六万件も申請を受理して、それから相当選定をされているようですが、たいへんなこれは労働になる、そういうことで、六万件を整理するということになれば、そこで、私は、法律補助の場合は、これはもう義務的に出すべきものだから、これは問題にしない。しかし、予算補助については必ずしもそうはいかぬ。むろん適正でないとかあるとか、そういうことは私は言つてゐるのじゃないかと、ただ、問題は、適正にやつておるからこれは補助金出さなくちゃならぬという、そういうやり方がいいかどうかという問題です。ここに一つの例をあげま

す、インフルエンザ特別対策事業費補助金、それから、麻薬中毒者医療費公費負担事務費補助金、この三件の補助金が廃止になっております。

○森中守義君 数は相当食い違つておりますが、いま会計課長のお話では百三十数件ということですが、農林省、あるいは文部省、これらの省庁が非常に多い。しかしながら、この補助対象の内容をずつと見ていけば、これはどうかかなというの、ずいぶんある。そこで、補助金適正化法によつてどういふ措置をとられてゐるか、一年度に全国からどのくらいの補助申請があるか、それを受理してどういふ審査の結果を経て採用して行くのか、その辺の手続を少し教えていただきたい。

○政府委員(高木玄君) 補助金の執行につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、つまり補助金適正化法に基づいてすべて執行しているわけでございます。まず法令、予算に基づきまして補助金の交付要綱というものを定めるわけでございます。それに基きまして府県市町村、その他補助事業者から補助の申請が来るわけでございます。その補助の申請の内容を審査して交付決定をいたすわけでございます。これは正確な件数は計算してみなければわかりませんが、おそらく年間補助申請件数は六万件くらいになつてゐるかと、かように考えます。

○森中守義君 毎年その六万件も申請を受理して、それから相当選定をされているようですが、たいへんなこれは労働になる、そういうことで、六万件を整理するということになれば、そこで、私は、法律補助の場合は、これはもう義務的に出すべきものだから、これは問題にしない。しかし、予算補助については必ずしもそうはいかぬ。むろん適正でないとかあるとか、そういうことは私は言つてゐるのじゃないかと、ただ、問題は、適正にやつておるからこれは補助金出さなくちゃならぬという、そういうやり方がいいかどうかという問題です。ここに一つの例をあげま

す、インフルエンザ特別対策事業費補助金、それから、麻薬中毒者医療費公費負担事務費補助金、この三件の補助金が廃止になっております。

○森中守義君 数は相当食い違つておりますが、いま会計課長のお話では百三十数件ということですが、農林省、あるいは文部省、これらの省庁が非常に多い。しかしながら、この補助対象の内容をずつと見ていけば、これはどうかかなというの、ずいぶんある。そこで、補助金適正化法によつてどういふ措置をとられてゐるか、一年度に全国からどのくらいの補助申請があるか、それを受理してどういふ審査の結果を経て採用して行くのか、その辺の手続を少し教えていただきたい。

○政府委員(高木玄君) 補助金の執行につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、つまり補助金適正化法に基づいてすべて執行しているわけでございます。まず法令、予算に基づきまして補助金の交付要綱というものを定めるわけでございます。それに基きまして府県市町村、その他補助事業者から補助の申請が来るわけでございます。その補助の申請の内容を審査して交付決定をいたすわけでございます。これは正確な件数は計算してみなければわかりませんが、おそらく年間補助申請件数は六万件くらいになつてゐるかと、かように考えます。

○森中守義君 毎年その六万件も申請を受理して、それから相当選定をされているようですが、たいへんなこれは労働になる、そういうことで、六万件を整理するということになれば、そこで、私は、法律補助の場合は、これはもう義務的に出すべきものだから、これは問題にしない。しかし、予算補助については必ずしもそうはいかぬ。むろん適正でないとかあるとか、そういうことは私は言つてゐるのじゃないかと、ただ、問題は、適正にやつておるからこれは補助金出さなくちゃならぬという、そういうやり方がいいかどうかという問題です。ここに一つの例をあげま

す、インフルエンザ特別対策事業費補助金、それから、麻薬中毒者医療費公費負担事務費補助金、この三件の補助金が廃止になっております。

しょう。これは四十三年度に承継されておるかどうかはわかりませんが、こんなのがある。世界歴戦者連盟アジア極東地域会議補助金と、こういうのがある。一体これはどういふものですか。これは一つの例にすぎないけれども、これはもういろいろなやり方があるんじゃないか。こういうようなことで、要するに予算補助という項については相当吟味の必要があると思ひます。定員を要求しても簡単に行管はオーケーと言わない。財政当局も事務能力が非常に低下するから、あるいはふくそうしておるから人を増やそうといふことは、簡単にうんと言わない。一般会計の場合には、すでにあと補充の凍結をやつて、しかも、また五カ年間にわたつて相当人間を減らそうといふ時代ですから、そういう事務能力、こういうことが相当刷新されないといふかぬのじゃないかといふことも含み合わせながら、この補助金制度といふものはそろそろ抜本的に改善、改革の時期にきたのではないかと、私はこういうふうに思ふ。これはひとつ行管の立場から見ても、こういう制度は、はたして現状のままでいいのか、もっと検討の余地がありはしないか、それを行管からお答えを願ひたい。同時に、厚生省も現状をすべて可としておる状態なのか、あるいは検討すべしといふお考えなのか、両者からおのおのお答えをいただきたいと思ふのです。

○政府委員(諸永直君) 行政管理局では、昭和四十一年に地方公共団体に対する零細補助金の行政監察を実施いたしました。整理統合等の勧告をいたしました。が、厚生省関係につきましても十六件の、金額として十億円でございしますが、それについて、それぞれ廃止、あるいは期限つき廃止、あるいは交付税の移しかえを適当と認めるか、あるいは統合メニュー化を適当と認めるか、あるいは事務の簡素化の必要を認めるかといふような分類をいたしました。十六件の勧告をいたしておるわけでありまして、それから、四十二年度に、これはまだまとめられていませんが、民間団体に対する補助金、あるいは交付金、委託金、委託費等につ

きましての監察をいたしておりまして、目下その取りまとめをいたしておるわけでありまして。また、本年の二月二日の「今後における行政改革の推進について」の閣議決定に基づきまして、補助金につきましても、各省庁が所管の補助金の全部につきましても、各点検をやつていただきまして、その整理の計画を六月末に行政本部に提出されるというところになっておりますので、かなりの簡素化の期待がされると思ひます。行管といいたしましても、たゞいま御指摘の点につきましても、その御趣旨を十分拝聴いたしまして、補助金の整理簡素化を今後一そう推進してまいりたい、こういう所存でございします。

○政府委員(澤政方君) 厚生省につきましても、行管の勧告を待つまでもなく、補助金の科目は非常に多うございします。また、零細補助金といふ種類のものも多うございします。極力その簡素化の線に沿つて統合整理等の線を進めていきたいと思ひます。たゞいま行管からお話がありましたが、六月までに行政改革に関する案を提出することになっておりますので、省内でも行政事務運営改善委員会を設けまして、いまその補助金の問題も含めて、鋭意検討しておりますので、今後そういう線に沿つて極力努力してまいりたいと思ひます。

○森中守義君 厚生大臣も行管もごらんになったと思ひますが、二月の六日に朝日新聞がこういふ記事を出しております。「中央へ三割自治の弱み」、「あと断たぬ進物や宴会」、「エビを飛行機で贈る」、「相変らずのゴルフ接待」、非常に要を得た記事が出ております。さっきの厚生省の松江の事件等はこれにすばり当たるかどうかからいへども、この朝日新聞のキャンペーンからいへば、補助金に対してアリのあさるやうに寄つてくる。それで、やれゴルフだ、やれ出張に對しては酒だ、旅館だといふやうなことで、たいへんな騒ぎだ、こういつてゐるのです。一体こういうことが許されるかどうかといふてゐるわけですね。私は、厚生省は他省と同じやうに、例外であ

るのか例外でないのか、その辺はよくわからぬけれども、少なくとも、厚生省が件数において百三十数件の補助金を持つておれば、これも例外ではなからう、こういうふうに思ふのです。そういうところに綱紀の弛緩、綱紀の紊乱、そうしてそういうことが汚職につながつていく温床になる。これはもういままで両院の決算委員会等を通じてしばしば指摘をされてきた問題であります。したがつて、いま行管の監察局長及び官房長からおのおの答えがありました。いづれ厚生省も整理をしたい。六月に答へが出るということですか。そのときにまたお尋ねすることにしたと思ひますが、要するに、厚生省の場合に、厚生大臣、行管からもその指摘がある。その回答を迫られてゐる時期でもございします。かたがた、汚職だ、あるいは綱紀の肅正だ、こういう時期ですから、少なくとも、今日の厚生省の補助金行政、中でも予算補助といふものは、これは大いに検討の余地がある。そういう観点から、これも先ほど何か委員会をおつくりになつていふ綱紀の肅正をはかるというお気持ちのようですが、そういう問題と並行してこの問題も処理される御意思があるかどうか、的確にお答えをいただきたいと思ひます。

○國務大臣(國田直君) 先ほど答への中に慣行と情性と申しましたのはこういう意味も含んでおりまして、御指摘のとおり、たくさん補助金の対象の中には削るべきものもあるし、かつまた、実際はいろいろな社会福祉施設の核点として活躍をしてゐる団体等には補助金が出ていないやうな点もあります。ところが国民の税金を適正に、しかも、効率的に使うという意味においても、また、消極的には、御指摘の汚職の温床にもなるおそれがありますから、この点は、御指摘のとおり、十分検討をして、厳重に監督をし、その体制をつくるつもりでおります。

○森中守義君 それから、厚生大臣、ちょっとしたことで、ついで一週間はど前、記者会見で、身体障害者のために調査会をつくりたい、つく

と、こういう談話を発表されましたね、御記憶あります。○國務大臣(國田直君) 重症心身障害者の福祉のためのことだと思ひますが、あれはあゝいう方向でたゞいま検討しておりますので、これはぜひやりたいと思つておりますが、いろいろ各方面の専門家の意見を聞きたいと思ひますので、専門的な調査を依頼をして各人の意見を聞きたいといふので、調査会をつくるという意味ではございせん。

○森中守義君 調査会をつくるというのが新聞の要点のようですが、したがつて、その関係の向きにおいても非常に歓迎されておる、これでこの種問題は一歩前進するであらう、こういう期待を持ってゐるわけですね。さて、ところが、問題なのは、簡単にできないのですよ、そういうのが。私が言つてもなく、三十六、七年に、当時の内閣委員会等で非常に問題になりまして、行政組織法八条、ことに厚生省の場合には設置法二十九条で規定をしてゐる機関以外にはつくつてはならぬ、ちゃんと閣議決定が行なわれております。だから、おそろく思ひつきでそういうものをつくろうと言われたのか、そこまで配慮があつたかどうかはわかりませんが、そうでなくとも簡素化の方向に向かうべき時期に、これらのものはあまり方々で要望があるからという理由のもとにおつくりになるのはどうか。ですから、せつかく新聞であんなに発表はされておりますが、これはつくれませぬ。もしつくられるならば、これはまた別な機会に、つくられた段階でお話をいたしたい。そういうことになれば、あの問題の処理はどうします、調査会がつくれぬといふことになれば。

○國務大臣(國田直君) あれは思ひつきで私が言ったものではなくて、事務当局に指示をいたしまして、事務当局が検討したものをまだ発表しない段階で書かれたものでございしますが、あの中に調査会といふことが使つてあつたと思ひますが、それは調査会といふものは、厚生省がしばしば行管またはその他から勧告を受け、閣議決定等

によつてたゞいままであつた諸制度に違反する調査会は全部廃止をしておりますので、御指摘のとおり、簡単にできません。したがつて、調査会をつくらなければならぬかできないかといふことは時期がおそくなりまして、それぞれの各方面の方の御意見を聞いて、実質上はそういうことが出来るようにやつていきたい、こう考えます。

○森中守義君 さて、そこで少し法案の内容を聞かしてもらいたいと思う。先ほど小平委員からもちよつと出ておりました例の基準寝具の問題、三基準の中の。これはどうなんですか。日本病院寝具協会というのができたのはいつですか、厚生省が認可したようですが。

○政府委員(若松栄一君) 昭和四十年六月五日申請があり、七月二十二日認可されております。

○森中守義君 これの業務の内容といふのはどういふことですか。

○政府委員(若松栄一君) 本会の定款によります事業のほかに載つておりますのは、読んでみますと、第四条、本会は前条の目的を達するために次の事業を行なう。一、医療機関用寝具の品質向上及び制度活用の普及。二、寝具及び寝具サプライに関する調査研究。三、寝具及び寝具サプライに関する業務あつせん。これに付帯する業務。四、会員の福利厚生に関する事業。その他前条の目的を達成するため必要と認められる事業」といふことになっております。

○森中守義君 御説明のとおり、定款はそうなつていますね。そこで、本会の基準寝具の問題とこの協会との関係はどうなつていますか。

○政府委員(若松栄一君) このたび私も国立療養所が実施した基準寝具といふものと協会との直接的な関係はございません。

○森中守義君 こういふ聞き方をしたらどうですかね。要するに、その寝具協会に会員が五十名近くおいでになる。そういう皆さんが全国に点在して、ブロック別にAならAという商社がございます。要するに、寝具協会といふものは、かなり今回の基準寝具にあつては大きな役割りを果たすといふことはあり得ますか。

○政府委員(若松栄一君) 基準寝具を請け負う会社が相当多数ございますが、その中の相当大きい業者がこの協会に加盟しておりますので、現実に入札の場合におきましてこの加盟業者が相当多数入り、また、それに落札する機会も相当多いといふことは予想されます。

○森中守義君 現在のこの協会への加盟業者は何社ありますか。

○政府委員(若松栄一君) 約七十社と承知いたしております。

○森中守義君 厚生省では、この協会を中心に寝具関係を扱わしたい、そういう御意思があるんですか。

○政府委員(若松栄一君) 寝具を委託する場合も、当然指名競争入札でございますので、入札の結果によつて委託することになります。

○森中守義君 実際問題とすれば、やはりこの協会に加盟している商社が大部分というよりも、ほとんど全国的にそれぞれ入札の方式をとるようですが、参加をするといふことになりませんか、結論としては、どうですか。

○政府委員(若松栄一君) 指名入札には参加していただくと思ひます。

○森中守義君 そこで、この協会が設立をした直後、約一年ぐらゐ経過したときですね、非常に過当競争になった、あるいはダンピングが始まつた、こういうことではないかというので、業者みづからが自主規制をやつた。同時に、厚生省では他の業者に提唱して、極力この寝具協会に加盟するようになつた方は行政指導したことがありますか。

○政府委員(若松栄一君) 私どものほうから積極的にこの協会に参加するよう、干渉あるいは指導したことはございません。

○森中守義君 積極的ではないが、消極的にはあるといふことですか。いまの言い方はそうだよ、積極的じゃないと言つてゐるなら。

○政府委員(若松栄一君) ことばが不十分でございました。指導干渉等をいたしたことはございません。

○森中守義君 そこで、その認可にあたつて、いづれこういつたような発展をするであらう。先ほど医療局長の答弁によれば、すでに特別会計については三年前から検討していた、定期的にそのワク内に入りますよ、三年のワク内に。認可が行なわれたという時点はそういうことでしよう。

○森中守義君 三年のワク内に入る。そうなるから、三年のカテゴリーの中に入る。そうなるから、おそろくまあ認可権者は厚生大臣なんだが、ある意味では、これは形式的なものかも知れない。実質的には医療局長が中心だと思ふ。そうすれば、医療局長の頭脳の中にあるものは、いづれ三年ぐらゐ経過をして財政当局との折衝がある時点でコンセンサスに到達するならば特に踏み切らうという際に、この寝具協会といふものがかなり大きなウエイトを持つたことは事実だと思ふ。それが認可の一つの起点となつたとみるのはおかしいですか。

○政府委員(若松栄一君) 各病院が、厚生省の療養所だけでなしに、一般的に病院が寝具を委託するといふ制度はすでに昭和三十九年から始まつております。したがつて、そのような時期からこのような業者が相当できておるわけでございます。この法人の認可が四十年七月でございますけれども、これをこの時期に局長はすでにこのことを予想してゐたのではないかとお尋ねでございますが、個人的な問題になつて恐縮でございますが、私はこの認可のあつたときはまだ医療局長になつておりません。したがつて、この直接の関連はないと解していただきたい。

○森中守義君 それはたいへんども失礼しました。ただね、協会が設立されたのは確かに御説明のとおりなんです。事実問題として業者に発注してゐたかなりの沿革がありますね。で、三十九年ぐらゐかな、三十九年ぐらゐから出している、そこでまとまつたのは協会だと、私はこゝろ読むの

です。個別個別に厚生省が下請に出し始めたから、それで相当過当競争になつちまう、あるいはダンピングが始まる、こういうことじゃいけないといふので協会というように形が整つたものだといふ読み方を私はする。で、そこで、認可にあたつた、また、下請に出すときどういふことが配慮されたのか。具体的に言うならば、厚生省の告示百七十八号といふのがあつた。この厚生省告示百七十八号は何と書いてありますか、原則として施設者においてこれは提供すると、こうなつておるわけですが、ところが、この法案を中心に、衆議院並びに本院における審議の段階において、原則と例外が取り違へになつておる。少なくとも、いま厚生省が考へてゐるこの基準寝具の問題は、自前でやるのが例外的に非常に少数になつて、例外であるべきいわゆる下請といふものがこれが原則になつておる、こういう逆な現象をつくつてしまつた。だから、法律であらうと、あるいは政令であらうと省令であらうと、存在するものについては守つてくれないわけじゃない。守られていないじゃないですか。だから、國田厚生大臣の前任者の場合のことでございまして、認可を与えたのはね。認可を与えたときにまことに不用意であつた。一体、告示百七十八号といふものを何と心得ておるか、こういうことが実は基本的な問題として提起される、こう思ふ。したがつて、百七十八号といふものとこの現状といふものを対比した場合にどうお考えですか。

○政府委員(若松栄一君) 最初に、前段でちよつと国立療養所の話が出ましたが、三十九年からこういう寝具を委託することを認めておりますが、厚生省の直轄の医療機関である国立病院は寝具の委託をやつておりません。国立療養所が寝具の委託を始めたのは四十二年度からでございます。その点をまず申し上げておきます。それから、そのほかに一般的な問題といたしまして、病院における業務として、給食、洗たく並びに寝具の問題は、病院が直営でやるのが望ましいという原則は打ち立ててございます。ただ

し、やむを得ない場合には一部を委託してもよろしいという扱いしております。したがって、原則は直営であることは申すまでもございません。しかし、それが国立療養所におきましては、先ほどもお話がありましたように、各種の病院、医療機関がすでに昔から基準寝具を実施しておりますが、国立療養所はいまになって非常におくればせに実施をいたすわけでございます。しかも、この時期に一挙に百六十近い施設に実施いたします場合に、初度設備が相当多額にのぼる、また、相当の人員を新たに増員しなければならぬという状態でございますので、先ほど来もお話に出ましたような、国家公務員を減少させようというような時期に新たに相当数の定員を確保するということとはきわめて困難な実情にございますので、やむを得ず委託という処置に出たわけでございます。

○森中守義君 百七十八号の告示とはどうなのかと、こう聞いている。だから、現状それを進められて、私は、百七十八号という告示がある限り、これが原則なんだから、原則はあくまで守らるべきものである。ところが、現状、そして将来の維持発展の状態を展望する場合においては、原則と例外が入れかわるのじゃないか、これは許されなぞと、こういう質問をしているのですよ。だから百七十八号に対する厚生省の見解はどうだという質問が実は私の中心です、いま聞いているのはね。

○政府委員(若松栄一君) 厚生省告示百七十八号にありますように、どこまでも直営が原則でございます。ただし、その例外を承認しておるわけでございまして、残念ながら、こちらの国療の場合はその例外にたよらざるを得なかったということでございます。

○森中守義君 それが局長、問題なんだ。なぜそならば告示百七十八号というものは出ている。私は、国の責任において診療、そしてそのことが社会保障ということとでとらえられているから、それで告示百七十八号が出ている。それは衛生上の責任の問題もあるでしょう、扱い上の責任もあるで

求を受けておりませんので、審査したことごさいませんが、一般的な考え方といたしましては、現在定員は極力抑制をするという考えでございまして、厚生省全体の定員をいたしまして、内部の配置転換等によってまかなえる余地がある場合もございまして、そういうことも考えながら、なお要求がありました人員の必要性をよく十分考えまして審査をするようにいたしたいと思います。

○森中守義君 実は、問題の本質をとらえてほしい、問題の本質を。ただ、私は、業者に渡すのは管利が介入するからいかぬという、それが中心の論点でないですよ。百七十八号というのはなぜ存在するか、問題はこれなんです。ちなみに、ちょっと読んでみましょう。「療養上必要な寝具類を具備し、患者の使用に供するほか、その洗たく、消毒及び修理は、当該保険医療機関が原則として自ら行うものとする。」、こういってある。これは医療の必要上ということですよ。金銭の問題以外の問題、それ以前の問題、要するに、菌がたぐさふえてはいかぬ、菌は撲滅するものである、そういう次元の高い医療上の問題から百七十八号はできておる。それをもうかるものからぬというよりなかに論点があるとすれば、これは許されない。だから私はしつこく告示百七十八号にこだわるのは、医療はかくあるべきだ、菌というものが拡散をしていったのでは、これは民族は滅びますよ、ここに社会保障の問題がある。私どもが特会を可とするか、在来どおり一般会計を可とするかという問題はそこにある。すべて国の責任で行なえ、これですよ。ですから、人間を幾らよこせ、何をどうせいというこの根拠になるものはそれなんです。ですから、このことを踏まえるならば、医務局長は見込みがないから出さなかつたといわれるが、これははなはだ適當ではない。やりもしないであきらめる、そんなばかな話はありませんよ。ほかのことはどんどんやっているじゃないですか、法律をおかしてやっているのだ。こんなことになれば見込みがないからやりません。

そんなことは国会では理屈になりませんよ。私はいまからでもおそくないと思う。どうですか、この定員だけはどうしても片づけてもらいたい。いま得がたい厚生大臣をあなた方は持つておる、こういう厚生大臣はまたと見えませんよ。園田厚生大臣の在任中に、その政治力に期待してやってごらんない。どうですか、園田さん。

○国務大臣(園田直喜) 寝具が直営でやられることは、いまの百七十八号からいっても、あるいは国民医療の一環であることからも、あるいは原則であつて、その原則の方向に逐次切りかえていかなければならぬと思いますが、直営でやるにいたしましては、洗たくその他の施設と人員と両方要するわけでありまして、定員のほうは、また配置転換などということでもそのほかのところに食い込まれると非常に困るわけでありまして、その点も考慮しつつ直営の方向に努力していきたいと考えております。

○森中守義君 どうもやっぱり厚生大臣、何とかんとかして国会を適當にあしらつておけばいいという考えじゃないですか。まさか、同じ里の人間ですから、あなたをそんなにうらやましい人とは私は思っていない、信頼していますよ。しかし、事実問題として三十九年から始めておる。そうして、またあとで申し上げますが、いまその予算の執行が禁止されておるにかかわらず、どんどん契約をやっているじゃないですか。すでに三十四施設が契約を終了していますよ。こういう状態で直営の原則に返るとか原則を踏まえるなんということが言えますか、からかつちやいけませんよ。私も去年、おとし出て来たかけ出しじゃない、何年かやっております。こんなことを、ああそれかというわけで簡単に引き下げるわけにはいきませんよ。あなた方が説明することやっているととは全く反対だ。さらに一步踏み下げていくならば、こんなのがある。三十七年の七月四日、総第四十四号ということで、医務局長が各都道府県の衛生主管部長あてに通達を出しておる。六月の四日に出しているのに、さらにまた追

加されて、今度は七月の四日に出し直している。この通達は御存じでしょう、局長。これはあぶなくしてしまふやないよ、こんなのは。一体だれがその施設のチェックをするのです、だれが施設の管理をするのですか。すでに一たん当てがったものが、さらに作業能力等がないというので、他にまたこれを委託しようとしている。こんなあぶないあれはありませんよ。だから言っていることと全然違ふ、いまの通達の趣旨は。どうですか、これも百七十八号を守るつもりですか。

○政府委員(若松栄一君) 三十九年の医務局長の課長通知で、病院が洗たくを委託する場合の洗たく受託施設についてのいろいろな指導をいたしております。そういう中で、洗たく物の委託できる範囲であるとか、あるいは法定伝染病の病原菌に汚染されたおそれのあるものを禁止する、また、受託施設の能力等についても十分検討する、また、万一受託施設が洗たくが十分できないというような場合には、すぐにその能力を振りかえて、ほかにも協力的な施設が確保されておることが望ましいというような指導をいたしております。

○森中守義君 これはその実績をどの時点でだれがチェックされるのか知らぬけれども、少なくとも、文書の上では一通り筋は通る。ただし、百七十八号に違反することは事実です。それで、いまその通達の内容にもあるように、これは寝具協会が紹介したものです、寝具協会が。だから、将来の発展としては、ほとんどこの基準関係、寝具の基準、この関係というのは協会が掌握をする、こういうふうには私は理解をせざるを得ない。そのとおりでしょう。むしろ端的に言つたほうがいいのじゃないか、それは。

○政府委員(若松栄一君) 病院の寝具の委託というものが相當急激に広まりまして、したがって、この寝具の受託業者というものの力も相當強くなつてまいりました、したがって、そういう受託業者の集まりである寝具協会の意向等も十分に配慮する必要はあつたことは事実でございまして。

○森中守義君 官房長、まだいますね。厚生省の何か外郎団体がある。厚生共済会、これはどういう組織ですか。

○政府委員(戸澤政方君) これは厚生省の医務局長の現業職員がめられたような方々が中心になつて財団法人をつくりまして、その退職職員のお互いの相互援助のもとに厚生福利のいろいろな事業をやろうというところでございまして、団体でございます。また、その会員数とか財政規模とかいうものは、そう大きなものでございませんで、それほど目ざましい仕事はしておりませんが、いろいろ各ブロックごとに支部をつくりまして、態様はいろいろございしますが、厚生事業をやっております。

○森中守義君 いまの御説明からいいますと、退職者が財団法人をつくり、仕事をやる。おそろく医療関係の仕事でしようね。そうだとすれば、同じ財団法人ですよ、両方とも。それで、その共済会がどういう能力を持つておるのか、私は詳しくは知りませんが、筋からいって、業者を集めてわざわざ協会をつくらせ、しかも、これは完全な営利機関だから、そうじゃなく、共済会にやらしたほうがきれいでもあるし、将来いろいろな紛争が起ころぬでいいのじゃないですか。それならばわれわれも、これはなるほど厚生省の退職者の皆さん、医療機関にいた人たちが老後の安定的のために、さらに療養のために一面の協力を惜しまないということであるならば、そのほうがどのくらい理屈が通るかわからない、こう思うのですよ。これをほんとうに活用したらどうですか。

○政府委員(若松栄一君) お話のように、職員の退職者等が組織する財団でございまして、そのような団体に委任してやることであれば非常に望ましいことだと思います。ただ、現状におきましては、やはり洗たく施設というものは相當な施設を持ち、技術者を置いて運営しなければならぬので、資金面等の問題もあろうかと思いますが、十分検討するに値する問題だと思ひます。

○森中守義君 ただし、私はそれがよろしいと、こう言っておるわけじゃないのですよ。百七十八号というものがあつた限り、すべきものではない、こういう主張を述べたわけではありせんよ。ただし、寝具協会というものを引き合ひに出すならば、まだそれらのほうが筋が通る、その大筋としてそれを言っておるのです。ですから、まだほかにも多少聞きたいことがありますから、こればかりに引つかかっているわけにはいかないが、この百七十八号というものはどうしますか、これから先も残しますか。大臣、どうですか。

○国務大臣(園田直君) これは原則でありますから、あくまで残すべきものだと思つてます。

○森中守義君 そうしますと、先ほど、できるだけ直営、在来どおりの方針でいきたい、こういうことなんだから、具体的に教えてください。たとえば百五十四施設の中で、ほんとうに例外措置として外注しなければならぬその例外とは具体的にどういふものをさすのか。まず、それは要員の確保ということが前提要件ではございませんか。これはひとつ全力をあげて、私も国会を通じて、大いに財政当局なり、あるいは行管当局に、それが必要であれば働きかけをいたしませう。それを原則に踏まえておいて、例外とは一体どういふものか、その例の範囲はどの程度にとどめるか、その点をひとつこではっきり約束してもらいたいですね。そうすると寝具の問題は片づくわけですね。

○政府委員(若松栄一君) 例外と原則との関係は、たびたび申し上げていますが、もしも相当の定員を増加することができるといふ状態があらましても、私もとしまして、まず、医師、看護婦等の直接診療に要する要員の充実をはかりたいと思つておりますので、私、非力でまことに申しわけありませんが、なかなか基準寝具を直営するだけの定員を確保するだけの力がない見通しでございます。

○森中守義君 若松局長、だめだよ、そんなことを言っちゃ。それは大蔵政務次官も行管も見えて

いるんだからね。ずいぶんしつこく私が言うのは、やっぱり筋が通りませんよ。それは筋が通らぬし、特会制イコール独立採算でないと言ひならば、その証拠をこれによつて示せと私は言つてゐるんです。そういうことで、私の言わんとするところは、特会制イコール独立採算でないと言ひならば、この寝具によつて実績を示さないといふ。それができなければ独立採算だと言われてもしょうがないじゃないですか。問題はそういうことですよ。それと、そのために、じゃ必要な定員は何名ぐらい要するんですか。一応試算はしてゐるでしょう。

○政府委員(若松栄一君) 予算要求もいたしてありますので、ちよつと試算をここで申し上げます。上げるわけにはまいらないのでございます。相当多数にのぼることと思ひます。

なお、独立採算という問題と、あるいは特会という問題との委託という問題の直接の関連はございせん。特会、あるいは独立採算のために委託をするものだというものでは決してございせん。やむを得ない事情でこういう仕儀になつてゐるといふことでございせん。したがつて、これのために委託にすることによつて多少でも利益をあげようというふうな考え方は毛頭ございせん。そのことはお間違ひのないように。

○森中守義君 それは幾ら言われても、ちよつと論点が違ふやうな気もするから、了解してくれと言つてもできない。私は節を曲げませんよ。

そこで、大蔵省も行管も見えてゐるんだが、全国施設の百五十四施設。一施設に、これはある意味では目の子になるかも知れぬが、大体の大ざっぱな見当はつきますよ、何人ぐらいといふことは、それを施設に掛けてみたらすぐ出るのじゃないですか。また、大蔵省だつて行管だつて、これがわが国の社会保障施設を守つていくという拠点であるとするならば、五兆八千億といふ膨大な予算を持つていて、厚生省に百や二百の人がふやせないとはいふことはありせんよ。だから、厚生省の考へる特会と財政当局の考へる特会

というのは、だいたひ中身が違ふということですかね。どうですか大蔵省、奮発したらどうかな。人員を出しなさいよ、金さえ出せば何だつてできるのです。どうです政務次官、何か言おうとしてさつきからもじもじしてゐるが。

○政府委員(二木謙吾君) ここに政府委員がおりますが、あなたがおっしゃるの、いまの直営でやれ、そうして直営でやるならば人数が要るから、その人数は財政当局も認めよ、こういうお話だろ、かように考へてゐるので、財政硬直化でも、必要でどうしてもやむを得ないといふふうなものは、私は出すべきである、かように考へます。

○森中守義君 政務次官、これは出さねばならぬのですよ。もういやというほどお聞きだろ、百七十八号というのがあるのだから、だから直営が原則ですよ。厚生省は、あなたのほうが金をくれない、行管が定員にどうも色よい返事をしないからそうせざるをえない、こう言つてゐるので、このくらいはつきりした理屈はない。出しさえすれば、こういうものは百七十八号の原則どおりにやつていけるのです。だから、それは責任持ちますね。どのくらいの数字が出てくるかわからぬけれども、責任持ちますね。

○政府委員(二木謙吾君) いま厚生省は、いまの直営の要員を出すよりは、まだ看護婦も足らぬ、医師も足らぬから、そのほうに金を使つたほうがいいといふように考へておられるように私は聞いておるのでございせんが、しかし、厚生省においてどうしてもこれをやらなければいけない、こういうことであるならば、私も検討いたします。

○森中守義君 それはその関係の人ばかりではなくて、先生方も看護婦さんも足りないことは事実です。それはあなた方が金を渡すからです。財政硬直化といふながら、五兆八千億の中から厚生省にそれくらい金を出してもちつともおかしいことではないですよ。だから、それを約束しますね。ちよつといふあなたの大事なところを、私耳が遠いものですから聞きそなつたが、もう一回約束

ができるかできないか、言つておいてもらいたいの。○政府委員(二木謙吾君) それは厚生省から、どうしてもこれはやむを得ないといふ要求があるならば、財政当局として、大蔵省としても検討いたします、こういうことです。

○森中守義君 そうなると、非常に問題がはつきりしてきましたが、厚生大臣、いま財政当局は、厚生省から強い希望が表明されればこれを受け、こういう大臣にかつて政務次官のお答えですが、やりますか。

○国務大臣(園田直君) やりたいのでございせんが、特別に財源があれば別ですが、まだほかに国立療養所のためにたくさん金に金をいたしたいものがあるわけでございます。それから、もう一つは、定員の関係もありますので、ここで早急にこれを優先的に要求するといふことは答弁できないわけでございます。

○森中守義君 私は、あとでまた整備計画の問題と同じような論点でやりたいと思ひますが、要するに、厚生省の場合には、要求すべき定員も要求しない、少なくとも、財政当局の意見ではそういうことです。意見が出てこない、要求が出てこないからしようがないじゃないか、こういう言い方をしていますよ。それは概算が提示されて折衝が開始される。まあいろいろ背景も私も知つておる。しかしながら、少なくとも、いまのことは表向きの議論として私は受け取つておきたい。ですから、わが国の医療制度全般、ことに国営にかかる問題に対する全体のビジョンというものが一体どういふものですか。あれもやるこれもやる、そういうものがあるがゆゑにこれだけはやれないなんて、そういうばか話がありますか。厚生省、一休全部ひとつ総ざらに計画をつくつてごらん下さい。出されておる整備五カ年計画というのは、あれは何ですか。計画じゃありませんよ。そういう意味で、百七十八号というものが存在する限り、外注といふことは適当でない。いんや、例外と原則と相反するやうな行き方は、これはやめ

てもらいたい。少なくとも、最善の努力をする、この程度のお答えをさっきもつてはおりますが、具体的に、じゃ全部の施設の中でどういふ場合を例外とするのか、それに該当するものはどういふものであるか、その辺のことをこの委員会に出してもらわなければこの審議はできませんよ。ただこれはのやりとりだけじゃ意味がない。ある程度審議の経過としては、中身を私はいま聞きたい。実り多いものにした。それならば原則と例外、あるいは、ある一定の基準程度のものはつくったかどうか、その基準をつくって出してきたか。厚生大臣が、極力原則を踏まえ、直営をやっているということならば、その具体的なものを私は要求します。どうですか、厚生大臣。

○政府委員(若松栄一君) 百五十三カ所の個々の施設について、どの施設が直営が可能とか、どれが例外を認めなければならぬというふうな、個々の施設の検討はできないわけでございます。療養所の職員は、全施設をプールして職員の定数というものを考えております。したがって、ある施設だけこの基準を直営でやる必要な人員配置をしたいということとはなかなか困難でございます。少なくとも、何名かでも職員の増員を認められるとすれば、それはまずやはり医療直接従事の方々に向けたということでございますので、個々の施設ごとにとりかかるとは、私どもなかなかむずかしい問題だと思っております。

○森中守義君 個別に困難であれば、原則でけっこうです。百七十八号を守っていく原則は何であるか、その原則と例外の二つを検討すれば一通り答えが出るでしょう。それを出してくれと、こう言っているんです。

○政府委員(若松栄一君) 原則と例外の基準といいますが、これを通則的に出せということでございますが、なかなか困難なことではございまして、要するに、原則をとりたければ、原則をとることができないので、やむを得ず例外をやっている。この例外は各施設共通にして行なっておるということでございます。

○森中守義君 もうだいぶ時間もたっているから、そうあまり手間取っちゃ困りますよ。意味は大体私もわかったし、私の言っていることもわかってもらったと思う。そこで、百七十八号というものが存在する限り、これに忠実でなくちゃいけませんよ。それに、何でもか、厚生省は、人を要求しようとしても、ほかの関係があるから、それだけじゃできないと、こう言う。それで、原則と例外を置きかえて一体何のための厚生行政ですか、そんなばかな話がありますか。私は、今日ただいまこういう問題が議論されなければならぬということは、はなはだ遺憾だと思ふ。もうすでにこの種の問題が発生して数年たつていますよ。その間に、いま聞いてみると、財政当局では定員の要求は別にないと言ふ。何を言っているんです。一体日本の医療はどうなつていきますか。国立療養所の将来はどうなるんだ。そういう消極的な無責任なことではいいですか。それならば百七十八号は削りなさい。こんなものを、死んだものを置いておいても何にもなりませんよ。百七十八号は消滅をさせる、廃止をするというならば私も承服する。しかし、そうなればそうなつたで、話はまた別な方向に発展をする。百七十八号は置きながら定員は要求しない、原則と例外を置きかえる、こんな妙な話はないですよ。はっきりひとつそれをどうするか、厚生省らしい見解を示したらどうです。それはだれだつてそんなことでけっこうです。ねと言ひやしませんよ。

○政府委員(若松栄一君) この百七十八号の原則、例外の問題は、日本全国のすべての医療機関に共通する問題でございまして、もしこれを廃止いたしましたら委託を原則にいたすというふうなことになると思います。日本全国がそういうふうなことになると思います。現在委託はどの程度も例外でございまして、したがって、全国の医療機関をながめましての場合に、やはりこの原則を堅持するほうが適当であると存じております。国立医療機関につきましても、国立病院は従前からこの原則に従つてやつてきております。これは幸いに、

長い間かかつて、逐次施設の整備、人員の確保等が行なわれてまいりましたが、国立療養所につきましても、残念ながら、そういう努力が十分行なわれないうちに、現在に至つて、そういう現時点でこれを直営で実施しようとしたとしても、現時点で先ほど来のようないろいろな困難があつて、やむを得ず例外の道に入らざるを得ない。しかも、現時点におきましては、これを寝具を実施しないで、患者にそれぞれ自分の寝具を家庭から持ち込ませるといふ状態よりは、委託によつて寝具を病院で供与するほうがはるかに患者のためにサービスの向上になるであらうということ、やむを得ずこの例外で実施することにいたしているわけでございます。

○森中守義君 それじゃここでいろいろのらくら問答をやつていてもしょうがないから、あしたの大蔵委員会、大体原則を守つていくには何人か間が必要であるか、これの資料をつくつてほしい。よろしいですか。それと、いままでどういふ努力をしてきたか。少なくとも、財政当局の説明によれば、厚生省の具体的な努力の経過というものが出てきていないと思ふ。だから、どういふ努力をしてきたかということを書面で出してください、それが一つ。

それから、先ほど来私が言ふ、要するに、原則と例外とはどういふものであるか。それが実行できるかどうかは別な問題として、一応ものの考え方として示してもらいたい、それならいいでしょう。ここはひとつ厚生大臣を中心にして協議をしてほしい、この三つの要件の資料提出を要求して、私はこの件は一応終わります。ちょっとその辺のものをあしたの大蔵委員会に提出できるかどうか。

○政府委員(若松栄一君) 御趣旨に沿つて努力してみたいと思ひます。

○森中守義君 それから、予算が凍結状態にある今日、この寝具関係だぶ契約しておりますね、現在どのくらい契約しておりますか。先ほど小平先生からの質問の中にちよつとあつたけれども、

具体的に教えてほしい。

○政府委員(若松栄一君) 入札をいたしました契約の準備をし、あるいは契約をしているというものが、四月一日からの暫定予算の期間中で百三カ所、暫定期間以降にそのように入札等を行ないましたものが二十カ所、計百二十三カ所でございます。

○森中守義君 その十六日の予算の成立までのそれはいい。あとの分だ、問題は、予算がすでに停止されている状態で入札行為、契約行為、これは明らかに違反ですよ。直ちに契約は破棄すべきだ。いたしますか。

○政府委員(若松栄一君) 予算が執行できない状態において契約をするということは不可能なことであると思ひます。現実にはこの二十カ所が契約しようといふところまでいっているものか、あるいは入札を済ました段階でまだ契約をやつていないものか、あるいは、まあかりに話し合ひをしているという程度のものなのか、いろいろあるかと思ひますが、不適法の契約であれば、これは取りやめさせなければならぬと思ひます。

○森中守義君 これらの行為は、これはもうだれが考えたつて常識でわかる。しかるに、二十カ所、その予算が停止されてから。こういうことはやつてもよろしいという行政指導をしたんですか、それとも、各施設で思ひ思いにやつていっているんですか。

○政府委員(若松栄一君) 当然契約担当官として、執行すべき予算がない時期に契約を行なうということは不当であるというところは承知していると思ひます。おそらく、寝具を実施するためにどうしても事前に準備をしておかなければならぬという、運営上の熱心なあまり、そのことを乗り越えて急いで契約をしたものがあつたものと思ひますので、そういう不当のものについては破棄をさせます。

○森中守義君 まあそれは非常に熱心であらうし、一生懸命でありましょう。それはもう当然なことである、われわれも国民を代表して感謝しま

す。しかし、そのことが不当に法をおかしてやっ
ていいことには通じない。だから、ある意
味では、これは医務局長の責任も問われるべきで
す。直ちにそういう違法な不当な契約について
は、きょうじゅうにでも指示すべきだ。直ちに契
約を解除する、破棄するといふ、そういう措置を
とりなす。

○政府委員(若松栄一君) 至急にそのような措置
をとりたいと思います。

○森中守義君 それで、そういう措置がとられる
ものと信頼します。

そこで、例の寝具については、まことに不明朗な
ことがずいぶん多いようです。全医務新聞の昨
年の九月四日に掲載されたもので、「寝具下請に
まつわる黒い霧」といふ、こういう記事がある。い
ま明朗に行なわれていると思いませんか。ちよつと
見せてもよい、黒い霧があるという……。

○政府委員(若松栄一君) 全医務新聞に載った記
事は承知いたしております。これが不明朗である
というふうにいわれておりますので、私たちも、
この著しいダンピング等が行なわれ、それが地元
業者等でない方に落札しているというように点に
ついては、確かに疑念を招くものと存じておりま
す。

○森中守義君 そこで、私がさっき指摘したよう
に、これもやはりあれです。中心は寝具協会に
加盟している会員です。この行為をやっている
のは、一たん入札したが、予算上どうだこうだ
というわけで、再入札で結局寝具協会の会員である
同業者に渡したかと思ふと——方々に、京都に何
とかいう大きなあれがあるのだそうですね、あそ
こあたりが中心になって、近畿のある施設におい
ては菓子箱が届いた、その中に札束が入っていた
という話がある。それをその施設長が憤然とし
て、幹部職員をみんな集めて、国民に奉仕する公
務員がこういうことをすべきでない、面前で返
したという、こういう話があります。これはまさ
に義挙であり、美談である。あたりまえのことが
今日では美談であり、義挙であると言わねばなら

ぬようなことになっている。私はそういう話をす
れば、固有の名前までは出さないけれども、そう
いうように寝具協会の中にさへ、二、三の有力な
業者が各施設を押えて回っているという話はた
くさんある。それが不明朗な原因をつくっているの
ですよ。心当たりありませんか。聞きませんか、
そういうような話は。

○政府委員(若松栄一君) まことにあたりの話
が美談であるといわれるほどのことは、ま
ことにどうも恐縮と存じます。関西方面等に大きな
業者があることは承知をいたしております。それ
がどのような動きをし、どのようなことをして
おるか、私、詳細には存じておりません。しかし、
すでにこういう話が出てかなり久しくなっており
ますので、私もいさし少しは、ことに寝具
の問題につきましても職員に注意を厳重にいたし
ておりました。そのような疑わしいことに巻き込
まれることのないように、十分注意させているつ
もりでございます。

○森中守義君 またこういう話もある。京都の有
力な某業者の東京支店の営業部長が、あるところ
へ、厚生省の某高官も供応に呼ばれてくれましたよ、
一緒に飲んでくれ、遊んでくれと、こういって誘
いかけた事実がある。こういうふうに、京都の某
業者といふのは全国的に触手を伸ばしております
ね。だから、いま寝具協会の中で、ずいぶん、派
閥とまではいえないけれども、そういう少数の有
力業者と他の者との間に確執が起きているとい
う話がある。別個のものをつくろうじやないかと
いうような話もあるようです。もう実に話題は豊
富ですよ、これは。しかも、それらが、言ってい
いかどうかわからぬけれども、政界等と無縁のも
のとは言い切れない、関係がありといわれている
。しかも、これまた風説によれば、すでに警察
が手を入れ始めているという、こういう風説も飛
んでいる。私は、こういう事実、ほんとうである
かどうか、いま私は断定的なものは持っていない
から、人の話や、ものによって言う以外にござい
ません。しかし、百七十八号の原則を守れという

ことは、大事な国の医療が、大事な社会保障がこ
ういうものによって毒され始めているということ
ですよ。それが私が数時間にわたり、異常な関心を
持ちながらこれをお尋ねしている最大の原因なん
だ。人が足りる足りない、それだけの問題でとど
まらない。やり方次第では社会悪をつくっており
ますよ。明らかに社会の悪ですよ、これは。そう
いう悪を厚生省は温床的なものとして提供してい
いかどうか、むしろ問題はそこにあると思う。
ですから、七時までという約束ですから、もう時
間がありませんので、そう長々とおしゃべりは
まできなけれども、一ぺん寝具協会には、厚生大
臣の認可団体だから、立ち入り検査をやってみ
らうですか。どういふことをやっているのか、
勇敢にやらない。それは何者が会長であろうと
何であろうと、厚生大臣の職権においてそれは行
なうべきだ。どうです、立ち入り検査をやりますか。
それと、黒い霧が流れている幾つかの問題を
追跡調査でもやる御意思がありますか。せめてそ
のくらいのことをやらなければ晴れませんよ。こ
ういふ寝具の問題が社会に悪を提供するようなこ
とでは、法案の審議、あるいは予算等の問題でない
のですよ。私はそういうふうに思うのだが、具体
的に立ち入り検査をやった追跡調査をやるかど
うか、これはひとつ、きわめて重大な問題だから、
厚生大臣からお答えいただきたいと思ひます。
○国務大臣(岡田直君) 十分調査をいたしまし
て、指導監督をしたいと考えております。
○委員長代理(山本伊三郎君) 午後七時五十分ま
で休憩いたします。
午後六時五十四分休憩

午後八時四十分開会
「社会労働委員長山本伊三郎君委員長席に着
く」
○委員長代理(山本伊三郎君) ただいまから大
蔵、社会労働委員会連合審査会を開いたします。
休憩前に引き続き、質疑を行ないます。御質疑
のある方は、順次御発言を願います。

○沢田政治君 質問いたすわけでありましたが、そ
の前に、政府委員並びに大臣のほうにちよつと了
解いただきたいと思うのは、私は国会議員になっ
て初めてのう社労委員になりましたので、医療
行政とか、そういう内容については全くのすぶし
ろうとというより、全く無知であります。した
がつて、愚問ならまいいけれども、珍問も出る
と思ひますが、そこはまあ聞きながら答えてし
やう、答えてしやうといつても、単に表面的なこと
じゃなく、内容のある御答弁をお願いしたい、こ
のように考えるわけです。

前にもちよつと触れたわけでありましたが、今回
四月分の職員の給料が非常に変動的な、法的に見
ましても、あらゆる角度から見ましても、何と抗
弁しようが、抗弁のできないような、もうかつて
例のないような変動的な措置になっていることは
御承知のとおりであります。したがって、国立療
養所の職員です、こういう人方に対する給料を
支払う根拠法といふものが、こういうものがど
ういったのか、こういう点について、特に人事院の
ほうからお聞きしたいと思ひます。

○委員長代理(山本伊三郎君) 速記をとめてくだ
さい。
〔午後八時六分速記中止〕
〔午後八時十六分速記開始〕
○委員長代理(山本伊三郎君) それじゃ速記をつ
けて。
○沢田政治君 おられると思つて質問しました
が、おられないので、もう一回特別のサービス
をいたしまして聞きます。

私の聞きましたことは、すでに国立療養所に働
く職員の方々の給料、賃金、労働の対価が、非常
に、どういふ弁解しようが、弁解のないような変
動的な方法で支払われたというよりも、形式的に
はまだ支払われておらぬわけであり、形式的に
は、国立療養所の職員の方々の給料、労働の
対価が、法的には何と何によって支払われてお
るか、この点をお伺いしたわけです。

○政府委員(佐藤達夫君) これは申すまでもございせんが、直接は一般職の給与法によつて支払われるわけで、額も給与法にございまして、それから、支払いの期日については毎月その月分を払えと、支給期日は人事院規則で定めると、こういうことになっておる。ただ、その裏づけといたしまして、もちろん予算の關係がなければいけません。憲法に支出し得る予算の背景のもとにこれが動いていくと、簡単に申し上げればさうなことであらうと存じます。

○沢田政治君 したがって、いま言われましたように、給与法第九条ですか、それと人事院規則によつて支払われておるわけですね。ところが、今度まだ賃金が支払われておりませんが、どういふ理由かわかりませんが、わかるような気がしますが、それと関係ないわけですか、人事院規則を、どういふ理由かわかりませんが、これを一方的に改悪といふますか、まさにこつけない率に出てこれを改悪せしめたということ、これは指摘できると思ふのです。大体こういうものといふものは相撲の土俵を広げると同じなんです。自分の解釈が悪ければ、幾らでもこれを、何といふか、改悪して労働者の賃金を遅延させる、遅延させる、こういうことは人事院そのものの設立の精神にも反するし、大体良心的にもできるものじゃないと思ふのです。いかなる心境といふ理由でこれを動かしたか、改正したか、この点を私はお聞きしたいわけです。

○政府委員(佐藤達夫君) いま御指摘の問題については、私も非常に、まあ何と申しますか、誤解のような形の対象になっておまして、非常にまあ残念なことに思つております。したがうして、たいへんうれしうお尋ねでございますので、この機会に私のとりました措置の由来及びその性格を、ごく簡単に申すけれども、申し上げて御了解を得たいと思ひます。

で、先ほど触れましたように、給与法上は額もきまり、支給期日も、その月分はその月中にということになっておりますけれども、先ほど触れま

した、そのためには現実にお金が出なければならぬ、少なくとも、働いて得る予算の裏づけ、これを支払い得る予算の裏づけといふものがなければならぬわけでございます。今回の場面においては、たいへんこれは不幸なことでございますけれども、予算は先に成立いたしましたけれども、その予算の支出を可能にする特別会計法が成立を見ないままにきてしまつた。したがうして、特別会計法が成立することを前提としてできております予算でありましたために、これが成立いたしました限りは、あるいは別の特別の立法でもしていただければ別であります。そういう法律上の手当てがなされない限りにおいては予算が出せません。これは私も、十五日ごろでありましたか、いよいよ十七日が支給日でありました、そのせつば詰まつた段階において、厚生省方面から、この法律のほうはとも成立しない、払えませんが、支払い不可能な状態になっておるといふ情報を受けました。それはたいへんなことだといふわけで、急遽大蔵省——大蔵省はいつもお金のほうでは元締めでございます。それから、厚生省にももちろん何か便法を講じてお金が出るようにしてもらわなければ、これはたいへんなことだといふことで、私自身も各方面に特別の措置をとつていただくように努力をいたしました。ぎりぎりの十七日の前夜まで八方手を尽くして、何とか法律的手段によつてこれを支払い得る形にできないかといふことでありましたが、大蔵省当局も打つ手はないという話でございましたから、そうなりますと、法制上は根拠がない、お金を出さざるの根拠がないわけです。お金を出した、むしろそれは当時の新聞記事にありますが、お金を出せば憲法違反ということに相なつて、非常に卑近な形でありましたけれども、国会の議決に基づかなければ金を出してはいかぬ。これは憲法八十三條、八十五條の条文、これを支払ふは憲法違反、これは新聞記事に示すところであらうと思ひます。ところが、人事院規則で、ほらつておけば十七日には払えぬ、支払わなければ人事院規則違反、支払ふは憲法違反という、そういうほんとうにこれは、私わづか四十一年の法律生活ではありましたが、いまだかつてこれは前例のないたいへんな異常な事態である。そこで、憲法違反か人事院規則違反かという場合に、憲法と人事院規則との間の輕重を考へていただければ當然わかります。私も、やはり私自身、憲法に深い縁故を持つております。いまだいふまでも、憲法に對しては、私は一番これはどうとふべきものといふことで、神経質なくらいに考へております。人事院規則が憲法違反を強制する形になるわけですね。十七日に支払ふという、支払わなければ、厚生大臣は別として、現場の療養所の給与の当局者が処罰される、人事院規則をそのまゝにしておけば、憲法違反をしなければ処罰するぞという体制が法制上できておる。それはとてもわれわれ責任ある立場にある者は、憲法違反を強制するやうな人事院規則を、それをそのまゝにしておけるかといふことが問題の根本でございまして、したがうして、憲法をやつぱり立てて、そうして人事院規則のほうにはむしろ現状にあわせる、無理な憲法違反をしないやうな体制は、われわれが人事院規則を直しさえすればその場面は避けられるわけですから、その場その場の給与支払い責任者が処罰される場面もないといふことで、万やむを得ずやつたこととさせていただきます。しかし、それは法的措置であります。現実にお金が出ない、それをわれわれは何とかしなければというところは、これは現実的のわれわれの責任であります。したがうして、先ほど触れましたように、とことんの十六日の晩夜中まで大蔵省、厚生省に何とかできないかとかけ合つたことも、それがだめだといふものでした。いまの私は憲法違反の場面になつたわけですね。しかし、現実のお金をどうするか、これはほらつておけない。したがうして、共済組合のお金でも何でも、何とかしてお金だけは払えるようにしていただきたいといふことを八方努力し、厚生大臣も、もちろんそのことは御自身お考へになつた上でありまして、けれども、そ

れによつてまあ当面の現実のお金の手当てだけはできました。それで一応われわれとしては安心はしましたけれども、私も、その人事院規則を出しますと同時に、大蔵大臣と厚生大臣に對しては、とにかくかようかくかくのことになつたけれども、現実には公務員が困らないやうな処置だけは万全を期していただきたいといふことを文書をもつて申し入れておるわけでございます。したがうして、私も、そのとりました措置は異様なことには違ひありませんけれども、その基本になる法的状態がすでに異常な状態のもとに行なわれた方やむを得ない措置であるといふことで、われわれとしては告発をされたり、非常な私は無実の罪だと思ひますが、きわめて遺憾な心境にあるわけですね。きょうこの機会にこの説明を聴取していただきますことを非常にうれしく思ひます。

○沢田政治君 あなたの苦しい胸の中を吐露されたが、私はそれを聞いてるんじゃないんです。憲法違反か人事院規則違反か、前門のトラ後門のオオカミ、そういう御苦言を聞いておるのではなく、まあそういうこともわかりますよ、わかりますけれども、一体、人事院が規則の制定権を持つてゐるわけですね。つまり政府の都合の悪い点、政府が困る点、こういうものを助けるために人事院に對して制定権を与えてゐるんじゃないかと思ふんです。私は、したがうして、政府自身が法違反を犯さば、それは当然、午前中も盛んに議論されてきたが、だれにもその責任といふものは、どんなに弁解しても、転嫁のしようがないんです。みづからが負うべきだと思ふんです。それをあなたはどういふ義侠心があるか仁俠があるかわかりませんが、これは、人事院規則を改正して政府を救ふといふのは、ほくは筋が通らぬのじゃないかと思ふんです。ともかく払えといふあなたの方立場を貫けはいいのであつて、政府が憲法違反、あるいは憲法違反じゃあつとひとど過ぎるから、人事

院規則違反、これもちょっと困るから何とかしてやったということは、ぼくはどうか納得できません。どうですか、もう一ぺん御返答ください。

○政府委員(佐藤達夫君) 憲法違反の話を申し上げましたのは、政府が憲法違反をおかすから、それを助けてやろうという遠回しの問題じゃないのであります。人事院規則の責任者は、われわれが人事院規則の責任者なのであります。その人事院規則の責任者が憲法違反のことをしているような形になって、そのままだらうっておいたら責任が果たせるか、これはわれわれ自身の責任の問題として処置したことであります。政府を助けるのか何とかという問題じゃなくて、わが身の責任の問題として処置した、それは十分御了解願いたいと思います。

○沢田政治君 非常に失礼な言い分だと思つて、わが身を助けるなんて。わが身を助けるためにあなた給料をもらっているわけじゃないでしやう。やはり人事院は労使の仲というものを公平に見て、その利益が阻害されないようにするのがあなたの任務なんですよ。この面については、私はこれは重ねて言いません。ただ、これは仄聞するところでございますので、正確じゃないと思ひますが、これはあなたにはあなたのお立場があつたことは私もよくわかりますよ。ところが、仄聞するところによると、これはほんとうかどうかかわかりません。これは推定の域を脱しません、厚生省のほうで、人事院規則の改正にあつて、まあ大体二日間ぐらいだろ、もう十九日もなつたらおそろしくこの問題は解消されるのじゃないかと、だから二日間ぐらいだつたらちょっと目をつぶってくれよと、こういふ再三再四の要請が厚生省から出された。そこで、總裁としても立場もあるけれども、二日間ぐらいのことなら何とか目をつぶってやらねばなるまい、こういふことで、腰が重かつたのかもしれないけれども、改正に踏み切つた。ところが、二日はおろか、今日までまだ解決しておらぬわけでありすね。これはもう厚生省のほうにちよつとごまかされた、事こうな

るとは予見しておらなかつた、こういふことで、非常にあなたのほうで、何といひますかね、憤然としておるのか、これはなかなか釈然としない心境にあるのかわかりませんが、もういれわけておるわけでありす。こういふことはいかかでしょう、か、そういう情景はありませんでしたか。

あなた目的的にやはりさつきの答弁のように、わが身を守るためにこうせざるを得なかつたという答弁ですが、その付近の私は精神状態をちよつと聞いておきたいと思ひますよ。

○政府委員(佐藤達夫君) わが身はちよつと失言でございまして、これはおわびいたします。わが人事院と申し上げるところをわが身と申しまして、私は人事院と一心同体と思つておるものでございまして、ついでわが身と申し上げただけで、それはわが人事院の職責上、責任上ということとで申し上げた趣旨でございまして。厚生省からは、たいへんだたいへんだ、金が出なくなつたという話は、私は直接聞いておりませんが、私のほうの部内の事務当局にはたいへんなことになつたと、金が出なくなつたという情報は入つております。それは事実でありますけれども、厚生省から頼まれてどうこうというよりなことは、これはわが身の話になりますけれども、わが人事院として厚生省から頼まれたからどうの、どこから頼まれたからどうのというよりはあるはずもありませんし、かりにどこから頼まれても、筋の通らないことは絶対にやりませんから、その点は御安心願ひたいと思ひます。

○沢田政治君 労働省が来ておられるようでありますが、賃金の不払い、しかも、法律を一番重視しなければならぬ政府自体が、まだ四月分の給料を国立療養所の職員に払つておらぬわけですか。これは基準法からいつて違反だと思ひわけでありすが、こういふ事態、事実、現実、これを労働省としてはどう考えていますか。いつ解決するか、まだ見通しがつきません、まだ法案が審議中でありすからね。あつともいへないし、通らぬともいへないし通るともいへないし、これはいつにな

るかわかりません。どうなりますか。

○政府委員(村上茂利君) 労働省は、国家公務員関係の労働条件につきましては、労働省としては所掌いたしておりませんので、今回の申しすか、先生の御質問がございましたけれども、労働基準法のたとへば二十四条違反の問題について、民間であればどうかということでございますとお答へ申し上げますけれども、いま私どもの所掌に属さないことでございますから、私から答弁申し上げるのはいかかかと存じます。しかしながら、労働基準法の二十四条のたてまえから申し上げますと、使用者に支払う義務がある。それはお金の出どころは別にいたしまして、時期が定められておりますと、労働基準法二十四条第二項の規定によりまして、「毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない」、こうなっておりますので、二十四条第二項の規定によりまして定期に支払わなければならないということになることは、私があえて申し上げるまでもなく、労働基準法の明かに定めておるところでございます。

○沢田政治君 納得したくないは別としても、人事院のほうの心境はわかりました。そこで、厚生大臣のほうから人事院に対して、このままだたいへんだから、何かこれを改正してほしい、こういふよりな実際の要請をあなたのほうからいたしませんでしたか。

○国務大臣(岡田直君) 事務次官の名前で、私のほうから大蔵省と一緒に、払えないという実情の通告をいたしてあります。

○沢田政治君 午前中も若干触れましたが、団体交渉の際にあなたは陳謝をした、非常に申しわけない、かくかくしかじかな事情だ。なるほど、組合のほうでそれを納得したかどうか私はわかりませんが、大体三つぐらいの約束をしておるわけですか。その中で、午前中に触れましたけれども、借金とか、そういう形式は絶対いたしません、これは相当組合でもしつこく念を押したように聞いておるのであります。ところが、結果的に、ある場所ある場所、全般的ではありません

けれども、相当の部分において、医務局の命令だと称して、相当強引に借金状というか、借金の証文のようなものを取つた、こういう点は、私どものほうとして事実としてキヤッチしておるわけでありす。そうすると、私はこれはたいへんなことだと思ひます。一見してたいへんなことではないようだけれども、これはたいへんなことですよ。私も公労協等の労使関係はあまり詳しくありませんけれども、民間会社では政府よりは権威がないでしょう、民間会社のほうは。どちらが権威があるないという議論はいたしませんけれども、民間会社でさえも、株式会社社長の出て、労働組合とこれこれしかじかのことを守ります、こういふ契約をして、その口がかわかないうちに他の重役が、出先の役員がこれをほごにしたならば、これは一日や二日のストライキでは済みませんよ。もう経済ベースの闘争じゃなくなるんですよ。これはたいへんなことになつておるのであります。まして、秩序を求められる政府の、しかも、所管大臣のあなたが明確に約束をしたことを下部のほうでこれを守らない。逆に、その合意に違反し、一方的にはき捨てようという行動というのは、これは幾ら責めても責め足りると思ひます、これは、これはもう。そこで、同僚委員の、この問題に關連して、ポスターですかビラですかの問題についても責任を感ずるというのを言われま

すが、この事実だけは、もう約束したことですから、それはあなたの部下が、忠実に命令を聞くべき部下が守らなかつたのだから、これはあなたを責めざるを得ない。これは、職員の方々にどうなりつばなお題目を唱えても、これはだれも言うこと聞きませんよ。聞かぬほうがこれは当然だと思ひます。したがって、今後は約束違反とか手続違反とかあなたに言えなくなると思ひます。したがって、実際にあなたの命令なりあなたの業務の示達なりを守らなかつた。これは現場の方が——これは医務局長か、私はわかりませんが、これは当然あなたとしては何らかの処置をすべきだと思ひますよ。けじめつきません

第三十三部 大蔵、社会労働委員会連合審査会記録第一号 昭和四十三年四月二十六日【参議院】

よ、これをけじめつけなければ。ここで約束できず、はつきりそれにけじめつけますと、処置します。これは明確にしてもらわなくちゃとつても前のほうに進まれないと思ふんですよ。

○国務大臣(岡田直吉) 話し合いをした場合に、職員の間で金としてではなくて、私の責任において相当額のものを十八日中にお届けいたしますと約束したことは事実であります。それを裏切ったという事でございしますが、結果としてはそうございしますが、事実上は一部が間違つたことでありまして、早急の間に電話で連絡をして、その日にお金を届けるという事で急いだあまり、電話その他の連絡の手違いが一部にあつたわけでありまして、しかしながら、結果としては、話し合いをしたことが間違つて裏切つたことになるといふことは、これは御指摘のとおりでございますが、したがって、その点は、早い時期に当時話し合つた代表の諸君とも会つてお話を申し上げ、どこで間違つたかはよく調査をして、それぞれ処置をしたいと考えております。

○森中守義君 閣下、ちやうど大蔵大臣も見えましたが、非常にいい機会であります。先ほど人事院総裁が、憲法をおかすか、あるいは人事院規則をおかすか、さもなくば立法措置を講ずるか、の選ぶべき道はどれかしかない。したがって、人事院規則を緊急に改正をして、こういう措置をとる、こういうお話があつた。しかしながら、おそれる、こういう危険の状況に際して、かなり慎重に議論をされたことは事実でありましょう。そこで、私は、いま一つ大事な方法がある。しかも、それは当然とすべきことが一つある。要するに、特別会計に移つたものを、法案の成否が全く見当つかない状態のときですから、一般会計にもう一度移しかえる、すなわち、予算の補正というものが残されておつた道であります。しかるに、両院を通じて、予算の審議の際に、通し予算なんだから、予算の補正はしないのだ、言つてしまふと、そういう政府の政策上の意図というものが、憲法、人事院規則という問題に発展をし、しかも、か

つて財政史上先例を見ないような状態に追い込んでしまつたと私は判断するのであります。だから、政策上通し予算だから補正を組めない、なぜそれにこういう危険の状況にありながら固執するのですか。きょうこの時点においても、法案の成否というものは、かいく見当つきません。あまりにも問題が多過ぎる。それであるならば、政策としての通し予算なんだから、補正はしないというその態度を変えるべきです。一応法案を自己の成否が明確になるまで、特別会計をなぜ一般会計に移しかえないんですか。私は、これが一番今回の問題の、糾紛というのか緊急事態というのか、そういうものを招来した唯一の原因だと考えておる。いまからでもおそれる、何となく政策上通し予算を組んだから補正をしないという事でなく、こういう緊急の状況を——場合によつたら罪人をつくり出す、へたをする、厚生大臣は手がうしろに回ります。そういう状態を、やはり通し予算という政策でくくることがあります。何も別に法律をつくる必要はない、憲法違反、人事院規則をおかす必要はないのだ、一般会計に移したらいいじゃないですか。それで、かりに法案が成立したといふときにまた移しかえたい。どうしてそんなに補正にこだわるのですか。それが最大の原因ですよ。どうですか、大蔵大臣。また、関係の各閣僚、あるいは人事院総裁が協議の段階でおそろひ話に出なかつたことではないでしよう、当然なことだから、それが否定をされて緊急な事態に追い込まれ、ひいては人事院総裁が窮地に立つ、改める必要のない人事院規則を急遽手直しをしなければならぬ、この責任は財政当局大いす。どうですか、大蔵大臣。道は一つあります、このくらい簡単な方法はない。どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 当初この法案の国会の御審議をお願いするときに事情が変わりまして、予期しないことから、御承知のように、国会が二週間以上いろいろ議事が停滞したというために、こういう事態に追い込まれたことで、非常に申

しわけないと考えておりますが、もうすでに予算も十五日に成立してしまつたことであります。内閣は所管省庁にこの予算を配賦して、現在執行中のときでございまして、この法案がどうしてもむずかしいというときに、予算をまた補正するといふようなことがあるとは思ひますが、いままでそういう事情でいろいろふりつなつたことでございまして、もう予算をひとついじらないでこの法案の御審議をお願いしたいと申し上げる次第でございまして。

○森中守義君 閣下、それから、そう長々とおしやべりでございけれども、もの考えが間違つています。十五日に成立した中で、一日とか二日とかいふならまだこれは許される。しかし、私はきょうずいぶんその問題に触れましたが、予算があれだから法案が上がらねばならぬという理由はありませぬ。予算が成立したから法案がそれに拘束を受けるというはあり得ない。それはあなたも国会議員だから知つてはいるはずだ。それで、相当期間経過しなければ法案の見直しがない、こういう判断ぐらひはできそうなのですね。罪人をつくりだした窮地に追い込んだり、財政史上先例のないようなことをなすやうのですか。佐藤内閣の責任は大きい。通し予算だから補正しませんというところが、こういう不測の事態を招いていふのです。大蔵大臣。そんなにしないで、いふやうなことをしてまで通し予算といふことにこだわるのですか。それが行政ですか。それが政治ですか。いまからでもおそれるはあります。いつこの法案が仕上がるか見当がつかない、われわれ慎重審議している。しかし、今日たまたまといふのも、たとえば薬品購入の問題、その他医療器具の調達の問題、もとより人件費がある。こういうときにあたつて通し予算などにこだわらないで、い

ますぐにでも手続をとつて予算の補正をやつたらどうですか。それがほんとうの行政であり、政治じゃないですか。だから私は、ある意味では厚生大臣や人事院総裁に責任ないと思ふ。このことに

関する限りは財政当局の責任だ。そんな問題が先

例のないようなことで発生しておるにかかわらず、通し予算といふことにこだわらねばならぬのですか。どうですか、いまからでもおそれるはあります。あしたでも補正予算出しなさい、事は片づくのだよ。

○国務大臣(水田三喜男君) まあ予算の通るのも異常でございまして、不測の事態から国会審議が二週間以上おくれたというために予算もおくれまして、この法案も、普通ならもっとゆつくり御審議願う時間があつたものが、同じような理由でおくれつたことになつたことでございまして、から、すでに予算も通りまして以上、予算を直すというやうなこと、これは可能なことではあります。しかし、この法案の御審議いかんによつては予算を直さなくても済む事態になると思ひます。私は、ぜひともこの法案の御審議をひとつよろしくお願いしたいと申したいのであります。

○森中守義君 いまの、そういうことをしなくともいい事態とはどういふ意味ですか、聞き捨てならない。どういふ意味ですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 予算がきまつたあとで、法案が通らないために、その間、たとえば給与の支払いかいというやうなことにいつてむずかしい問題が起るというのを私どもは心配しておりました。一応この問題は違法にならないといふ形で解決して、すでに給与の相当額をお渡しして、いふやうな事態でございまして、したがつて、当分の措置がとられておるということでございます。私は、法案の御審議をお願いすれば事態がそれで一応解決するといふやうに考えております。

○森中守義君 さっきの、そういうことにならないうやうになるだろうといふことを聞いています。といふことは、法案がきつたかあしたとかいふ、そういう具体的なことを言はれておるやうにさつき私は受け取つた。そうじゃありませんよ。

○国務大臣(水田三喜男君) そうではございませ

ん。たとえば厚生大臣が告訴されるとかといふやうな事態も一時ございしましたが、そういう問題は

一応されなくて済むような措置がいま講ぜられて
いるということを申しただけでございます。

○森中守義君 それはいま告発も受けているんだ
から、それは裁判所で争わなければその黒白はつ
きませんよ。告発した人は告発を取り下げていま
せんからね。それと、また五月の十七日があるん
です、目の前に。この法案の見通しが一体どうな
るかというところはだれにもわからぬ。上がるのか
上がらぬのか見当がつかぬ。そこで、物理的にい
ま通る通るといふ話があるが、あれは一方的にき
めているんです。それで物理的にできることをな
ぜしない、物理的にできることを。(関連が長い
ぞ)と呼ぶ者あり)問題が重要だから委員長に指
名を受けているんだ。どうですか、大蔵大臣。

○国務大臣(水田三喜男君) 物理的に不可能とい
うことではございませんが、きわめてむずかしい
困難なことでございますので、よろしくお願いい
たします。

○沢田政治君 角度をかえて質問いたしたいと思
います、いま高所の関連質問が出たわけであり
ますが、低所から聞きたいと思いますが、特に私
どもがこういう長い議論をしているのは、特会法
が通過したならば、病院そのものに、人間の命を
どうするかというような、利害採算を度外視した
医療行政そのものに企業性というものが非常に大
きく盛り込まれてくるのじゃないか。そこからく
るところの、人間、人命軽視といいますが、さら
に働く人方に対して非常に労働の密度が倍加す
る、こういう面が顕著に出てくるのではないか、
こういうようにわれわれが懸念しているのも、や
はり長く審議している一つの理由になっているの
であります。したがって、私、まず第一に基礎的
なことを聞きたいと思うのです。それは今日、国
立病院、それから国立療養所、いま問題になってお
りますそれぞれの職員の数、私はこれ非常にしら
うとでありますから、昨日社務委員になったばかり
でありますから、わかりませんので、この数、
これは幾らか、もう一年生からの手習いです。さ
らに、職員の数の中に管理職員ですね、これはお

医者さんだと思っておりますが、その指定されてい
るものはどれだけの数があるのか、こういう点と、
さらに統してお聞きいたしますと、国立病院、療
養所の職員の平均賃金ですね、給料の平均はどれ
ほどか。もうすでに統計が出ていますと思いま
すが、本俸、扶養手当、調整手当、こういうもの
の内容もお知らせ願いたいと思っております。
それで、その平均の額が全部の公務員の平均と比
較してどういふ率になるのか。そこで、さらにそ
の中で医師の平均賃金は幾らになっておるのか、
こういう点を、まあ初歩的なことを聞かないと
私は内容に進めないで、勉強しておりますので、
ちよつとお知らせ願います。

○国務大臣(園田直君) 数字については事務当局
からお知らせいたします。

○政府委員(若松栄一君) 国立病院並びに国立療
養所の定員総数でございますが、四十三年度の国
立病院の職員定員は一万九千三百三十名、国立療
養所の職員定員は二万二千八百八十九名でござ
います。平均賃金等、いま調べておりますので、
しばらく御猶予をいただきますと思ひます。

国立療養所の職員の平均賃金は四万四千二十六
円でございます。これを本俸と扶養手当その他の
手当に分析いたしましたかねますので、もし御必要
であれば後ほど詳細にお知らせします。なお、国
家公務員全体の平均給与は四万四千六百十七円と
了解をいたしております。

なお、医師につきましては、平均一カ月八万六
千二百七十五円でございます。

○沢田政治君 特に全国的に医者さんの不足が
目立っておりますわけですが、このことは決し
て民間ばかりではない、国立療養所等にも言える
と思うのです。そこで、民間のお医者さんの給料
を一〇〇とした場合、どういふ差になっているの
か、民間とつまり国立病院、国立療養所のこの
差。

○政府委員(若松栄一君) 実は人事院のほうでお
調べいただいておりますのが、民間を一〇〇とし
たさういふ考え方でなしに、公務員を一〇〇とし

た場合の四十二年四月の調査でございますが、国
家公務員を一〇〇としたした場合に、民間は
一五・二五というふうになっております。

○沢田政治君 正確かどうか、私も確信持てませ
んが、これは私の手元の額の調査では、公務員給
与の場合、これはお医者さんの場合ですね、七万
九千五百円という調査が出ておりますが、民間の
場合は十二万四千六百六十二円という、非常に差が多
いわけでありまして。これでは医者は仁なりといわれ
ますけれども、しかし、かすみを食って生きてい
くわけにはいかぬ。こういう差があったならば、
りっぱな医者さんは定着しないというところは当
然だと思つて。したがって、こういう金額の
差、所得の差、給与の差といふものを、いまの人
事院勧告制度では、これは救済といふのですか、
保障できないですか。これはたいへんなことにな
ると思つて。ますます聞く傾向にあるんで
す。特に最近、僻地等においてお医者さんを誘致
する場合には、これは何というか、テレビのいろ
いろな、何といいますが、ニュースショーまで利
用して盛んにさがしておりますから、これはたい
へんなことになつておるのです。国立療養所とし
ても国家医療機関としても、この差といふものは
やはり解決していかなくちゃならぬと思つては
いますか。

○政府委員(若松栄一君) 私どももいたしまして
も、このあまりにも大きい格差を心痛いたしてお
りまして、人事院に対しても、できるだけ格差を
縮めていただくように大臣からもお願いを続けて
おるわけでございます。

○沢田政治君 あえてこのことを聞いておるの
は、いまでもさういふような差がある。まし
てや、特会法で企業性というものが追求されてい
くならば、その差といふものは非常に開いてくる
のじゃないかと、そういう面から国としての医療
行政に大きな破口、破れが出てくるのじゃない
か、こういうような懸念をしておるから、あえて
お聞きしておるわけでありまして。

次にお伺いしたいのは、特に国立療養所、これ
は国立病院も含めて言えると思ひますが、私の聞
くところによると、非常に時間外が多い。もう一
週間に二十五時間も時間外の労働をしておる人が
ある。十日間も連続夜勤をやっておる人もある。
しかも、そういう人は女子ですね、これは法律の
違法とか違法じゃないの問題ではないですね。こ
れはもう政治の問題、社会の問題を離れ、人道問
題だと思つて。さういふような残業等をして
いることは――まあさういふように言われてお
るわけなんです、実際はどうなつておるかといふこ
とを、この際、ここで明らかにしたいだきたい
と思つてあります。国立病院、国立療養所の
それぞれについて、時間外労働、つまり超過勤務
ですね、こういうものが一人当たり一カ月大体何
時間くらい行なわれておるか、こういうことであ
ります。風聞として私聞いておりますが、正確な
時間外労働の実態、実績、こういうものは把握し
ておりませんか、お聞きします。

○政府委員(若松栄一君) 時間外勤務の手当を、
予算では一カ月二十六時間分を計上いたしてお
りまして、この予算の範囲内で超過勤務命令を出
すというたてまえをとつております。現実には医師
に対する超過勤務命令が一番多いようございま
す。

○沢田政治君 予算は別として、実績として二十
六時間になっておりますか、実績は。

○政府委員(若松栄一君) 職種によりまして相当
差がございます。いま申し上げましたように、医
師の場合は相当超過勤務をやっております。看護
婦さんの場合は交替勤務でございますので、比較
的超過勤務時間は少ない。職種によつて相当違
つておりますが、現実にはほとんど予算を消費して
おりますので、各職種ごとの差はありますけれど
も、相当な超過勤務をやっております。

○沢田政治君 はつきりした数字が出てこぬわけ
ではありませんが、そこにのみつかかっていると進
みませんが、先に進みますが、それはあくまでも
平均だと思つて、全部の平均だと思つて

す。ところが、最高超過労働、時間外労働をやった者は相当いると思うんですよ。平均でそうであるならば、これはたいしたものだと思うんですよ。相当なものですよ。だから、そういうものは、一見これは非常に関係のないように聞かれるし、つまりらぬと思うかも知れませんが、やはり命を守る医療機関が従業員の健康管理もできないようであつては、これは何をか言わんやということになると思うんです。一事が万事だと思ひます。したがつて、実際に相当やつてゐるということも私聞いておりますけれども、最高一人の方が、特定の人かも知れませんが、どれくらいやつてゐるでしょう。ひどいということは聞いておるんです。全く残業と労働時間とどっちどっちという方はたゞさんあると思うのであります。そういうことは労務管理の一環として、衛生管理の一環としてちゃんと調べておく必要があると思ひます。また、そういう義務もあると思ひます。

○政府委員(若松栄一君) これは一般の常識とはちよつと違ふかも知れませんが、国立病院、療養所におきましては医師に夜勤手当というものがございまして、医師の夜勤は超過勤務をやつておられます。通常のいわゆる夜勤というものと非常に違つた形態で、夜間勤務、いわゆる宿直をいたします場合でも診療行為を行つてゐるわけでございますので、これは夜勤手当というものでなしに、超過勤務をやつてゐる。したがつて、国立病院、療養所の医師の超過勤務というものが非常に長時間にわたつてゐるわけでございます。

○沢田政治君 具体的に実績を示さないで非常に聞きにくいと思ひます。歯車が合いませんけれども、まあ進めましょう。わかつたら教えてください。非常にやはり他の業種、他の公務員から比較するならば非常に超過労働が多いということとは、これはもう否定できないと思ひます。特殊な事情があつたにしてもですね。たとえばこれは全公務員がそれだけの超過労働をやつておるか、時間外労働をやつておるか、こういうのも、これはとらうと思へばとれると思ひます。それと

国立療養所、まあそこまではいかなくても、事務局です。一般の事務職、この事務職と療養所の差もかなりあると思ひます。非常に私も想像もできないほどの超過労働があると思ひます。そこで、こういうものを、若い娘さんたちです。ね、しかも、育ち盛りの方々が看護婦さんに多いわけですね。そういう方々のそういう超過労働というものを無制限に、はたして野放しにしておいていいのかどうかということでありまして、業務の実態とか業務の特性とかいへば、それは答へにはなりません。国民の命をあずかるそういう国家医療行政が、みずからの従業員の健康管理もできないということになつてはたいへんでありまして、そういうことで、私は、この際、超過労働に對して何らかの規制基準というものが必要になつてくると思ひます。一般の民間の労働者の場合には、つまり三十六条ですか、三六協定と俗にいわれておるところの協定によつて一つの歯どめがあるわけですね。労働者の代表と協定をしないで残業、つまりオーバークラウドできないわけでありまして、私は、公務員であつても民間労働者であつても、人間の能力としては、また、体力の限界というものは同じだと思ひます。どういふ身分であつても、どういふ職業であつても、一定の条件のもとにおいては、人間の体力というものは、特殊な場合を除けば同じだと思ひます。したがつて、私はこの点を人事院のほうにお聞きしたいわけでありまして、これに何か歯どめ、チェックをしなければならぬと思ひます。

むごいとかいふことじゃなく、これはやはり職員健康管理上ゆゆしい問題と思ひます。したがつて、都合のいいときは今度は人事院規則を改正して、さつき指摘したようなことをやる。むしろこういうことにこそ勇氣と決断をもつて人事院が労働者の保護というものを——保護といつたつて、何ももうかる保護じゃないですよ。からだを守るということですから、そういう歯どめ装置をすべきだと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) そのほうの歯どめは、従来、人事院規則で設けられておりました。いわゆる三六協定こそはございせん。これは条文は準用になりませんけれども、いまちやうど御指摘になりましたように、現行の限度というものを十分限界として、そのワクの中で超過勤務を命じろという歯どめは明瞭に規定してあるわけでございます。

○沢田政治君 若干まだ疑義がありますけれども、先に進みます。当然所定の時間外の労働をするわけでありまして、当然割り増し賃金を出さなくちやならぬわけでありまして、これも私の憶測かも知れませんが、予算の今度のいろいろの關係からして、成規に手続をとつて、自分がかつてにやるのではないです。上司の業務命令によつて時間外を就業した場合にも成規の時間外手当というものが支払われておらない、こういう苦情が随所にあるように私は聞いておるのであります。こういう事実はありませんか。

○政府委員(若松栄一君) ただいま人事院總裁からもお話をいたしましたように、予算の範囲内で超過勤務命令を出すのをたてまえていたしております。しかし、何ぶんにも医療機関でございまして、緊急の患者が来ることもございまして、あるいは入院患者に緊急の事態が起こることもございまして、それから、絶対にこの予算の範囲内でおさまるかどうかというところは保証しがたい場合もあり得ると思ひます。

○沢田政治君 どうも聞けば聞くほど不可解だと思ひます。労働した者には対価を支払うということは常識です。しかも、それが政府機関の中において、成規の手続によつて成規の時間に労働を提供したのに対して成規の対価を支払わぬということとは、これはたいへんなことだと思ひます。議論にも何にもなりません。そういうことが一体許されていいのですか。これはまさに女工哀史とか、カニ工船とか、もう十九世紀以前の労働関係ですね、こういうことは、私も、中小企業を含めて、二十年間労働の關係を見つめ

てまいりましたが、今日町工場といわれてゐるところにも、こういうさまざまな労働の労働条件、労働環境というところはあります。働いた分だけ対価を払えないということになつたならば、これはどうですか、それを拒否していいでしょう。ただで人に對して苦慮労働をしいられませんか。これは強制労働ですよ。正当な理由があると思ひます。お金は払えないこともありますよということなんだから、そういう実績があると思ひます。したがつて、私は憲法上認められてゐると思ひます。当然な話だと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(若松栄一君) どこまでも、原則的には予算の範囲内で勤務命令を出すということはどこまでも原則でございまして、ただ、いま申し上げましたのは、医療機関ですから、患者が急変するといふような場合に緊急の措置をせざるを得ない場合も、非常に医療機関の特殊性としてあり得るのではないかと、これを付加して申し上げたわけでございます。

○沢田政治君 働いたものに対して対価を支払うというのは、原則も何も応用もないのです。これは冷感なる、これは当然行なわなくちやならぬのです。ね、それで、予算がどういふところの、それは一つの方便であつて、働いた価値に對して、しかも、約束してゐるのです。時間外の場合はこれだけの早業手当とか、そういうものを加算しますということをはつきり約束してゐるのです。それを實際に支払われないということとは、これは許されませんか。これは予算も何もない問題です。おかしいと思ひます。

○政府委員(若松栄一君) 労働に對して対価を払うといふことは当然のことでございます。ただ、勤務命令を出すといふ場合に、病院の特性をいたしまして、応急の患者が出た、たとえば担架で患者がかつぎ込まれてきた場合に、宿直以外の、たとえば在宅のお医者さんに来てもらつたりといふような場合は、正規の勤務命令といふような手続を踏むといふものではないといふことがあり得

るわけでございます。そういうことを頭に入れないが実はお話を申し上げたわけでありませう。

○沢田政治君 その点は、医療機関ですから、当然予想されない事態を惹起するということは想像にかたくないわけでありませう。病人の容態が急変するとか、そういうことはあり得ます。交通事故で思わぬ患者が飛び込んでくるということもあるでしょう。そういう場合、これは当然業務命令といえますか、これは人命に関する問題ですから、ひとつこれを手伝ってこれというものはあります。そこまではいいのですよ、それは。そのこと自体を悪いとか違法だとか言っておるのじゃないのです。そうして働いたならば、当然それに対して支払うべきじゃないかというわけですね。それが行なわれておらないという、支払われておらないという事実があるやに聞いておるから、その事実があるかどうかを聞いておるのです。

○政府委員(若松栄一君) ただいまの特殊な事例のような場合も、あとで適切に処置をすべきものでございませう。労働に対して当然の対価が払われないということはあり得ないと存じております。

○沢田政治君 そういう事実があったということをおなたで明言はしておられけれども、ないとも言っておられないところを見ると、あるような気もするわけですね。特に組合のほうからこういうことを何回も皆さんが指摘されておられるわけですよ。ここで何も議論すべき筋合いの問題じゃない、とつづくに解決しておるべき問題ですね。恥ずかしいと思いませんか。所定の系統によつて労働を提供し、それに対して対価を支払うべきだ、そんなことを議論しておたら、ほんとうは時間がむだですけれども、常識が常識として行なわれておらないところに問題があると思う。これはあえてお聞きしたわけですが、したがって、こういう場合、人事院どうですか。これはやむを得ない、これはやはり厚生省とこれは組合の関係だ、こういうふうに黙っておりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは申し上げるまでもないことで、正規の超過勤務命令を出したらば、それに対応する手当は当然出すべきだということ、いまのお話のとおり、当然のことでございます。したがって、それが正規の超過勤務命令であるかどうかということにかかってくるわけでありませうけれども、私も給与関係では、御承知のように、給与の監査をやっております。もちろんごく少数の人数しかおりませんから、抜き検査的な監査しかできませんけれども、その際にはそういう点にもわたって調査をしておるわけでありませう。その点万遺憾なきを期しておりますけれども、要するに、基本はいまおっしゃるとおりのことです。

○沢田政治君 もう基本はここで議論する余地ないので、これは。議論すること自体ナンセンスです。これは。したがって、ナンセンスなことが現実にならぬ通りおるから私は問題にしておるのであつて、したがって、まあ人事院の総裁としては善処しますと監査の際とか言っておりますけれども、現にそれが進行しておるものだから、そういう人間と人間の善意を、こういう大きな組織になりますと、善意だけではこれははじめつきませんよ。中にはいい人もおるし、善意でない人もおるから、だから、そういう人間本来性善説だけではは片づかぬと思つたわけだ。だから、はつきり救済規定なら救済規定というものがあつて、これは救済規定を設けるのはおかしいのだ、あたりまえのことなんだから。こういう歯どめを明確にすべきだと思つたわけでも、それはあなた答弁できるでしょう、やりますというこ

とを。○政府委員(佐藤達夫君) それは明確に答弁できます。それは歯どめとしては、措置要求の請求の道が設けられておまして、そういうことに對して不満を持つておられる方々は人事院にあつて措置要求を請求されております。私もこれはこれを公正に審査をして適正な措置をして判定をしておる、こういうことでございませう。

○沢田政治君 この問題とはちよつと関連がありませうけれども、ちよつと角度が違つたことですが、それは要するに、病院は特殊だから、あるいは公務員は、これはもう民間と違ふからというところで、変なところには公共性とかそういうものを持ち出して、職員は健康なり身体がむしばまれるというところは、これは許されないと申すのです。私、先ほど言いましたように、どういふ地位にあつて、どういふ職名におつて、一定の条件のもとにおいて、人間の極限状態というものは、体力の差があつても、そう差異がないと思つて、したがって、無制限にやれりどんどん残業をさせるというところは問題だと思つて、結局大蔵省の予算がしつぱいから、これは定員もふやされな。そこで、今度は労働密度を増していく、そうして先ほど言つたような、予算の関係からと申してやみからやみへ労働の対価に對してはこれはもううまく処置していく、まあそこには問題があります、それは片づきました。あなたがそれは先ほど歯どめをします、措置はしますと言いましたから、それでその点は落着いたわけですが、そうだとすると、早残業手当を払つたとしても、無制限にやらせるべきでないと思つて、したがって、その点については労働基準法では三六協定が明確になつてゐるわけでありませう、人の健康を守るという立場からですね。労働時間八時間の原則というものがなくすにされないために、歯どめは何かあるわけでございます。そういう歯どめは何といつても必要だと思つて、私は、労働者の半数なら半数、これの代表と協定しなければ、かつては業務命令だからまあ残業やれ、きようは残業、きようは夜勤やれ、こういうことであつてはいかぬと思つたわけですね。特に私は、法律を順守するのはやはり政府なんです、これはまずわれわれもそうですが、したがって、やはり労働基準法があるのだから、一つの基準があるのだから、その政府みずからが雇用関係において率先範をたれるということは何も高邁なこと

じゃないし、忍耐の要することではないし、私から言わせれば当然なことだと思つております。○政府委員(佐藤達夫君) さつきお答えしたのには、実はその歯どめのところを申し上げたのでございませうが、人事院規則の職員の勤務時間等の基準というのがございまして、その第十条というのに、各庁の長は職員に超過勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないようにしなうということが規則にちゃんと明文があるわけでございます。

○沢田政治君 いや、その明文だけではだめなん、現実には無制限に早残業がなされておるから問題にしておるわけですね。その規定だけで問題がなければ、何もここでかい声を取り上げて私は問題を提起をする必要はないのです。事實はそういうじゃないから、もう一步、民間労働者がとつておるような、労働者の意見を聞いて、今月は何時間にするなら、こういう協定をして、命令とか、そういう権威じゃなく、みんなが納得した形でやはり残業させるといふことが、当然これは私は残業としても、行政効果の上からいつてもいいと思つて、何と皆さんが不利になるようなことを言つてゐるのじゃないのです。それがまた職員の健康管理にもなるし、一石二鳥をねらつていつておるので、そういう措置をひとつ規定でつくりなさいよ。あなたつくれるのだから、まかしてゐるのだから、人事院に。さつきの、何といひますか、給料支払いのときのよう、うしろ向きのあの暗い英断ではなく、明るい英断をあなたはやるべきだと思つたわけですが、いかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) いまの協定等の問題も、立法論としてはそういう考へ方が十分成り立ち得るわけでありませう。研究問題としては一つの問題たるを失はないと思つておられます。現行制度はそういうことになつておられません。人事院が、むしろ協定の代償機関という立場から、公正にその辺の、たとえばいま御紹介しましたような条文等を設けて適正を期しておる。そして、これも先ほど申しましたように、こつちでも調べます

けれども、公務員のほうの側から、非常に過酷な労働だと、これをほっておいてくれているというより、不満があれば、それは正式の措置要求という形で人事院に対して訴えてこられるわけですね。それに対しては、われわれ公正な立場によつて判定を下してやる、こういうことでありますから、立法論としてはいろいろ考えられますけれども、現在の制度は制度として十分に整つておるといふふうに考えます。

○沢田政治君 立法論とか、そういう私は非常に高度な議論をしているわけじゃないのです。やりなさいということですが、あなたの考えでできるのだから。要は、やるかやらないかです。たとえはいくらなんこの行政措置要求が出されていすです。これでさえも、昭和三十八年の四月に出してあります。そしてあなたのほうで、これは判定といいますが、公務員のほうのことは私はよくあまり存じませんが、判定を出したのです。これは昭和四十年ですか、五月ですね、判定を出した。これはたいした事件のようですね。昭和三十八年に行政措置要求を出した、こうやってこれといふことをね。二年かかって、やたら判定を下しているわけですね。これはたいしたものですね。これは日本の裁判所と同じことですよ、これはね。そこまではいい。今度は、それからさらに三年の歳月が経過してあるわけだ。午前中、森中委員に答弁しておりましたけれども、それも今度は守られておらぬわけでありまして、一体どうしたならば労働者は守られますか。職員は、一方においては公務員であるという名のもとに、憲法違反だと思ふけれども、労働権を否定しておる。成規の手続で行政措置要求をしておる。二年かかってせつかく判定を下した。今度は今日まで三年間歳月が費やされている、一向にこれを守らぬ、どうなりませんか。これでは人事院というのは何のために存在していますか。あなたちよつと自責の念にかられますか。私は、何も公務員だから優遇せよとかじゃない。すでに零細な、あすにも倒産するといふような中小企業さえもこういうことを

すでに実施してきておるわけですよ。二十年間もなぜできないのですか、なぜこれをやる気がないのですか。できないじゃない。やるかやらないかというばくは誠意の問題、意識の問題にかかってくると思ひます。まあそこまで言いますと追いかぶせるようなものの言い方になりますので、どうですか、これは実施しますか。

○政府委員(佐藤達夫君) いまの判定を実施されるかどうかは、お隣にいらつしやる厚生大臣がなさることでございますから、私を追及されても私はお取り次ぎをいたします、ぜひどうぞお願いいたしますというのを申し上げますから、その程度で、あまり私どもばかりをおいじめいだだかないようにお願いしておきます。

○沢田政治君 私は新しい議員でございますので、特定の誰かを別に憎しみも何もない、同じケースでやっておるわけでありまして、おつしやるとおりです。これはあなたに重ねて聞くよりも、三年間歳月が費やされてもこれを守つておらぬ、実施しておらぬ、これはやはり厚生大臣、あなた幾ら責任がないといつても、責任があるわけでありまして。特にあなたは非常に新しい感覚を持っておられる方だと思ひますので、個人的に私は非常にあなたに対しては好意を持っておりますけれども、こういうことをやっておるかやっておらないかという批判することはおのずから別であります。そういうことで恥ずかしいと思ひます。こういう議論が国会で今日行なわれているということを中心企業のおやじさんに聞かしても、まだ政府の職員がそんなことなのかという感想になると思ひます。これはすみやかにこの判定ぐらひは実施するといふことをここでお約束したらいかがですか。これはおわびじゃありませんよ、あな。おわびしなくちゃならぬといふことは一向ありませんが、おわびはおわびとして、これを実施するといふことに踏み切つたらいかがですか。

○国務大臣(岡田直君) 人事院のお指図に従つて努力はいたしておりますもの、いまのようなおしかりを受ければ、たぶんそういう事実があるのではなからうかと私も想像されますけれども、問題は、定員の充足が非常に困難であるからであります。したがつて、一方、そういう歯どめをいたしますと、今度患者のほうに無理がいく、患者の言うことを満たそうとすれば職員が過重労働になる。この前の御意見に返るようであります。何としてもその点が私十分注意をして守るようにはします。かわりに、私がお願いしたいことは、やはりこの医師と看護婦、やはり医療行政の根幹はお医者さんと看護婦さんが満足におつていただくことが一番大事でございます。その次が施設でございます。したがつて、医師の待遇というものが、いまの給与体系の中では医学校の二十年の上にな少し上積みした程度のものであります。やはり人命を要する、人の命を守るという特殊な技術についての算定を考へてもらふねと、このままではどうか無理が出てくる、こういうことを考へております。そういうことも相談をしつ、いまの点については十分おつしやることもわかつてます。また、それも決して待遇がよくないからというだけじゃなくて、私のほうの行政運営上やるべき点も幾らもあると思ひますが、やはり医師、看護婦の待遇についてはよほど考へてもらうように努力したいと思ひます。

○沢田政治君 根幹になるのは医師と看護婦というお説もよくわかります。しかし、人の命を守るほうの命もまたあえて守らなくちゃならぬわけですね。そういう自己犠牲をしいるのも限度があると思ひます。したがつて、私、古い議員のうちに、言葉をよつて喜ぶとか、そういうことはきらいです。善意に解釈して、可及的すみやかにあなたにこれをたいしたつばな高度なものじゃないから、これを実行するといふように私なりにこれは確認しておきたいと思ひます。それで、見るほど聞くほどに私も驚いておるわけでありまして、非常に夜勤等も多いわけですね。特に一人夜勤といふんです、まだ未成年者の娘さんが一人夜勤をして、四十六床も一人で持つなんといふことは、これはたいへんなことだと思ひます。

うんですね。ちよつと気の弱い娘さんじゃ、とても一人で夜勤といふことはできませんよ。おそろく大臣でも、一人で夜勤するといふ、病院で十八歳か十九歳の看護におつとめしなさいといふことは言えないと思ひます。自分の娘がそういう境遇にあつたら、これはやはりすみやかに解決すべきだと思ひます。このことからまたいろいろな医療上の事故なり災害が出てくる可能性なしとはいへない、あつたやに聞いているわけでありまして、どうですか。これ少くとも一人ぐらいいじや、何といふか、とんでもない突発的なことが出たならばたいへんです。病床のそばから火事が起きた場合にどうですか。一人は教えに行き、一人は応急の処置をするといふこともできないんですよ、これは。うろろろしているうちに大事故、大惨事が惹起される可能性が多いと思ひます。これはすみやかに解決すべきだと思ひます、いかがですか。

○政府委員(若松栄一君) 最近夜勤はできるだけ回数をおくするようにし、一人夜勤を解消するように私もいろいろ研究をいたし、その実現につとめているわけでございますが、御承知のように、二人夜勤の者と一人夜勤の者がございまして、一人夜勤といふものは、通常、比較的軽症患者の病棟でございます。かなり重い患者の病棟は二人夜勤、また、特別の手術後の患者等だけを入れてある病棟は三人夜勤といふような形をとっております。そういう意味で、一人夜勤といふのは、まあ比較的軽易な勤務ができる場所であり、そういう場合にも、たとえば婦長のパトロールといふような形でできるだけ応援をするような体制を研究し、実施しております。

○沢田政治君 局長、あなたにお伺いしますが、人間は、一体、昼活動するといふ動物でしよるか、夜行性動物でしよるか、どつちでしよるか、それを私はお伺いしたいと思ひます。○政府委員(若松栄一君) 人間の本性をいたしましては、やはり昼働いて夜休むといふことだと思ひます。

○沢田政治君 まさにお説ごもつともであります。

ところが、国立療養所にはこの原則が通用しないようでありませぬ。人によっては一カ月十五日も十日も連続して夜勤しておる方がたくさんおるわけでありませぬ。いまあなたの答弁では、人間は昼活動し、夜は休息をとるのが人間であるという、まことに明快な人間の定義を下されたわけでありませぬが、最も人間の常識的な定義に反しているというはおかしいじゃないですか、厚生省が、これもやはりここで議論することではなく、これは廃棄しなければならませぬよ。看護婦さんが定着しないとかいっておりませぬけれども、これじゃ定着しませんよ。私はもう結婚後で、結婚の資格もありませぬけれども、自分の奥さんが十五日も病院に泊まっておるのでは、これはどんな絶世の美人であっても、これは敬遠するのはあたりまえですよ。当然です。こういうことをやらせるといふのは、笑いごとになりますけれども、これは笑いごとですよ。その笑いごとをやっておるのだから、ちょっと笑いごとにならぬような笑えない喜劇です。これはどうですか、これは改革しなさい。たいへんですよ。

○政府委員(若松栄一君) 人間は夜休みたのでございませぬけれども、患者の看護は二十四時間連続してやらなければならませぬので、どうしても夜勤というものが病院の特性として必要になるわけございませぬので、そういう意味で看護の勤務は三交代制ということで、八時間ずつ三人で一日を勤務するという形になっておりますので、夜勤を全く廃止するということは全く不可能なことございませぬ。何とか夜勤の回数を減らし、あるいは一人の夜勤というよりな心細いやり方をなくし、また、その夜勤の勤務環境をよくし、勤務が比較的軽くて済むようないろいろな方法をするということが現在なし得る方法であると考えております。

○沢田政治君 局長の答弁と私の質問は、一見して、あまり詳細に考えなければ、合っておるように見えるのですけれども、分析してみると、どう

も違ひのです。病院の実態と特殊事情ということから、だれにものを含むてはかるのかという角度が、スケールが違つておる。病院の実態からしてやむを得ないということにすぐ転換するわけです。私は、人間の安全の面から、そういう面から医療面は発展していくべきであつて、病院の実態から作業の実態をきめるということは本末転倒です。この原則はあなたと私はほんとうに違つておるわけでありませぬが、しかし、私は、ここで笑いごとではないと思ふのは、その結果、たくさん事故とは言えないけれども、去年ですか、事故が起つておるでせう。明白に警告を与えておるわけでありませぬ、事実がです。西多賀の医療事故の経過、西多賀という療養所がありませぬ、この事故は一体どういふわけで、どういふ経緯で、どういふ原因でこれは起つたのですか。非常に今日の厚生省の労働環境なり労働関係なり、そういうもの欠陥であることを明白に私は物語つておると思ふわけでありませぬ。私も詳しい内容がわかりませぬけれども、皆さんの意識の程度といひますか、これに対する理解の程度、こういうものを知つておくために、どういふ原因でこれが発生し、どうしなければならぬか、これから学ぶものは何か、こういう点をちよつと説明してください。

○政府委員(若松栄一君) 先生もすでに御存じのようによ、これは、かん腸に薬を間違えて消毒薬を用いたという事例でございませぬ。もちろん、この事故の原因につきましても、薬品の保管のしかたの間違い、あるいはこういう本人の責めに帰せられない、他の人の置き場所がまちがひたという点もございませぬ。また、本人が夜勤明けであつたということから、あるいは疲労というものがそれにも間接的に響いておるかも知れませぬ。薬を間違えたという点でございませぬから、それが原因でなつたという点を一律に判定することはむづかしいございませぬが、いろいろないま申し上げましたような要因があつたと思ひます。

○沢田政治君 私は、今後のためにこの点だけぜひ御確認願ひたいと思ひますが、まず、第一には、未成年者でせう、これに深夜勤務をさせておる。こういう原因というものをまず一つあげなくちゃならぬと思ふのです。もしこれは、いや、そうじゃないというなら反論してください。第二点は、やはり一人夜勤でせう、一人で夜勤をさせておる。人間の意識というものは、非常に正確なもので、瞬間的には非常に、何といひますか、錯覚もあるし、これはあり得ると思ふのであります。また、一人夜勤、それと、たつた一人のいふけないといふけないというならば、娘さんですから、いふけないかどうかわかりませぬが、十九歳というまだまだ未成年者でせう、こういう人に四十八床も持たせておる。比較的軽いという理由を言つておりましたけれども、こういうことも一つの原因にあげられるのじゃないかと思ふのであります。

もう一つは、俗にいう看護婦、看護を正規の資格を持った正看護と同じような勤務に当てておる、こういう点にも問題点がありやしないか、こういうふうには私は考えます。それと、先ほど言ひましたように、もう一つは、夜勤が連日であつたかは別としても、それ以前に月のうちに十日間も夜勤が続いた、こういうこともいわれておるわけでありませぬ。それを、先ほど言ひましたような薬品管理でせう、こういう点にも非常に手落ちがあつた。私はその当時の現物を見たことがありませんが、石炭酸ですか、それと生食塩水ですか、どつちも無色透明、容器も似ておる、小さいラベルを正確に見ればこれは識別ができたと思ふが、一人でせう、二人だつたらば、私はこういう事故が起こらなかつたのじゃないかと思ふのです。

したがつて、こういう六、七点、そのほかにまだ原因があると思ひますけれども、こういう点に手ぬかりと欠陥があつた、起こるべくして起こつた要因というものはこういう点にあつたということをお認めになりますか。

○政府委員(若松栄一君) いろいろ六、七点おあげになりましたような要因は、確認はできませんけれども、考え得る要因であつたと思ひます。

○沢田政治君 私は、常識的な六、七点の原因は、起こるべくして起こつた、また、起こるであらう可能性を含めた原因をあげたわけでございますが、お認めはできませんけれども、言ひますが、お認めできないのは何項か、六つあげたうちで、どういふ意味でこれをお認めできないのですか。

○政府委員(若松栄一君) 承認したわけではございませぬ。六つのものが、確認はできませんけれども、おそらく何らかの形で影響があつたものだと、可能性のあるものとして承認したわけではございませぬ。

○沢田政治君 非常に驚いておることは、仮眠設備と申しますか、休憩施設といひますか、私も二カ所くらいしか国立療養所の中は見ることがありませんけれども、非常に設備が貧弱です。国の施設とは言えないと思ふわけでございます。あつ中にやれといふわけじゃないですけれども、民間から比べても、これはたいへんな差があると思ふのです。今日、秋田県、青森県の農民の方々が出か

せぎに来ていますね、そうして昔の飯場に泊つておりましたけれども、労働省の宿舎規程改正によつて相当厳格な規定になつておるのです。皆さんのところ、あるいは休憩室がないところもあるやに聞いておるわけでありませぬ。これじゃ科学の先端をいく医療行政とか医療機関とか、もうそのこと自体の名前が泣くと思ふのでせう。そういう設備の改善、営利採算ではなく、企業性を求めることではなく、そういう点がやはりやらなくちゃならぬといふことの一つじゃないかと思ふのです。

が、いかがですか。ほんとうに劣つておるのです。私は、一番条件が悪いのは炭鉱、鉱山だと思ふわけでありませぬ。そのまた一番悪い地下で私は働いたこともあります。ここです。さあ、仮眠できるような炭鉱じゃできないにしても、普通の鉱山であるならば、ガス爆発のないところならば、電熱器、お茶わかしがついていて、快適なものです。太陽の紫外線が当たらないだけです。そこよりも悪いのです。佐渡の金山この世の地獄、こ

の世の地獄よりもまだ悪いのだから、これはやっぱり早急に改善すべきだと思ひます。普通並みでいいんです、普通並みにしなさいよ。

○政府委員(若松栄一君) 休憩室、あるいは仮眠室等の設備が非常に劣つておるといふお話でございます。古い療養所等においては十分な設備がなかったことも確かでございます。しかし、勧告等によりまして、この点もかなり力を入れて改善しております。たとえば四十一年と四十二年の間に

休憩、休息室の改善を行ないましたものが全体の二七、八%でございます。休憩、休息室が整つておりましたのが五九%程度、それが八六%まで向上いたしております。このような休憩、休息室等の整備も含めまして、夜間勤務、環境の改善というために、この三カ年間に約一億程度の金を入れてその整備をはかつております。

○沢田政治君 労働環境が悪い、条件が悪いということを言つておたらば、もうあすの夜明けまで言うことの材料をたくさん持つておるわけでありますが、もうすでに耳にたこができるほど、あなたの意識の中に、記憶の中に入つたと思ひますので、これはあまり続けません。

ひとつ人事院総裁、国立療養所、これは役所の机の上で事務をとつたりなんかする仕事じゃありませんね。現場ですね、現場ということばは悪いと思ひますけれども、一般の学校の先生でも現場といつておられますから、現場ですね、働く場所です。働く現場ですからね、非常に現場に近いんです。作業とか労働環境の悪化がですね。したがって、これは国家公務員には変りないかも知れぬけれども、労使関係のあり方としては、むしろ三公社五現業、これに私は近いんじゃないかと、こういうふうに考へるわけでありまして。たとえばみんながこの働いた時間外もいただかずにがまんして働くと、これはすぐもうけのほうに入るわけでありまして。どんどん外来患者でもつたならば非常に収入がふえるわけでありまして。黒字になるか赤字になるか、その事態を見なくちゃ、ケースを見なくちゃわかりませんけれども、一つ

の採算面というものは向上していく、こういう一つの態様にあると思ひわけでありましてね。頭腦労働であり、専門職であり、肉體労働でもありというふうな、非常に高度な要求をされる業態だと思ひます。内容が、作業業態がそういうことだから、むしろ三公社五現業並みにして、やはり同交権の所在とか、そういうものを明確にしたほうがいいのではないかと私は考へるわけですが、どうも、いかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) いまのお尋ねは、同交権の問題のより一つ手前の問題として、これを公団的なものにしたかどうかということがおそろく前提になつておると思ひます。これはそういうことになりまして行政機構の問題でありまして、われわれそれこそ非常に謙虚な立場で申し上げなければならぬ、人事院の所管のより一つ上の段階になりますので、私は、第三者としてはそれも一つの考へ方じゃないか、決して非常識な御提案じゃないと思ひますが、それは私としてはお答えすることをお断りさせていただきます。

○沢田政治君 私、公団を言つておるのじゃないのです。そうなら、もう特例法でも企業採算だから、公社、公団になつたら、これは採算制、企業制というものはたいへんなことになりましてね。そういうことじゃなく、私は日本国憲法をすなおに見て、これは労働権の問題はあまり議論しても歯車が合いませんから議論しませんけれども、国家公務員、こういうことになると、一律に労働権、基本権というものを無視して、こういふやり方ではなくて、やはり国家公務員ではあるけれども、実際の作業の環境、こういうものが現業に近いならばそういう扱いを、名前は体をあらわしませんが、体はすべてをあらわしというよりな方向に私は直すべきじゃないか。もちろんいまの法規、規則等には制限があるわけだけれども、そういうものを改正してでも、あるべき姿にやはり戻す必要があるんじゃないか。したがって、あなたの人事院総裁としての公式的な見解でなくとも、それを求めたいわけだけれども、まあまああなたの感想ですか、考へ、やはり

も、まあまああなたの感想ですか、考へ、やはりそう思ひなら思ひと、どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) こういう公の場で個人的な感想を申し上げることがいいのか悪いのか、遠慮したほうがこれはよろうと存じます。ただ、いまの同交権の問題は、私どものいまのそれこそ感想ですけれども、そういう限られた問題でなく、もつと大きな問題じゃないかと思ひます、全体にわたつての。そういう気持ちを持つております。

○沢田政治君 ちょっと意見がわからぬわけでありまして、先ほども、規則改正を一方的にやつた、なぜやつたと言つたならば、わが身を守るためにと答へられましたが、いまもまたわが身を守るために個人的な見解を差し控へられたかどうか、わかりませんけれども、その件は推測の域を出ないわけでありまして、これは押し問答をいたしません。

そこで、私一つお聞きしたいのは、いろいろ理屈、議論もできるといふし、かりに医療行政の効果をあげるという一つに目的をしぼつても、いろいろな角度から大臣にお聞きしておるわけですが、いろいろな角度から議論できると思ひます。まあ医者とか看護婦の問題もあるであらうし、また、医者の技術の向上、施設、環境の整備、いろいろあると思ひますけれども、やはり最も不可欠なのは、医療に従事しておる職員の方々と、やはり使用者になつておる政府の管理者、この人方の理解というものがびつたりいかなければ、私はやはり医療行政の向上というものは期待できないと思ひわけでありまして。人間でありますから、霊長類だからこれではできないのです。理屈は言つたとしても、そこで、私は非常に慨嘆いたしますが、驚いておるわけでありまして、非常に労働関係、労使関係、労働関係が極端に、何といひますか、悪い。その原因を見ますと、労働運動という、何か十九世紀の資本家が考へたように蛇蝎視する、凶悪犯視する、こういう一つの傾向から脱皮できないでいるような傾向が非常に強いわけですね。たとえば労働者が自分の思つたことをみんなせよとするとするために団体交渉をするところもあるでしょう、あるいは、また、口で言わなくても、われわれはこういう希望を持っています、要求を持っていますというものを何らかの方法で、これは以外、言語以外の方法で、ただし、暴力じゃないですよ、言語以外の方法といつても、方法で意思表示することも許されると思ひます。これは表現の自由ですからね。ところが、聞くところによると、何か「要求貫徹」と四字くらの日本文字を書いたリボンを下げただけでも、とんでもない、それは取つちやえ、こういうことで目くらまを立ててそれを取り締まるというか、そういう事実があるやに聞いているわけでありまして、そういうことはほんとうの正しい労働関係でしょうか。

○政府委員(若松栄一君) ただいまリボンをつけただけで文句を言われたというふうな御指摘がございまして、私もそのような事例を聞いたことがございまして。労使関係を円満にやつていくということは私も同じように念願しておるわけで、そういう無法、あるいは非常識なことのないように私どもも努力してまいりたいと思つております。

○沢田政治君 局長、非常に初歩的なことを聞いたついでだから、また初歩的なことを聞くわけだけれども、労働者が八時間働いたならば一時間の休憩時間を与えなければなりません。六時間四十五分と、こういうことになるわけですが、その場合、休憩時間というものは、本来、労働者みずから自由にこれは使つていいわけでありましてね。いろいろなこともあります。たとえば二キロぐらい離れた家へ御飯食へに職場外に出ていっちゃつたとか、そういうことは許されたいと思ひますけれども、職場内におつたらば、雑談しようが、もつと高尚な文学の話をしようが、あるいは、また、今日の社会というものを議論しようが、これは当然あたりまえでしょう。それから、また、宗教に傾倒しておる人は宗教の議論とい

うこともあるでしょう。そういうことは当然許されることでしょう、ここで議論するまでもなくどうですか。

○政府委員(若松栄一君) 休憩、休息の時間をできるだけ自由に活用することは当然のことと思います。

○沢田政治君 ところが、当然のことが、まあ答弁はいつも当然だけれども、事実は当然ではないので私困っておるわけですが、良心があるならば、自分が公式の場所であると言ったことは、やはり当然とさせるようにあなた方も努力をしなくちゃいかぬと思うのであります。もうそんなものは常識ですよ。そういうことで、私ちよと三分の一ぐらいのところで聞いて、三分の二ぐらい保留になりますけれども、私一人だけで東北弁で話しておりますと退屈と思ひますので、以上をもつて私はちよと休んで、どなたかにバトンタッチしましう。

○森中守義君 ちよとと議事進行。もう十時になりましたが、まだ大橋質問が出るようだし、それに森勝治君も質問の用意がある。また、私も途中でやめておる。それで、あときよう一ぱいやつていても、延会しなければ、もう十時ですから、二時間で終わるということになります。それだけの質問を終了するのはとても二時間では無理だと思ひます。それで、大蔵の委員長もお見えですし、もう一回ひとつ協議していただいて、あしたのせめて午前中ぐらい連合審査を延長するようなことを、一ぺんひとつ休会にして打ち合わせてください。

○委員長代理(山本伊三郎君) 速記をとめてください。

〔午後十時一分速記中止〕

〔午後十時十九分速記開始〕

○委員長代理(山本伊三郎君) じゃあ速記を起こして。

○沢田政治君 先ほど若干残っているところがありますので、質問を続行するわけでありますが、先ほど私は、超過勤務に対して、大体実際に超過

勤務した労働の対価が払われておらぬ、こう言うて、まあきわめて抽象的に触れたわけであります。まあそういうこともあるかも知れませんが、

○政府委員(若松栄一君) 正規に超過勤務命令を出して超過勤務させたものについては、当然支払うべきものと心得ております。

○沢田政治君 先ほどの行政措置要求ですね、この問題について非常に飛び飛びずつと前に進んでいったわけでありますが、一応これについて大臣もしかるべきようにこれを実施したい、こういう意見の開陳がなされたわけですね。私はその言を信じますと言いました。いまでも信じています。しかし、冷静に考えてみますと、信ずるだけでは片づかない内容もあると思ひわけであります。もうすでに昭和四十年に判定されたことが今日まで実施されておらないのだから、三年間やらぬ政府に対して、努力しますといつても、ああそうですかと信じたのですが、私、信じていますけれども、ここでこの際問題ごとに内容を明らかにして、たとえは夜勤日数は月八日平均とすることを目標とし、個々の看護婦の云々とありますね、以下たくさんここに載っておりますね、これをただばく然と約束をいたしますという、そういう抽象的な答弁ではなく、いつならいつに実施するの、か、また、どのことについては六カ月くらいか

るけれども、どの部分についてはさつそく実施します、こういう点の保証がないと、非常に職員の方々も動揺すると思ひますね。三年間もう判定がおつぱり出されてきたので、抽象的なことでは、ああそうですか、こういうわけにはまいらぬと思ひます。具体的にとれどれはどれだけの期間をめぐらして実施をするのか、こういう保証と

○政府委員(若松栄一君) 問題になつております人事院判定は、主として四項目の判定でございますが、夜勤の日数を月八日程度に縮小すべきであるという御意見に対して、私どももいろいろな角度から努力をしまつておりますが、いまだに九日程度でございまして、何とかしてこれを、少なくとも、もう一日程度縮小したいという努力をいたしておりますが、これを画一にやりますためには、どうしても相当の定員増をはからなければなりません。この定員増をいま確実にお約束できる立場にないのがまことに残念に思ひますので、これにつきまして期日を限つてお約束することは、遺憾ながら、困難でございまして。

なお、一看護単位をできるだけ少なくするということ、また、二人夜勤に変えるということ、これも看護婦の絶対数の問題とのからみ合いがございまして、できるだけ夜勤というものを効率的にしたい。したがって、同じ看護婦の数の中では、できるだけ軽症の患者等におきましては、ある程度看護単位を大きくしても、できるだけ一人夜勤を排除したいという考えでこれをやっております。

また、産前産後の一年間の夜勤を禁止するといふ、これを人事院の判定では六カ月程度を目標にしてやれといふこととございまして、これにつきましてはそのような指示をいたしております。ある程度実行に移されておると思ひます。また、休憩、休息時間の明示につきましても、これは相当改善をみておると私ども実績で把握して

おります。

○沢田政治君 定員増等の関連からいって、いつしかじかこういうことを実現します、こういうことは非常に不可能だ、部分的に改良しておるところもある、こういう答弁なわけですが、私は、やはりいろいろな事情があつたにしても、今年の予算を通過しましたから、これから戻つて定員をことしから数をふやすといふことは不可能です、これは物理的に。心情の問題は別としても、手続の問題からいってこれは不可能です。したがって、来年なら来年は、やはり水田大蔵大臣もいるので、こゝまで議論されておるので、国立療養所並びに厚生省管下の労働条件というのは非常に密度も高いし、残業も多いし、そういう実態はおそらく聞いておると思ひわけでありまして。したがって、来年は思い切つてそういう増員要求をして前向きな姿勢をとつて、来年中にはこの問題の結着をつけるならつづけるという決意をここに御披露にならなければ、事情もあるとか、ちよとぐち

に聞かせるような言い方ではおそろしく進歩がないと思ひます。また、おそろしく来年になったら来年といふことで、厚生大臣は来年までこの職にあられますかどうか、次の人は次の人で、こういうことではいかぬと思ひ、労使の信義からいっても。だから、水田大蔵大臣も来ているのだから、こういう矛盾があるといふことを知っているなら知つていておる、これを私は解決しなければ、まさに職場環境は前近代的、だから要求しますと、そういう気魄で、来年解決しますならしますといふことを、大臣、ちよとと答弁してもらいたいんですけれどもね、決意を。

○国務大臣(國田直君) いまの御意見は全くそのとおりでございまして、私としてもその点は早急に解決したいと思つておりますので、明年度は強い決意をもつてお願いするつもりであります。

○沢田政治君 まあ意欲的に来年度中にこの問題の結着をつけたいという御答弁がございまして、それで、重ねてこの点については触れませんが、これと関連するかどうかわかりませんが、

非常に夜勤が多い。一人夜勤というものは非常に、風紀の問題はどうなりますか別として、これは絶対ないんだというところは言い切れないと思われ、可能性を全部想定して対策を講じて、対策のし過ぎということはないと思うわけであり、それと関連して、一体、看護婦さん方が夜勤をして、発育盛りの、二十五歳ごろまで人間は発育するから、その場合の正規の計算の総残業手当、深夜手当ですね、基準法でいう。当然これは正規の規定によってこれを支払わなければならないが、そのほかに民間等では夜食代とかという形で、あるところは二百五十円、あるところは二百円、これは全部一律二百円というところではできませんけれども、それだけのものは出ておるわけであり、どこでも労働条件として、そういうものがなされておられますか。

○政府委員(若松栄一君) 三年ほど前から、夜勤に對しましては、夜勤手当一回百円というものの支給が始まりましたが、これは、なお、この夜勤手当の増額等につきましても、将来とも私も努力してまいりたいと思っております。

○沢田政治君 夜勤手当は幾らですか、額にして。それで、その夜勤手当は、深夜作業手当とか、労働基準法に基づく増し賃金ですね、そういうものは別でしょう夜勤手当は。そのほかに民間等では、深夜にやはりエネルギーを、人の休んでいるときに放出しているんだから、エネルギーに火をつけるんだから、それに見合うものがほとんど出されておるわけですね。そういうものが出ておるかどうかわかりませんが、

○政府委員(若松栄一君) 看護婦の勤務は三交代制でございますので、三交代制であるために八時間の勤務が昼間になったり夜になったりするわけでございます。夜の勤務も正規の勤務時間でございます。したがって、夜の勤務時間については夜勤手当が支給されるようになったわけでございますが、これも世の中の一般の実情に比べてまだ低

いのではないかと思っておりますので、その増額等にも将来つとめてまいりたいと、こう思っているわけでございます。

○沢田政治君 別の問題に移りますけれども、移る前に、もう一つ人事院總裁のほうに確認の意味で、さっきの確認でいいますように思いますが、私の理解の間違いがあると思ひますので、私は、やはり労働者、特に女子の多い国立療養所の作業、超過労働、オーバー労働はある程度の歯止めを置かなきゃならぬと、その必要性をいろいろの意見を述べたわけであり、その意を現行の規則があることは私も承知しておりますが、現行の規則では、これはどうも労働者の意思というものが入っておらぬわけであり、本来なら、労働者が八時間なら八時間働いたならば労働提供の義務というものは免除されるわけであり、これは何人といえども、ただ、労働者の意思によってまあオーバー労働をやってもいいだろうと、そういう合意した形でオーバー労働がなされておるといふのが三六協定なわけですね。それは私はノーマルな姿だと思ひます。八時間労働なら八時間労働で、あとはもう本人の自由意思。本人じゃない、労働者の自由意思です。それ以上の苦患労働、強制労働はその必要はないのです、みづからの意に反して。そういう意味で、これは三六協定という方式になるのか、つまり労働者の代表は、三分の一になりますか、半数以上になりますか、の労働者の意見、それによって協定の結果なされるべきものが望ましいと、そういう点をやはり人事院規則の中で歯止めをしないと、すべきだと、こういうふうに主張したわけであり、

と、まあ反対ではなかったようであり、そういう歯止めをするというように確認してけつてうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほどお答え申し上げたとおりでございます。先ほど申し上げました歯止めは全く足りないかどうかという問題は、これは検討いたしますけれども、趣旨は先ほどお答えしましたとおりということで御了承願います。

○沢田政治君 いまのままよりも、やはり歯止めというものはさらに必要だということについて同意なされておるわけですね。

○政府委員(佐藤達夫君) 人事院は国交権の代償機能を持つていて、いろいろなことをいわれておりますが、そのことをもっていまの場合に当てはめれば、三六協定も代償機能として適正な方途を常に考えていこう、こういう心がまえでおるわけであり、

○沢田政治君 心情としてはあなたのお気持ちはよくわかるわけであり、しかし、現実にはいまの規定のままでは無制限になっておると思う。ある人はものすごく運動に運動をやっている人とか、こういう弊害が現実の問題として出てくるから、私は何らかの歯止めが必要である。いまのままでは、總裁の気分としてわかるわけであり、また、總裁の心情、即、それぞれの労働管理者が同じであるとは言えないわけであり、私は善意に解釈したいわけであり、

○沢田政治君 この議論をして、おつたら朝までやってもいいですよ、私、だけれども、お互い人間ですから、こゝでさうするのと抜けたとか抜かれたとかという感じをあなたも持っておられぬと思うので、そのために手を打つというのを言っておるのだから、私それを信頼しなさい。信頼じゃない、これはあなたも議事録を見ればわかるように、現状より進歩したことをやりますというように言っておりますから、これはやはり公式の席上で言っておりますから、あなたも実行されるとい

たいのです。いいですね。この場限りの安受け合いを申し上げても、これはしかるべき事情ではないわけであり、無責任な安受け合いはいたしません。しかし、いまのおこぼれを拝聴しますと、大体私の気持ちはわかっていただいております。お話をいただいているというふうなことで、私も喜んでおる次第でございます。

○沢田政治君 私の気持ちは、あなたのお気持ちは私聞いておるわけで、コンニャク問答のようにならなければならぬけれども、まあ大体こういうことは許されるかどうか、いい線いっているのだけれども、やっぱりあなたも、何も政府当局に對してうしろ向き、何か利益を害するようないことを言っておるのじゃない。あなた言っておることも私言っておることも、やっぱり労働管理からいって、医療行政の効率をあげる意味でいって、労働者の健康管理からいって、やはりいまのままではいかぬというのはいち一致しておる。一致しておるのだから、いまのままを改善する方途を考へるということが、当然次の問題として必然的に出てくるでしょう、それで、そうじゃありませんか。

○政府委員(佐藤達夫君) 前向きで常に検討しておりますが、いまのおこぼれもありましたし、なおその心がまえを強めてまいりたいと申し上げれば、おそろしく御満足いただけるだろうと思ひます。

○沢田政治君 この議論をして、おつたら朝までやってもいいですよ、私、だけれども、お互い人間ですから、こゝでさうするのと抜けたとか抜かれたとかという感じをあなたも持っておられぬと思うので、そのために手を打つというのを言っておるのだから、私それを信頼しなさい。信頼じゃない、これはあなたも議事録を見ればわかるように、現状より進歩したことをやりますというように言っておりますから、これはやはり公式の席上で言っておりますから、あなたも実行されるとい

たいのです。いいですね。この場限りの安受け合いを申し上げても、これはしかるべき事情ではないわけであり、無責任な安受け合いはいたしません。しかし、いまのおこぼれを拝聴しますと、大体私の気持ちはわかっていただいております。お話をいただいているというふうなことで、私も喜んでおる次第でございます。

うように私は確信をいたします。

それで、今度は厚生省のほうにお聞きをしたいわけですが、厚生省に庁舎管理規則、こういう規則がありますね。これはどこでも、民間でも役所でも管理規則があると思うわけでありまして、この管理規則は、これはどういふ法規を根拠にしてつくられておるものか、これをお聞きしたいわけですが。

○政府委員(戸澤政方君) 庁舎管理規則がございまして。これはその根拠は、特別の法律というよりも、基本的な營造物の管理権といったものに基づいて制定されておるものでございまして。

○沢田政治君 まあそれはいいでしょう。ところが、建物が進むからそうなると言われますと、そのとおりでしょうが、各診療所ですね、そこにも別の規則といいますが、そういう管理規則といいますが、病院ごと、診療所ごと、いろいろな形で、必ずしも一様ではないと思えますけれども、いろいろばらばらな、いろいろな意味を含めた管理規則がありますが、これは一本にできないんですか。なぜ場所ごとに、あるいは、また、本庁ごとに違うわけですか、同じ役所でありながら。

○政府委員(若松栄一君) 厚生省には厚生省の庁舎管理規則がございまして、各施設におきましては、大体、厚生省の庁舎管理規則に準じた考え方を基本にいたしまして、さらに各施設の責任者がそれぞれの施設に適合したものを定めることになっております。

○沢田政治君 私は、この建物を維持管理するだけだったなら、何も青森県の療養所、北海道の療養所、熊本県の療養所の維持管理のみを目的とするならば、それぞれ変な色合いを持ったものをつくる必要はないと思うのであります。維持管理だけであるならば、これが別だということ、他に何か目的があるんじゃないか、おありじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(若松栄一君) 私は、いま各施設のそれぞれの庁舎管理規則を詳細に存じておりませんが、およそ似たものであらうと存じております。

施設によって特殊性があれば、あるいはそういう特殊性を織り込んだ規則ができておるものかと存じております。

○沢田政治君 似ておると言われると、まあそれだけで回答もできないわけでありまして、少なくとも、国の施設ですから、どういふ維持管理をしておるのかというのを医務局長がわからぬというの、これはちょっと職務怠慢と言えは大きくなるけれども、そう言いたいと思うのです。特殊事情があると言つても、どういふ特殊事情があるのでしょうか。特殊事情があるとしたら、まあ自然的には積雪寒冷地帯と温暖の地方があるわけでありまして、積雪寒冷地帯と温暖の地方があるわけでありまして、何かその裏には別のねらいもあるものじゃないか。何かその裏には別のねらいもあるものじゃないか。特殊な事情とか、そういう事情は、あなた考えられる事情をここで言つてくださいます。どういふものが考えられるか、特殊な事情。

○政府委員(若松栄一君) 庁舎管理に關して管理が必要なる部分を定めるというにいたしてありますが、大体似たものであると存じております。

○沢田政治君 私もここに全部の事例は持つておりませんが、一部は持つておりますが、さらに皆さんが何の意図がない、維持管理だけだという答弁をされておられますが、それ以外にほかは何か意図があると思つておられます。まあ労務管理上とか、そういうものですね。だから、これはきょうの議論にはなりませんけれども、あとで各事業所のそういう管理規則といいますが、そういうものを参考のためにほかのところへ資料として提出していただきたいと思つておられます。それで、全部とはいませんが、大体似たような傾向をたどつておるのじゃないかと思つておられます。たとえば事業所の中で、先ほど私は非常に抽象的に述べましたが、休憩時間中には、組合の議論をしたり自分の奥さんの自慢をする人もあるだろうし、宗教の議論をする人もあるだろうし、これは全く労働者の自由だと思つておられます、休憩所で行なう限

りにおいては。あるいは、また、ときたまクラブをつくつてレクリエーションの話を休憩室ですというところもあるだろうし、これは民間を問わず官庁を問わず、そこへ従事しておる人なんだから、これは当然そういう利用というものは、そこがどうかこうとかの問題じゃない、利用させておるの、これはノーマルだと思つておられます。あたりまえだと思つておられます。厚生省においては、宗教の話をしなかつたか、あるいは、また、政治問題を議論しなかつたか、組合の話し合ひをしなかつたか、こういふ強い締めつけといひますか、規制が非常になされておるわけでありまして。私は非常に暗い雰囲気じゃないかと思つておられます。一体どういふ根拠からこういふような締めつけなんでしょうか、こういふものをしておるのか。もし皆さんのほうから職員に対して、政治の話、あるいは、また、みずからの処遇の話、いろいろな苦情、さらには宗教の話、こういふものに官庁の施設を使つちやいかぬというやうな統一のな見解なり示達、そういうものをやつておるわけですか。全く現場の思いの考えですか。

○政府委員(若松栄一君) 庁舎管理の規則は、それぞれその庁舎の目的に沿つて管理するための規則でございまして、ただいまお話をしたやうな、宗教の話をするとか奥さんの話をすることとか、あるいは政治向きの話をすることかいうようなことは、それ自体を何ら抑圧したり、あるいは取り締まる必要は全くないと思つておられます。

○沢田政治君 これはあたりまえのことです、常識です、そんなことは。ところが、私はあるところで聞くところによると、正確じゃないから、私は確証はつかんでおらないから、それをすばり言いませんけれども、小平さんともいふやうです、創価学会の話をしなかつたか、これは何の創価学会さんのことばかりじゃありません。これは社会党でもい、これはいまの自民党は非常に好ましい、特会法をつくつて非常にけつこうだといふ話もあるかもしれせん。これは政治の話で

すから、各党の話になると思つたのだ、これは大いによろしいと思つたのだ。だから、もしその地方地方においてあつたならば、そういうことはさせない。労働組合なんだから大会もやるし、自民党もほめるかもしれぬ、社会党もくさすかもしれぬ、ほめるかもしれぬ、ほめるなら私もほめるがたいのです、それは当然許されるでしょう、そういうのは抑圧しないのでしよう。

○政府委員(若松栄一君) 庁舎管理の目的がございまして、そういう庁舎管理の目的に反しない範囲内で、ただいま例示のありましたやうなものはおおむね差しつかえないものと解しております。

○沢田政治君 ところが、実際になされておるわけでありまして。よくは、宗教の話とか労働組合の話とか趣味の話とか、話といふのは非常に多様にやつたならば、これはおのずから秩序がありますね。しかし、休憩所、集会所で、しかも、自分の自由な時間であるならば、これはかまわないのは常識だと思つておられます。ところが、実際の、昨年の十月二十六日ですか、これは組合の行事があつたやうです。ことしの三月の二十六日ですか、こういふいろいろな、何といひますか、労働者が、税金が高くなるし、物価が高くなるし、どうして自分の生活をよくしようかといふ、これは当然労働者ですからお話し合ひするだろうし、これはやはり日経連のお話し合ひに於いて利を増すかといふ議論をするのと同じだと思つておられます。そういう場合、特に全医労の各支部に対して絶対に場所を貸しなかつたか、赤旗をちらつと見せてもいかぬ、赤旗のほうは別であります、そういう場所を貸さぬ、こういふことがなされておるわけでありまして。こうなると、先ほど言ひましたあなただ、これは当然ですといふ先ほどの意見とは事実がまさに逆行しておるわけですね、そう

○国務大臣(岡田直君) ただいま御指摘のやうなことが規則に書いてあるとは思ひませんが、ま

あいま調査をいたしますが、場所によつてそういうことがあるとするならば、よく指導をいたしまして、そういう非常識なことのないように注意をいたします。

○沢田政治君 そうですよ。うまい答弁よりそのほうがいいんですよ。やめさせるならやめさせる、直すなら直す。ほくはそれを、何というか、求めておつたんですよ。それは約束できますね。

まあ具体的にどの場所ですという事実があつたのかも幾らも知つていますけれども、ここであえて言いません、大臣のそういう答弁がありましたので。そこで、国立療養所、新潟の療養所の職員で、これは全医務の異支部長の米山忠治さん、こういう方が、労使関係の問題で新潟地方裁判所の判決が四月九日に出され、懲戒免職の処分を取り消しが判決の結果出たわけですね。これは最終審じゃありませんけれども、これを厚生省のほうで控訴しておるようですね。控訴することは私はいいとか悪いとかいう議論をここでにわかには展開はさせませんけれども、どういふ見地からこれを控訴したのか。大体ほとんど高裁、あるいは最高裁のこの種の労働問題に対する判決を見ても、まあ病院のベッドをひっくり返したとか、患者を引きずり出したとかいふような重大な暴力行為とか、業務に大支障を来たすようなものは、これはまあ別ですよ。そういう判決は見たことありませんが、普通一般的に憲法のもとに、労働権のもとに労働者が結束して、やはり示威行動をするとか意思表示をするとかいふことについては、これは当然認められるべきであつて、こういうものは処罰の対象にならぬというのが最近の多くの判例だと思ふのです。それをいい悪いじゃないのです。どういふ見地から、どういふ心境からこれを控訴したのか、そのよしあしじゃない。どういふ意味で——私は、やはり労使の問題は労使で解決するのがほんとうなんです。それで、大体一審で、これはもう罰せられるほどのものじゃないという場合には、やはり労使の健全化といふんですか、正常化といふんですか、そういう意味からいっても、

私はやはりこれは控訴を取り下げるなり、控訴すべき問題じゃないと思ふのです。労務管理で裁判所で問題を決定するといふのはほとんど無能なやつだと思ふのです。やはり人間は、いかに科学が発達しても、プラスチックじゃつくられませんか。やはり感情を持つていますから。だから、これはどういふ心境でこれを取り上げたのですか。

○政府委員(若松栄一君) 私どもも、この職員は大事な職員だと思つておられます。したがつて、職員を処罰したり、あるいはその結果を裁判で争うというふうなことは好むところではございません。しかし、いろいろな事情で労使間で十分に話し合いがつかずにこのような結果になつたわけでございますので、しかも、それがどうしても話し合いができません、そういう人事院の公平審理でお願いして、そして一応私どもの主張を認めていただいた、これがまた地裁でくつがえされたといふことでございますので、私も、どこまでも、労務管理の上からも、労務管理のむしるルールを確立するといふ意味からも、この際は主張のあるところは一応主張を立てたいという趣旨で控訴いたしましたわけでございます。決して争いを好むものでもなければ、処罰を好むものでも決してございません。

○沢田政治君 まあ言い争つてもしょうがないかもしれませんが、労働管理の問題を裁判所にお願ひするなんというのはいささか賢明な方法じゃないし、能力のある人のやることじゃないんじゃないですか。しかし、それは水かけ論になるけれども、こういうところは非常に筋を突くべきではないですか。それが今度は給料遅配とか支払わないとかいふことになると、全く遺憾のきわみですといふことで低姿勢になる。おかしいと思ふのです。筋を通すならみんな通しなさいよ、われわれも通しますからね。おかしいと思ふんです。あるときは平身低頭までいかぬけれども、もう平身低頭です、さつまでの答弁は、森中同僚委員の質問に対して。そうなるならば、私はそういう議論は

かりでいくならば、本来ならば、これはまあちよつと間違つたら訂正しますよ。従来は十七日に厚生省関係の方々の給料を差し上げることになつておつたわけですから、従来は。それがまあ理由は先ほどから論ぜられていますが、あとは言ひませぬけれども、実際にはまだ給料としては払つておらない。一部払つたところはあるようですが、これはまあ大蔵委員会でも問題になるでしょうから、ここでは議論しません。そうなりますと、従来より二日ずれたわけですね。貸金じゃないけれども、何か補償とか何とかは別として、キャッシュを渡すのは二日ずれていて、従来より。そうじゃありませんか。

○政府委員(若松栄一君) 大部分は十八日にお渡ししたもので、一日ずれ、ごく一部が二日ずれたわけでございます。

○沢田政治君 たとえ一日が二日でも、労働者にその責めを帰すべき理由がないのに一日、二日延びたといふことは、明らかに職員は損をしたわけですから、それだけ。個々のケースを見るといろいろなケースがあると思ふわけでありまして。たとえば、そういうたとえができるかどうかわかりませんが、非常ににお金がないで、絶対に十七日にお給料をもらつたら返しますと、もし十八日に返せなければ違約金といふんです、それ相当のものを返しますという契約をした人もあるだろうし、名譽を失墜した人もあるだろうし、義理を欠いた人もあるだろうと思ふのです。これは労働者の責任ですか、だれの責任でしょう。

○政府委員(若松栄一君) 当然そのような事態が起り得ることも予想されることでございまして。そのようなことが起つて御迷惑をおかけしたとするならば、まことに申しわけないと思つて、深くおわび申し上げます。

○沢田政治君 そういうことは申しわけないで済まして、さつきのところは労使慣行を確立するために法廷で最後まで争つて筋を通さなければならぬと、あなたの筋といふのは何の筋だかわかりませんが、これはやはり損害を補償しなければなり

ませんよ。理由は皆さんにあるのだから、はつきり言つて。そういうものに全部私は、たとえ十七日に返す約束のものが返せなかつたために五千円ぐらいわび賃を出したといふ者もあるだろうし、名譽を失墜したといふ者もあるだろうし、利息を取られたといふ者もあるだろうし、一日おくれたために半年分の——これはそういう利子の法律に合法か非法か、ちまたの話ですから、いろいろケースがあると思ふのです。筋を通すならばこれを補償しますか。

○政府委員(若松栄一君) 具体的な事例を承知いたしておりますので、にわかには個々のケースについて云々するといふことは申し上げかねると存じます。

○沢田政治君 全医務の皆さんがすごい名譽を失墜したり損害を受けたと言つていますよ。胸から続々出てきますが、もしそういうことがあつたらばどういふ措置をしますか。国として損失をかけた、国の責任で損失をかけたものだから、これはけじめをつけなければならぬ。大臣、いかがですか、そのままだいてくれと言いますか、逆の筋で。

○政府委員(若松栄一君) 何といつても、御迷惑なことをおかけしたとすれば申しわけないことで、まずおわびを申し上げなければならぬと思ひます。

○沢田政治君 おわびはよくわかりましたが、これは当然やはり損害を与えておわびなんというのには、法律論争ではない、常識の問題だと思ふのだ。ただ、やはり組織対組織ですから、これはやはり親子だつたら、これはおわびしますとか相すまなかつたとか、オミステークで済むけれども、現実に損害を与えたものを救済しないといふ法はないと思ふのだよ。これはすべきだと思ふのです、どうですか。

○政府委員(若松栄一君) もしも具体的な事例等が出てまいりました場合には、慎重に検討させていただきます。

○沢田政治君 全医務の皆さんがすごい名譽を失墜したり損害を受けたと言つていますよ。胸から続々出てきますが、もしそういうことがあつたらばどういふ措置をしますか。国として損失をかけた、国の責任で損失をかけたものだから、これはけじめをつけなければならぬ。大臣、いかがですか、そのままだいてくれと言いますか、逆の筋で。

○政府委員(若松栄一君) 何といつても、御迷惑なことをおかけしたとすれば申しわけないことで、まずおわびを申し上げなければならぬと思ひます。

○沢田政治君 おわびはよくわかりましたが、これは当然やはり損害を与えておわびなんというのには、法律論争ではない、常識の問題だと思ふのだ。ただ、やはり組織対組織ですから、これはやはり親子だつたら、これはおわびしますとか相すまなかつたとか、オミステークで済むけれども、現実に損害を与えたものを救済しないといふ法はないと思ふのだよ。これはすべきだと思ふのです、どうですか。

○政府委員(若松栄一君) もしも具体的な事例等が出てまいりました場合には、慎重に検討させていただきます。

○沢田政治君 全医務の皆さんがすごい名譽を失墜したり損害を受けたと言つていますよ。胸から続々出てきますが、もしそういうことがあつたらばどういふ措置をしますか。国として損失をかけた、国の責任で損失をかけたものだから、これはけじめをつけなければならぬ。大臣、いかがですか、そのままだいてくれと言いますか、逆の筋で。

○政府委員(若松栄一君) 何といつても、御迷惑なことをおかけしたとすれば申しわけないことで、まずおわびを申し上げなければならぬと思ひます。

○沢田政治君 おわびはよくわかりましたが、これは当然やはり損害を与えておわびなんというのには、法律論争ではない、常識の問題だと思ふのだ。ただ、やはり組織対組織ですから、これはやはり親子だつたら、これはおわびしますとか相すまなかつたとか、オミステークで済むけれども、現実に損害を与えたものを救済しないといふ法はないと思ふのだよ。これはすべきだと思ふのです、どうですか。

○沢田政治君　あたりまえです。検討しなければならぬし、支払いをしなければなりません。これは損失を個人に与えたのだから国の責任ですよ。労働者の責任は一つもない。そこには、これは当然要求したら、それだけの損失を、社会常識からいっても、法律論を切り離してでもやらなければならぬのじゃないですか。皆さんがよく筋筋と言うから、それではこの筋をどうしてくれるかということがどうしても出てくるでしょう。これは私の心情は別としても、そういうケースは出てきますよ。これは民間なんかではしょっちゅうあることだ。資金繰りがつかぬから三日待ってくれ、そのかわり利子分は補給しますとか、これはあたりまえだ、社会常識ですよ。どうですか。

○政府委員(若松栄一君)　たいへん不測の事態で、前代未聞というべき事態が起こりまして、これに対処するために、大臣以下、非常な努力もいたしたわけでございまして、万一そのようなことが起こっておれば、まことに申しわけないと思いますが、もしも具体的な事例が出れば、やはりそれは適法に処理をしなければならぬと考えております。

○沢田政治君　私はこの点は保留しておきます。これは当然だと思っております。したがって、大体十一時ごろまでということでありましたから、私は保留しておきます。

○委員長代理(山本伊三郎君)　それでは、連合審査会はこのにて終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後十一時五分散会

昭和四十三年五月十一日印刷

昭和四十三年五月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局